

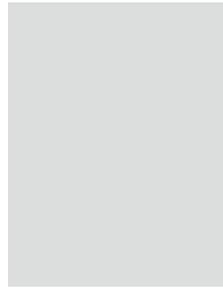
第2期本庄市地域福祉計画 第2期本庄市地域福祉活動計画

ふくしの杜ほんじょうプラン 21

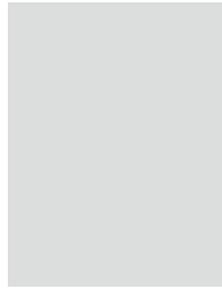
(パブリックコメント版)

平成31(2019)年1月

本 庄 市
本庄市社会福祉協議会



本庄市長 吉田 信解



本庄市社会福祉協議会副会長 齋藤 康雄

目次

第1章

計画の策定にあたって…1

1 地域福祉とは…3

- (1) 地域福祉ってなんだろう？ …… 3
- (2) 地域福祉は「誰のため」に「誰が」進めるの？ …… 4
- (3) 地域福祉の「地域」ってどこのこと？「地域」と「圏域」 …… 6

2 計画策定の趣旨…8

- (1) 策定の趣旨 …… 8
- (2) 計画の性格 …… 9
- (3) 国・県の動向 …… 10
- (4) 計画の法的根拠 …… 11

3 計画の位置づけ…12

- (1) 関連計画との関係性 …… 12
- (2) 計画期間 …… 13

第2章

本庄市の現状…15

1 市全体の状況…17

- (1) 人口の動き …… 17
- (2) 福祉関係の動き …… 22
- (3) 地域福祉関係の動き …… 28
- (4) 福祉関係歳出 …… 30
- (5) 基礎調査の結果 …… 32

2 日常生活圏域ごとの状況…36

- (1) 東地域（本庄東中学校区）の状況 …… 36
- (2) 西地域（本庄西中学校区）の状況 …… 38
- (3) 南地域（本庄南中学校区）の状況 …… 40
- (4) 児玉地域（児玉中学校区）の状況 …… 42

3 前期計画の点検・評価…44

- (1) 第1期本庄市地域福祉計画の評価
・課題について …… 44
- (2) 第1期本庄市地域福祉活動計画の評価・課題について …… 46

第3章

計画の目指す将来像と基本戦略…51

1 計画が目指す将来像 …53

2 計画の基本理念とロードマップ…55

- (1) 計画の基本理念 …… 55
- (2) 計画のロードマップ（行程表） …… 56

3 計画の基本戦略…57

4 計画の施策体系…58



第4章

基本的施策の展開…61

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり…63

- (1) 相談支援の仕組みづくり …… 63
 - ① 包括的な相談支援体制の構築 …… 66
 - 市の重点事項①
庁内相談・政策管理機能部署の設置 …… 69
 - 市の重点事項②
機能集約センターの設置 …… 72
 - ② 福祉窓口の多チャンネル化 …… 78
- (2) 横断的なサービスづくり …… 85
 - ① 生きづらさを抱えている人への支援 …… 86
 - ② 権利擁護の推進 …… 92
 - ③ 更生保護の推進 …… 98
 - ④ 災害時における支援体制の構築 …… 103
- (3) 人にやさしい生活環境の充実 …… 109
 - ① ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくり …… 110
 - ② 移動の支援 …… 114
 - ③ 住まいの確保 …… 119

基本戦略2 人と人とのつながりづくり…123

- (1) 小地域における福祉活動の推進 …… 124
- (2) 関係機関・団体等との連携強化 …… 129

市の重点事項	
地域福祉ネットワーク会議（仮）の設置	131

基本戦略3 地域で共に生きるための人づくり…137

(1) 福祉学習の充実	138
(2) 地域人材の確保・育成	144
(3) 専門職・支援関係者の育成と支援	147

基本戦略4 計画推進体制の発展・強化…151

(1) 市の計画推進体制の強化	152
(2) 社会福祉協議会の機能強化	154
(3) 地域福祉財源の確保	156

第5章

計画推進体制及び点検評価…159

1 計画の推進体制と行動指針	161
2 計画の点検評価	162



コラム

塙保己一と「世のため、後のため」	54
コミュニティソーシャルワークとは	60
「本庄市後見ほっとライン」とは？	84
「彩の国あんしんセーフティネット事業」「フードバンクの実施」	89
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	97
保護司とは？	99
「社会を明るくする運動」と更生保護サポートセンター	102
ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いは？	111
車いす仕様車貸出サービス	115
有償家事援助サービス	118
「ふれあいいいききサロン」とは？	125
「自治会活動」「民生委員・児童委員活動」	130
生活支援体制整備事業とは？	132
地域を元気にする福祉教育・福祉学習の展開	139
「保育園児向け認知症サポーター養成講座の実施」「DET（障害平等研修） の実施」	143
「赤い羽根共同募金」って？	158

計画の名称について ～ふくしの杜ほんじょうプラン21～

本市における福祉行政計画の上位計画として策定された本計画は、本庄の地で、市民が「ふくし＝ふだんのくらしのしあわせ」を実感できるよう、市全体が将来にわたり持続可能に発展していく姿を目指しています。

「杜」ということばは、「木」と「土」という字で構成されており、自然豊かな本市の「地域」を表すとともに、同じく「植物」と「土」で形づくられた国の示す「地域包括ケアシステム」のイメージも表現しています。

さらに、第2期計画は、これまでの市の仕組みを大きく転換する施策を盛り込んでいることから、「新しい時代」に対応する計画という意味を込め、「21」を付けました。

この名称は、平成29年度から平成30年度にかけて設置された「本庄市地域福祉計画審議会」において、提案・決定されたものです。

地域包括ケアシステムのイメージ



出典：平成28年3月

地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」より



第 1 章

計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	3
2 計画策定の趣旨	8
3 計画の位置づけ	12



1 地域福祉とは

(1) 地域福祉ってなんだろう？

一般的に福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人も多いのではないのでしょうか。確かにこれまでの日本の法律や制度は、高齢者や障害者など、それぞれの対象者ごとに必要なサービスを提供していくために発展してきました。

一方で「地域福祉」は、こうした法律や制度上のサービスの利用とともに、買い物やあいさつといった毎日の日常的な地域での暮らしを含む、地域社会の様々な社会資源による支援のネットワーク（輪）をつないでいくことで、暮らしの安心や幸せを創り出して行く役割を果たします。言いかえれば、さまざまなサービス利用も含めて「自分や家族・親族でできることは自分たちです」という「自助」、隣近所での助け合いやボランティアなどの「顔の見える支え合いの取り組み」である「互助」、法律や制度などを基本とした「行政の住民サービス」である「公助」、これらの共通した基礎が地域福祉であるということが出来ます。そこでは、これら自助、互助、公助の密接な連携を創りだし、誰もが、自分が住み慣れた地域社会の一員として自分らしく「自立」し、幸せに満ちた生活を送ることができるよう環境を整えていくための私たちの取り組みが大切です。

それでは、自立し、幸せに満ちた生活を送るとはどのようなことなのでしょう。

福祉が目指す「自立」は、何でも一人であることを単純に「自立」とは捉えません。自分ひとりでできないことや家族でもサポートが難しいことは、公的サービスや周りの人たちの支援などを受けながら、自分の意志や判断に基づいて行動し、自分らしい暮らしを営み、自分の持つ能力を活用して社会活動に参加したり関わりを持つことで、暮らしの充実感や目標の達成感を持つことができ、自分の人生に生き甲斐や幸福感を持って生活できることを「自立」と捉えます。地域で暮らすすべての人が安心して幸せに満ちた自立生活を営む“ふだんのくらしのしあわせ”のためには、「自助」「互助」「公助」を重層的に組み合わせるための地域福祉の仕組みづくりが必要となります。

(2) 地域福祉は「誰のため」に「誰が」進めるの？

人は一人では生きられません。どのような形であれ、地域社会の中で支え合って生活を送っています。

そのため、私たちにとって地域に暮らす人々の誰もがふだんの暮らしのなかで、人としての価値を認められ、幸せを実現していくことができる社会を創りあげて行くことが大切です。

そうした意味で、地域福祉の対象者は「地域で暮らすすべての人々」です。

また、地域福祉の担い手も、地域住民、自治会、学校、NPO 法人、福祉関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、施設職員等の福祉・介護従事者、保健医療従事者、行政などの「地域で暮らすすべての人々」です。

そうなのです。地域福祉は、地域のみんなで創る、みんなの幸せのための暮らしの福祉なのです。

「自立」した幸せな生活を送るということは、誰もが自分の能力を発揮して社会に関わり、参加することを含めて捉えられます。そのため、一般に「社会的弱者」や「要支援者」と呼ばれる人たちも、地域福祉の受け手であると同時に、時には担い手として活躍していく視点も地域福祉には必要です。

本市で暮らす誰もが、地域福祉の受け手であると同時に、担い手として活躍できる環境づくりが期待されます。

例えばこんなことが考えられます

Aさんの場合

地域で暮らす Aさんは、近頃少し物忘れが出てきましたが、近隣や自治会、民生委員・児童委員等の見守りや手助けもあり、一人で自宅で生活しています。また、地域のふれあいいきいきサロンを利用しながら、サロンの他の参加者へ昔からの特技である編み物を教えています。

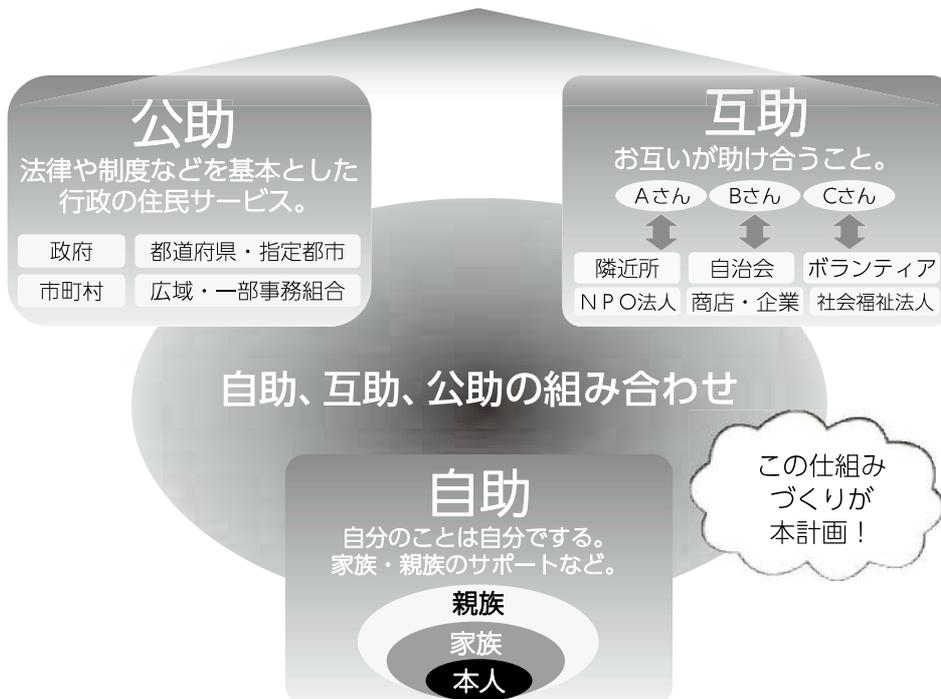
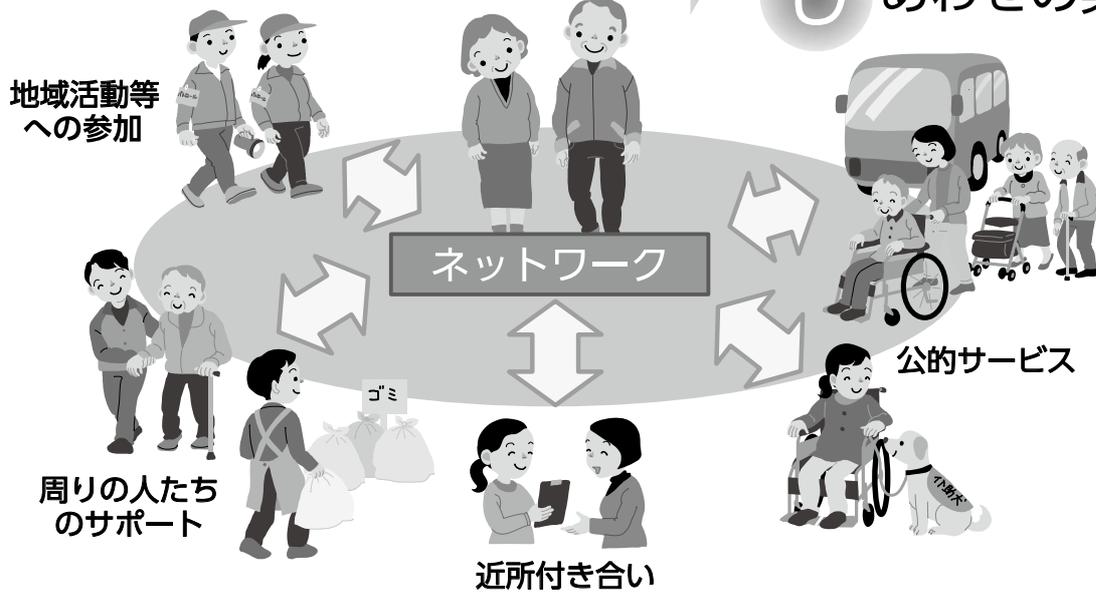
Bさんの場合

障害があり車いすを使用している Bさんは、障害福祉サービスを利用し、福祉作業所に通いながら生活していますが、小学校から依頼を受け、福祉を学ぶ授業の中で自分の体験をもとに障害やバリアフリーについての講話など、子どもたちの福祉の心を育む取組も行っています。

地域福祉のイメージ

誰もが、住み慣れた地域で
安心して自立した幸せな生活
を送る

ふだんの
くらしの
しあわせの実現



(3) 地域福祉の「地域」ってどこのこと？ 「地域」と「圏域」

「地域福祉」の「地域」とは、どこのことなのでしょう。 「地域福祉」はどこで展開されるのでしょうか。

「自治会」や「小学校区」を地域と捉える人もいれば、「本庄市」や「埼玉県」を地域と捉える人もいるように、「地域」の捉え方は人それぞれです。

それは、市民の日常生活や、市や関係機関・団体等による事業活動をはじめとする、地域コミュニティを構成する人々のあらゆる活動が、その活動の実態に即した「圏域（例えば、小学校区や隣近所・自治会区など、社会的に共通の性質を持った空間）」の中で行われているからです。また、同じ活動であっても、圏域が違えば、自ずとその活動の方法や意味にも変化が生じることから、個人の「地域」の捉え方は多種多様となります。

「地域福祉」における「地域」とは、そういったそれぞれの「圏域」を包含した空間を指しており、「地域福祉」は、「圏域」の中での横の連携やそれぞれの圏域同士の縦の連携によって有機的に展開されていきます。

そのため、それぞれの圏域で多様な活動が活発に行われることはもちろんですが、その圏域の特性などを意識した活動が展開されることで、さらに広がりのある活動が期待できます。

圏域のイメージ

広域

広域連携エリア＝定住自立圏構想、児玉郡市広域市町村圏組合、警察機関（本庄警察署、児玉警察署）、児童相談所、保健所、教育事務所、伊勢崎・藤岡医療圏 等

市全域

本庄市全体。市行政の機能範囲であり、本庄市社会福祉協議会の活動範囲

日常生活圏域（4中学校区域）

公立中学校が配置され、教育環境に共通性がある区域。介護や福祉基盤の整備単位として、地域包括ケアの基本とされている

小学校圏域（12小学校区域）

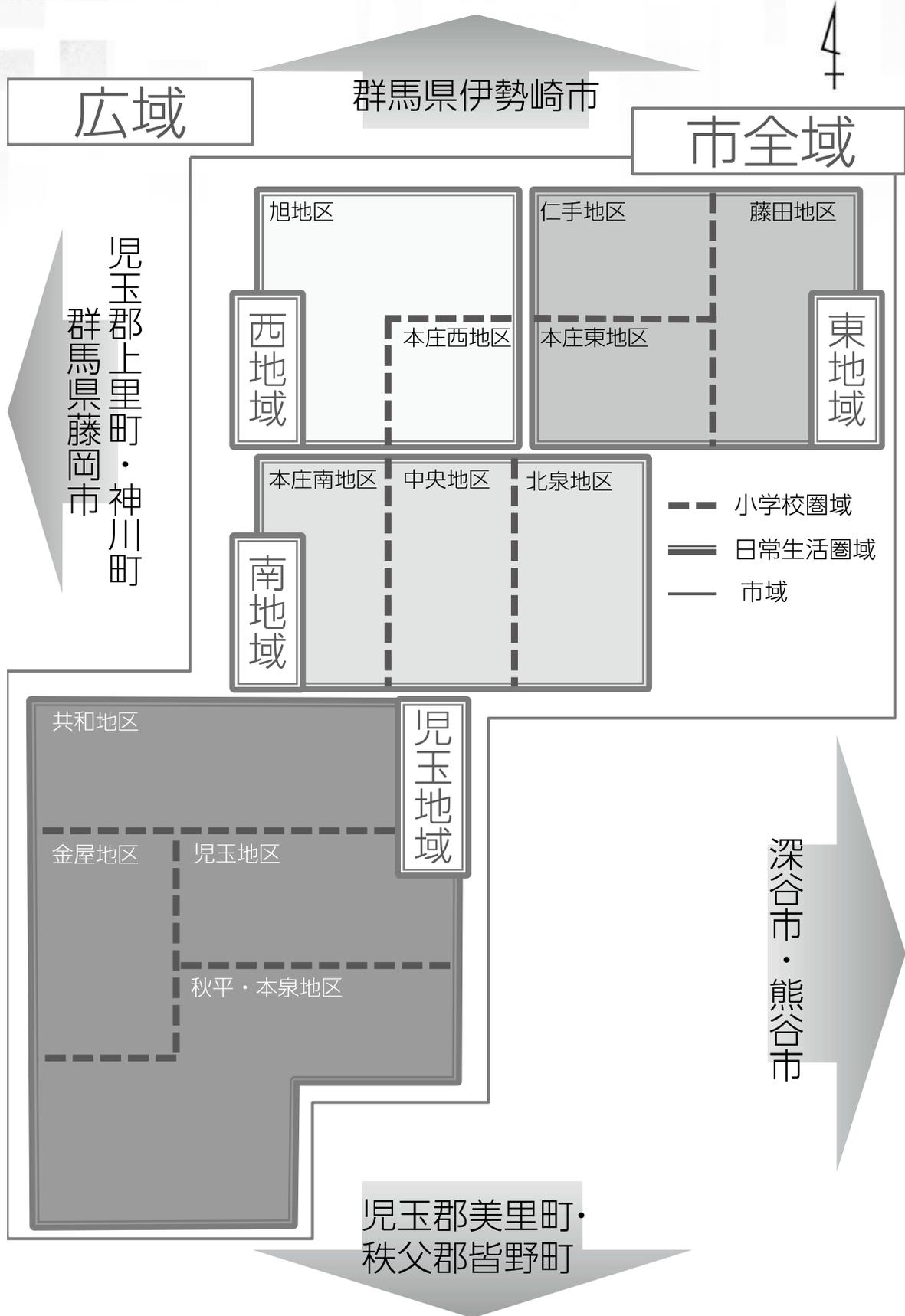
公民館や公立小学校などの拠点となる施設が配置されている、生活環境が似通った区域

自治会圏域（85自治会区域）

隣近所や自治会活動、サロン活動など、日常的な交流が盛んな区域

簡易地図イメージ

※自治会圏域は省略しています。



2

計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

計画には、多種多様な事業を効率的に遂行していくための活動を計画化する、という側面と、そこに記載されている諸活動を進めていくにあたり、関係する主体が目標を達成するための合意形成手段としての側面があります。

たとえば、本市の最上位計画である「本庄市総合振興計画」は、「まちづくり」の総合的な指針として「本庄市」が持続可能な行政経営を総合的かつ計画的に遂行するために策定されていますが、「まちづくり」は、本来、行政だけで完結するものではなく、市民の日常生活や民間事業者による事業活動など、市内のすべての人・モノ・活動が調和したハードとソフトの両面に渡る『暮らし』そのものを創っていく」ことも含まれています。

そのため本市が目指す協働によるまちづくりは、多様化・複雑化する社会的課題に対応するために、市と市民のパートナーシップにより、市民一人ひとりが力を発揮し、地域の担い手として課題を解決していく、まさに地域福祉の取り組みです。その実践のためには、市や、市民、民間事業者をはじめとする、本庄市で暮らし、活動するすべての人や団体が、それぞれの活動について理解・賛同し、手を取り合って進めてい

第1期本庄市地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

第1期では、両計画は課題や理念は共有していましたが、関係する分野のみ連携する形で策定されていました。

地域における生活・福祉課題、社会資源
地域福祉推進の理念・方向性

共有

地域福祉計画（行政計画）

【連携】
市民参加の取り組み
民間活動の基盤整備

地域福祉活動計画（行動計画）

く必要があります。

「ふくしの杜ほんじょうプラン 21（第2期本庄市地域福祉計画）」（以下「本計画」という。）は、地域包括ケアと地方主権の時代に、「福祉の視点」から持続可能な暮らしを創っていくための事業活動を推進するとともに、「自助」「互助」「公助」が適切に協働していくための方針を全市的に共有するために、本市の今と、少子高齢化がさらに進展する将来にわたり必要な施策を計画化するものです。

(2) 計画の性格

本計画は、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくため、本市の「地域福祉」が歩むべき方向性を市全体で共有していくための「理念計画」としての性格と、地域や個人の課題の発見から解決までの仕組みを構築し、包括的に推進するために必要な施策を計画化する「事業計画」としての性格とを、それぞれ有しています。

また、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」と、同法第109条に規定される社会福祉法人である本庄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

地域における生活課題や福祉課題をはじめ、その解決につながる社会資源（ヒト・モノ・制度等）に対し、「市・社協・地域」がどのようにコラボレーション（お互いの役割分担の下に協働する関係）していくのか、同じ土台で施策化していくことで、より分かりやすく市全体のビジョンを描いていくことを目指します。

第2期本庄市地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

第2期では、両計画を一体的に策定し、課題や施策を同じ土台で議論し、計画化しました。

地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定

社会福祉協議会と協働する
・民間の地域福祉活動分野
・地域福祉事業分野

地域福祉活動を下支えする
行政の理念・横断施策分野

地域における生活・福祉課題、社会資源
地域福祉推進の理念・方向性

(3) 国・県の動向

戦後間もないころから社会福祉関係者の中で使用されていた「地域福祉」という用語は、平成 12（2000）年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正されるにあたり、「地域における社会福祉」として初めて法律上で明記されました。社会福祉法改正の当初から、支援を必要とする人を含む地域住民と福祉関係のサービス事業者、ボランティアの協力により地域福祉は進められるものとして、ノーマライゼーション（福祉サービスを必要とする人が当たり前に日常生活や社会参加ができること）やソーシャルインクルージョン（誰もが地域から排除されずに、社会の一員として地域生活を送ることができるといった今日に通じる考え方も示されています）。

これらの考え方は、個別分野の福祉政策には共通しており、例えば、高齢者が地域で自立した生活を営んでいくためには、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」のためのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を確立・充実させていくことが必要ですが、その中では、住民が支え手となるサービスが重要な構成要素となっています。

また、景気の低迷や急激な少子高齢化等に起因する社会構造の変化により、個人や一家族の抱える多様で複雑化した課題が浮き彫りとなる中で、福祉サービス提供の在り方は、いま、大きな転換点を迎えています。

平成 27（2015）年には、厚生労働省が「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」として、多様化・複雑化した課題に対応するため、分野を問わない全世代・全対象型の包括的な相談支援体制の必要性を訴え、その結果として、平成 28（2016）年には、「ニッポン一億総活躍プラン」に併せ、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置されました。ここでは、地域の誰もが自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助けあいながら暮らすためには、市町村や社会福祉協議会だけでなく、地域住民が福祉を「我が事」として受け止め、地域づくりに主体的に参画して、地域課題を「丸ごと」解決していく仕組みづくりの重要性を説いています。

こうした流れを受け、介護保険法の改正に伴い、平成 30（2018）年 4 月 1 日より社会福祉法が改正され、地域福祉計画に盛り込む事項として、新たに「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が明文化されたことで、地域福祉計画は地域の社会福祉全般を取り扱う分野横断的・包括的な計画として、福祉分野の上位計画として位置づけられました。

埼玉県においても、同様の流れをくみ、平成 29（2017）年に策定された第 5 期埼玉県地域福祉支援計画は「みんなでつながり、地域力を高める埼玉づくり」を理念とし、市町村の総合相談支援体制の構築に係る支援等が明記されました。

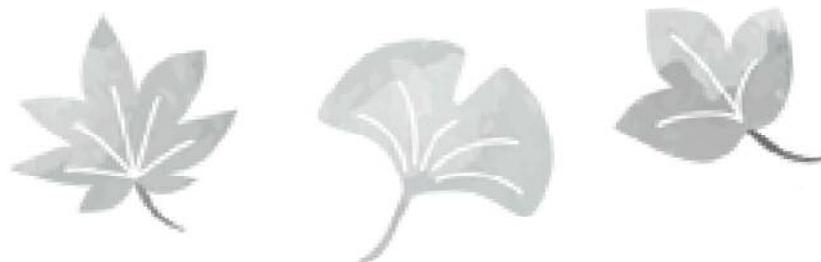
(4) 計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に基づく福祉各分野の上位計画としての「市町村地域福祉計画」です。

社会福祉法における「市町村地域福祉計画」に関する規定は次の通りです。

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号（注：包括的な支援体制の整備）に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



3

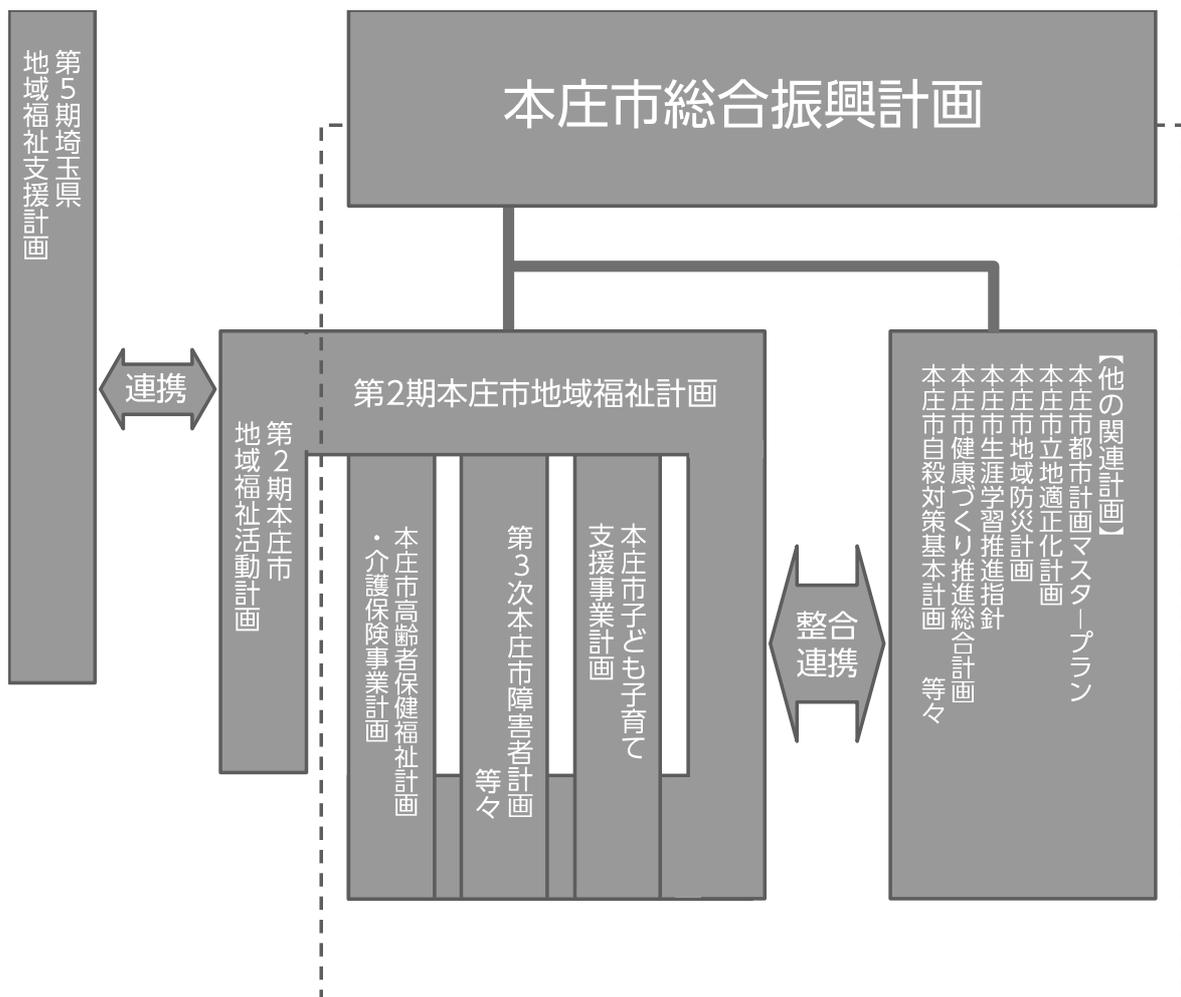
計画の位置づけ

(1) 関連計画との関係性

本計画は、本市の最上位計画である本庄市総合振興計画に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者分野・障害者分野・児童分野のそれぞれの福祉計画を統括するとともに、都市計画、防災、生涯学習、健康づくり等関連分野の行政計画・指針と整合・連携を図るものです。

また、社会福祉法第 108 条に基づく都道府県地域福祉支援計画である第 5 期埼玉県地域福祉支援計画と連携を図ります。

なお本計画は、社協による「地域福祉活動計画」としての側面を持つ計画でもあります。



(2) 計画期間

本計画は、平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 5 か年計画です。
 なお、本計画は、社会情勢や制度改正等、必要に応じて見直しを行うとともに、計画期間についても変動する可能性があります。

	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)	平成36 (2024)	平成37 (2025)
本庄市総合振興計画				前期			後期			
本庄市地域福祉計画 (本庄市地域福祉活動計画)		'14年度~		第2期			次期			
本庄市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画		'15年度~	第8次・第7期		次期					
本庄市障害者計画		'13年度~	第3次				次期			
本庄市障害福祉計画 本庄市障害児福祉計画		'15年度~	第5期・第1期		次期					
本庄市子ども子育て 支援事業計画		'15年度~	次期							
埼玉県地域福祉支援計画		'15年度~	第5期		次期					





第2章

本庄市の現状

-
- 1 市全体の状況 17
 - 2 日常生活圏域ごとの状況 36
 - 3 前期計画の点検・評価 44

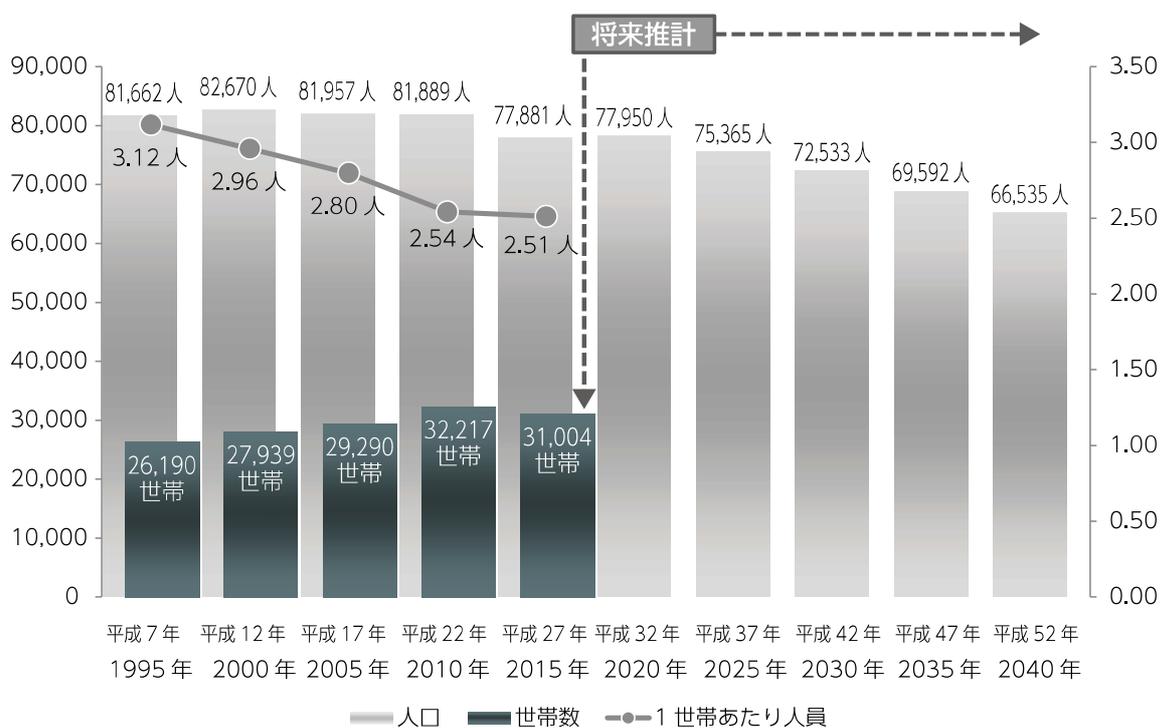


1 市全体の状況

(1) 人口の動き

人口と世帯の状況と将来予測

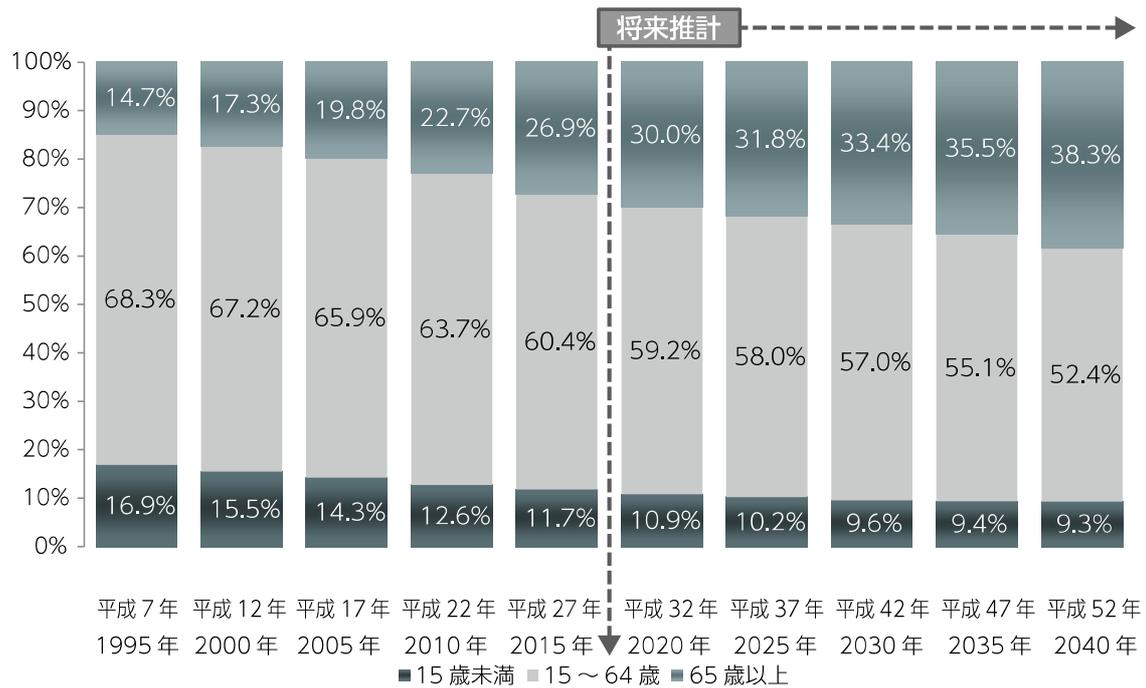
総人口が平成12(2000)年をピークに減少に転じる中、世帯数の増加により、1世帯あたりの人員数は減少の一途を辿っています。また、将来的にも人口減少は継続し、平成52(2040)年までの間に、平成27(2015)年の人口のおよそ17%が減少することが予測されています。



出典：国勢調査（総務省）及び本庄市人口ビジョンより地域福祉課作成

年齢3区分別人口の推移と将来予測

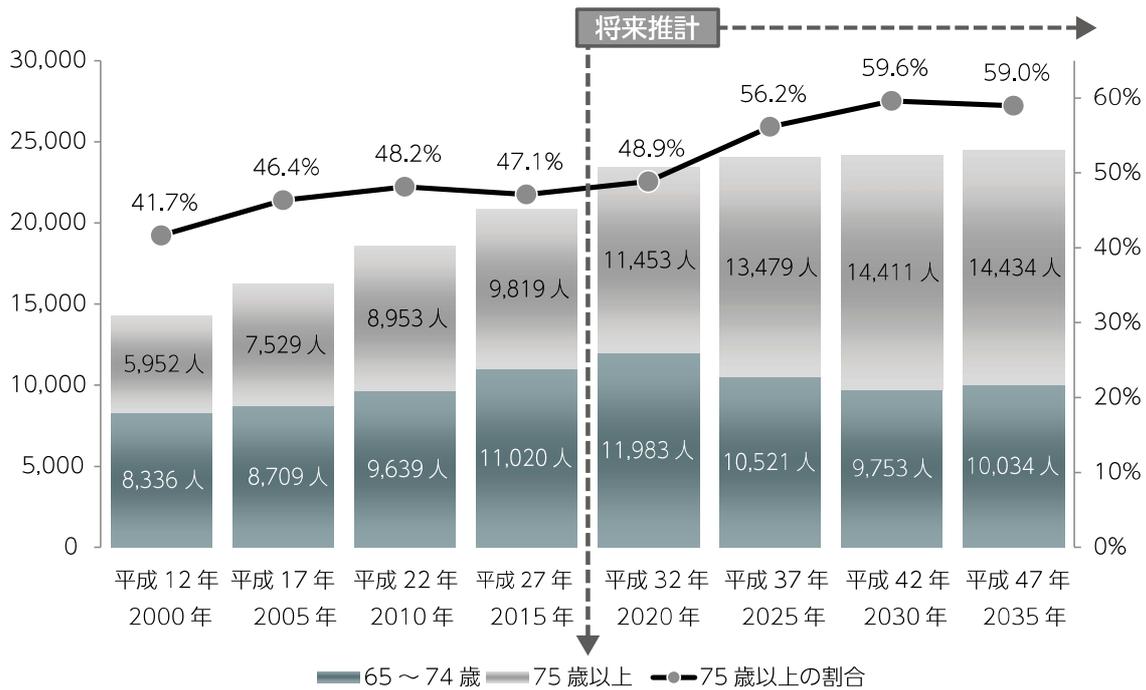
年齢3区分別人口を見ると、本市では一貫して高齢化が進行するとともに、稼働年齢層（15～64歳）及び15歳未満の子どもの人口は減少しており、現在、既に市民の4人に1人以上が高齢者となっています。この傾向は、今後も進行し、平成32（2020）年には高齢化率が30%を超え、平成42（2030）年には、子どもの人口が10%を割ることが予測されています。さらに、平成52（2040）年には、市民の2.6人に1人（38.3%）が高齢者となることが見込まれています。



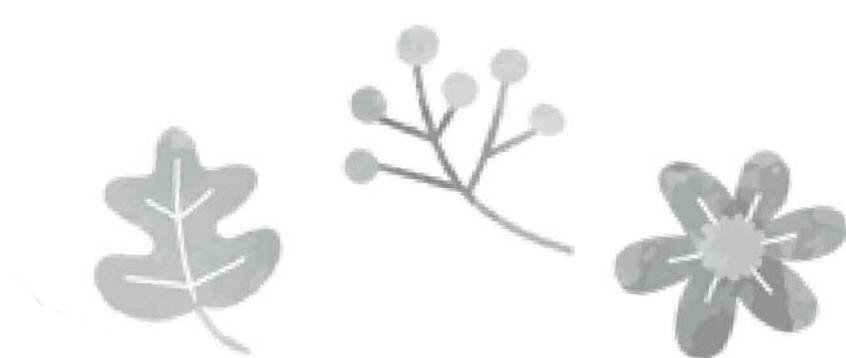
出典：国勢調査（総務省）及び本庄市人口ビジョンより地域福祉課作成

年齢区分別高齢者の状況と将来予測

高齢者人口に焦点を当てると、いわゆる「後期高齢者」が今後顕著に増加していくことが分かります。65～74歳までの人口は、平成32（2020）年をピークに減少していくことが予測されていますが、75歳以上人口は増加を続けていくことが予測されているため、高齢者に占める75歳以上の人の割合は、平成32（2020）～37（2025）年の間に逆転していくとされています。

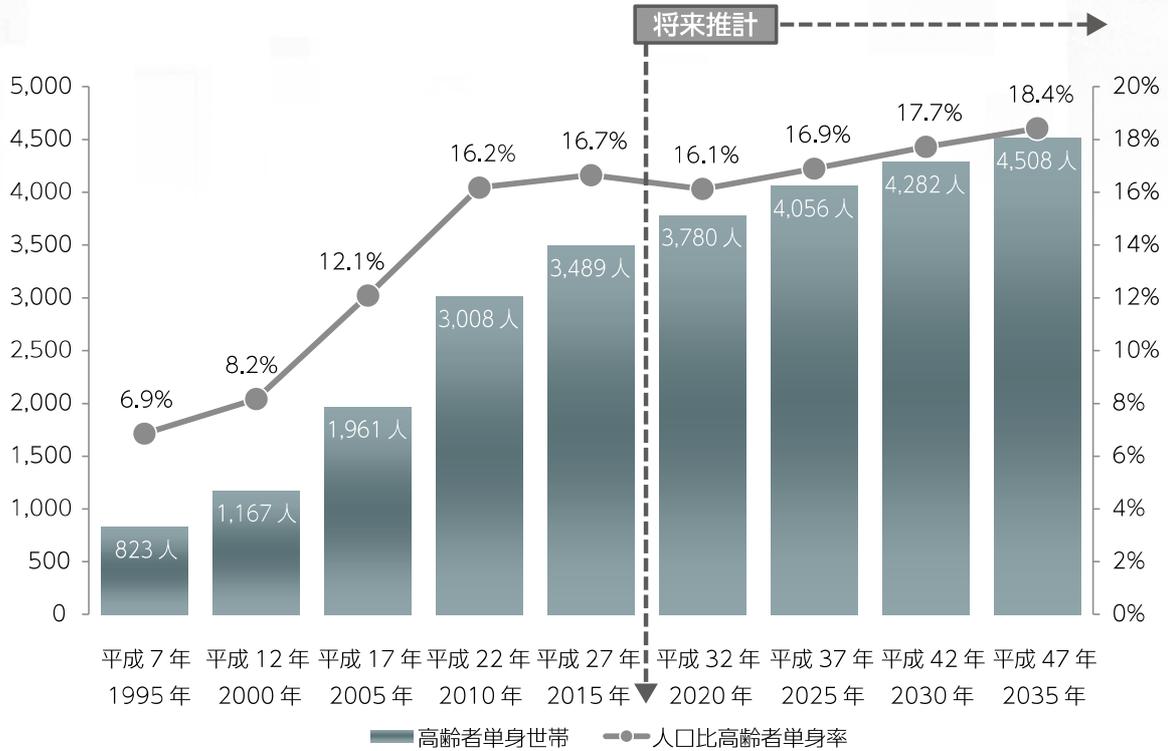


出典：国勢調査（総務省）及び「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）より地域福祉課作成

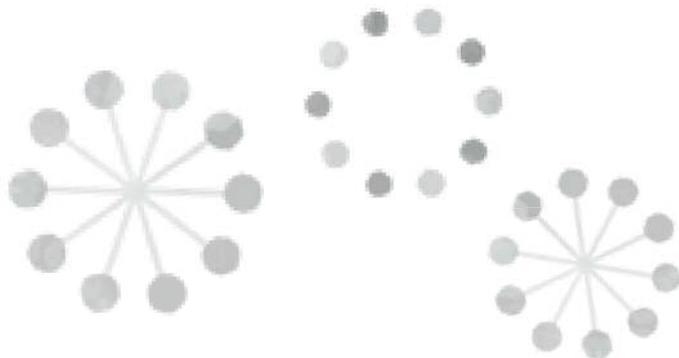


単身高齢者の状況と将来予測

単身高齢者数は、過去 20 年の間でおよそ 4 倍となっており、かつ、高齢者に占める単身者の割合も年々増加しています。

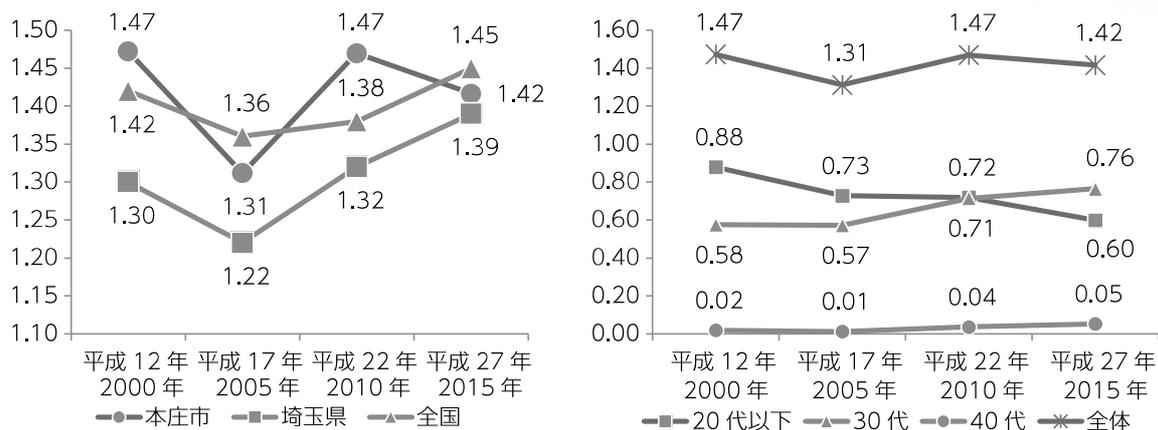


出典：国勢調査（総務省）及び「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）より地域福祉課作成



合計特殊出生率及び年代別出生率の推移

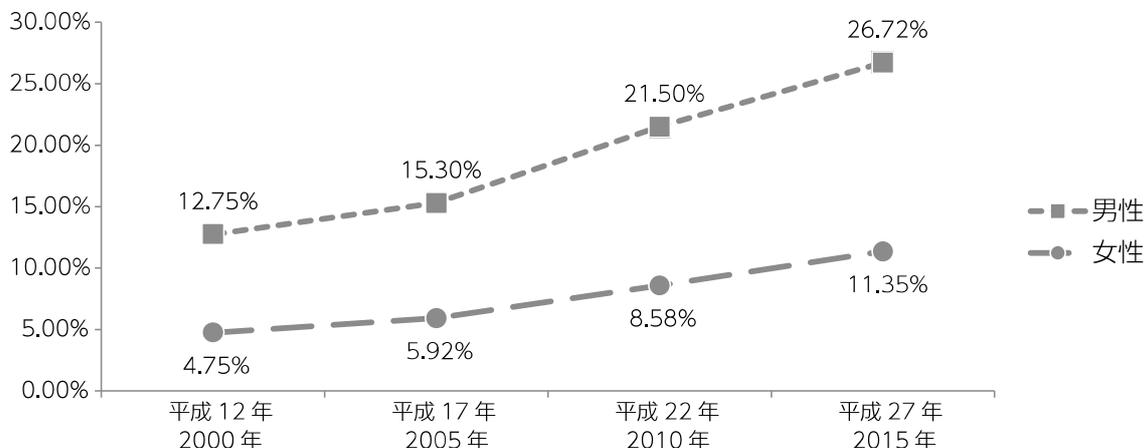
一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国、埼玉県の平均は平成17（2005）年から増加傾向にあります。本市では平成22（2010）年には大きく増加したものの、平成27（2015）年には若干減少しています。本市の年代別出生率をみると、20代以下の出生率は平成12（2000）年から一貫して減少しており、対して30代～40代の出生率は増加傾向にあることから、晩産化が進行していることも分かります。



出典：国勢調査（総務省）より地域福祉課作成

生涯未婚率の推移

生涯独身でいると見込まれる人がどの程度いるかを示す統計指標である生涯未婚率は、男女間で開きはありますが、本市でも一貫して増大しています。平成12～27（2000～2015）年の間に、男女とも2倍以上となっており、特に男性を見ると、平成27（2015）年には4人に1人以上が将来的に婚姻することがないと見込まれる結果となっています。

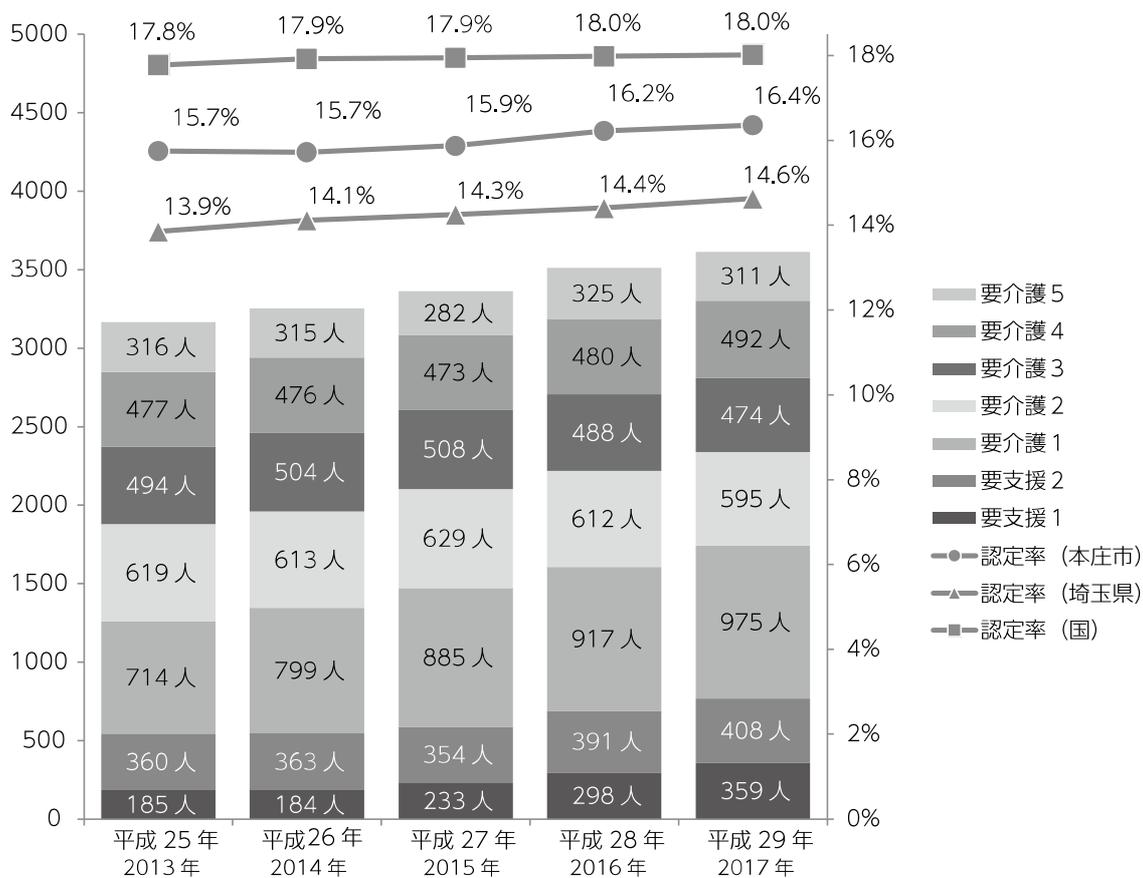


出典：国勢調査（総務省）より地域福祉課作成

(2) 福祉関係の動き

要介護認定者数と要介護認定率の推移

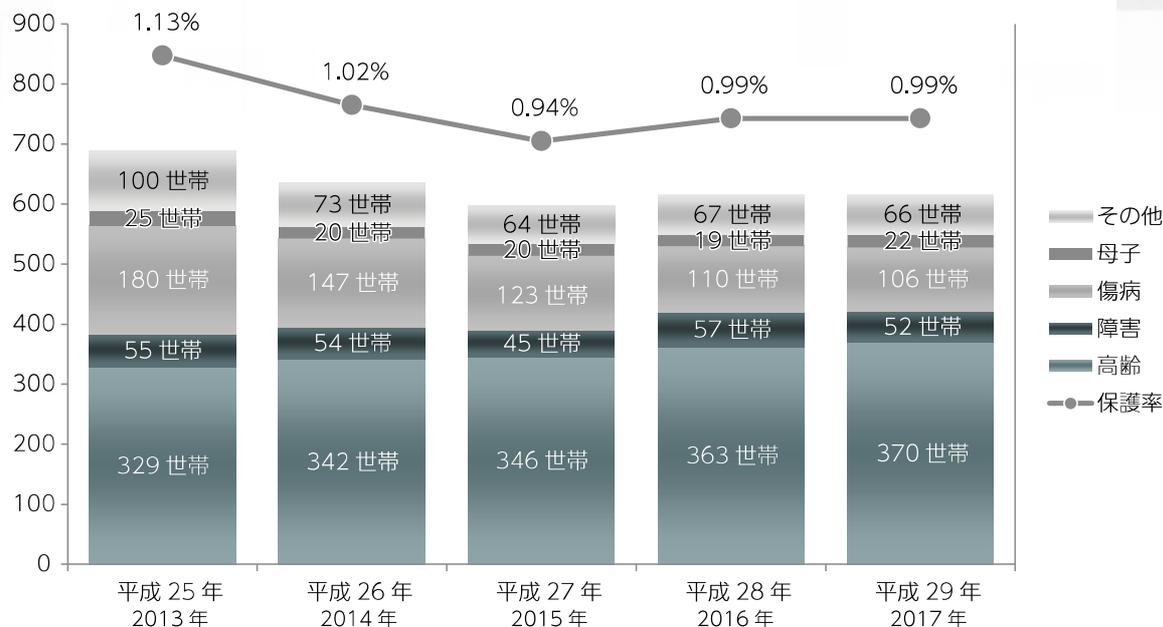
過去5年間の要介護認定者数の推移を見ると、特に「要支援1」と「要介護1」の認定者数が増加しており、「要支援1」の認定者は約2倍、「要介護1」の認定者もおよそ1.4倍となっています。また、要介護認定率は増加傾向にあり、全国平均よりは低いものの、埼玉県 averages より高くなっています。



出典：介護保険課（各年度3月末時点）提供データより地域福祉課作成

生活保護受給世帯数及び保護率の推移

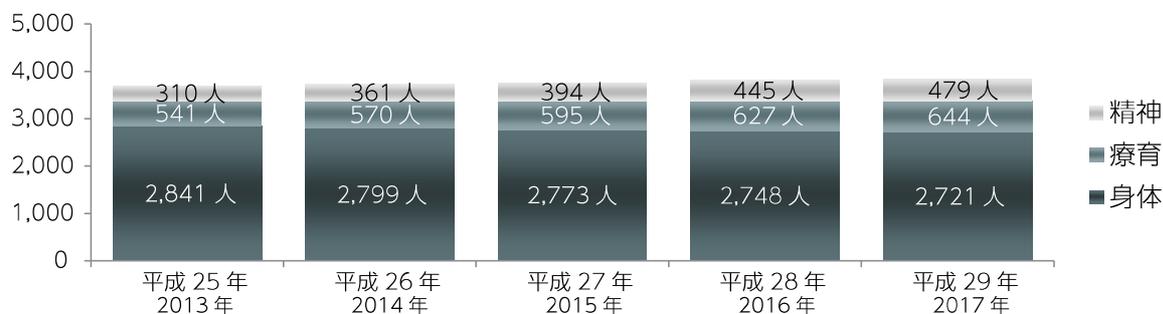
生活保護受給世帯数は、過去5年間で減少傾向にあります。その内訳をみると、高齢世帯が増加していることが分かります。また、保護率（生活保護受給者数を総人口で割り返した値）は、生活困窮者自立相談支援事業が開始された平成27（2015）年に1%を割り、現在まで、同水準となっています。



出典：生活自立支援課（各年度3月末時点）提供データより地域福祉課作成

障害者手帳所持者数の推移

過去5年間で、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のそれぞれの所持者数の総計は微増を続けていますが、その内訳をみると、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」所持者は増加している一方で、「身体障害者手帳」所持者は一貫して減少しています。

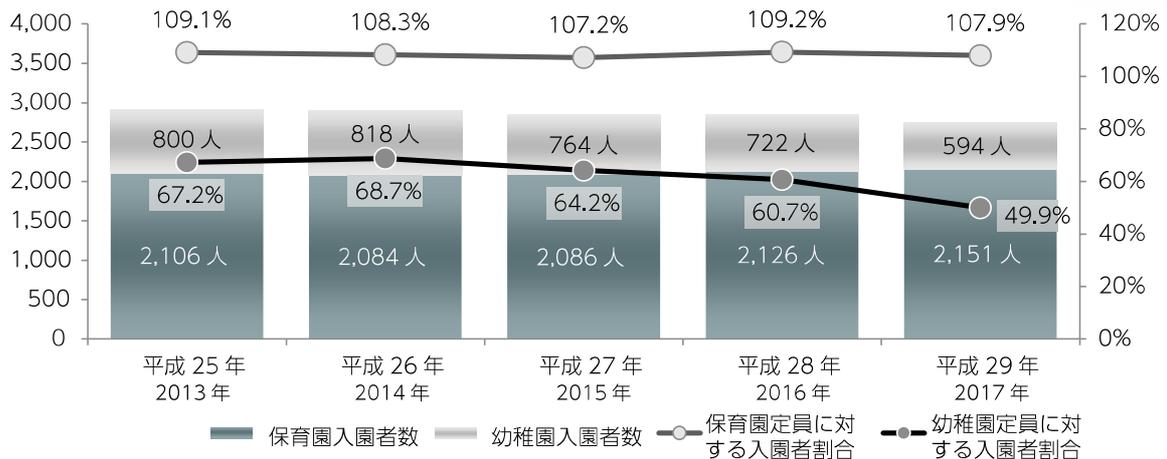


出典：障害福祉課（各年度3月末時点）提供データより地域福祉課作成

市内保育園及び幼稚園の入園者数の推移

市内保育園及び幼稚園の入園者数を見ると、保育園は年々増加する傾向にあります。幼稚園の入園者数は大きく減少しており、過去5年間でおよそ25%減少しています。

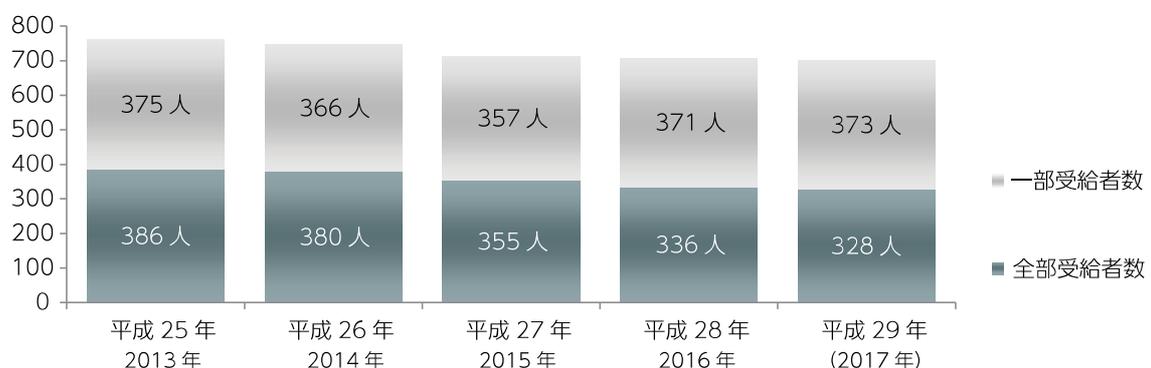
また、定員に占める入園者の割合は、保育園は一貫して定員を満たしていますが、幼稚園は平成29（2017）年には、入園者数が定員数の半数を割り込む結果となっています。



出典：子育て支援課及び学校教育課（保育園は各年度3月末時点、幼稚園は各年度5月1日時点）提供データより地域福祉課作成

児童扶養手当受給者数の推移

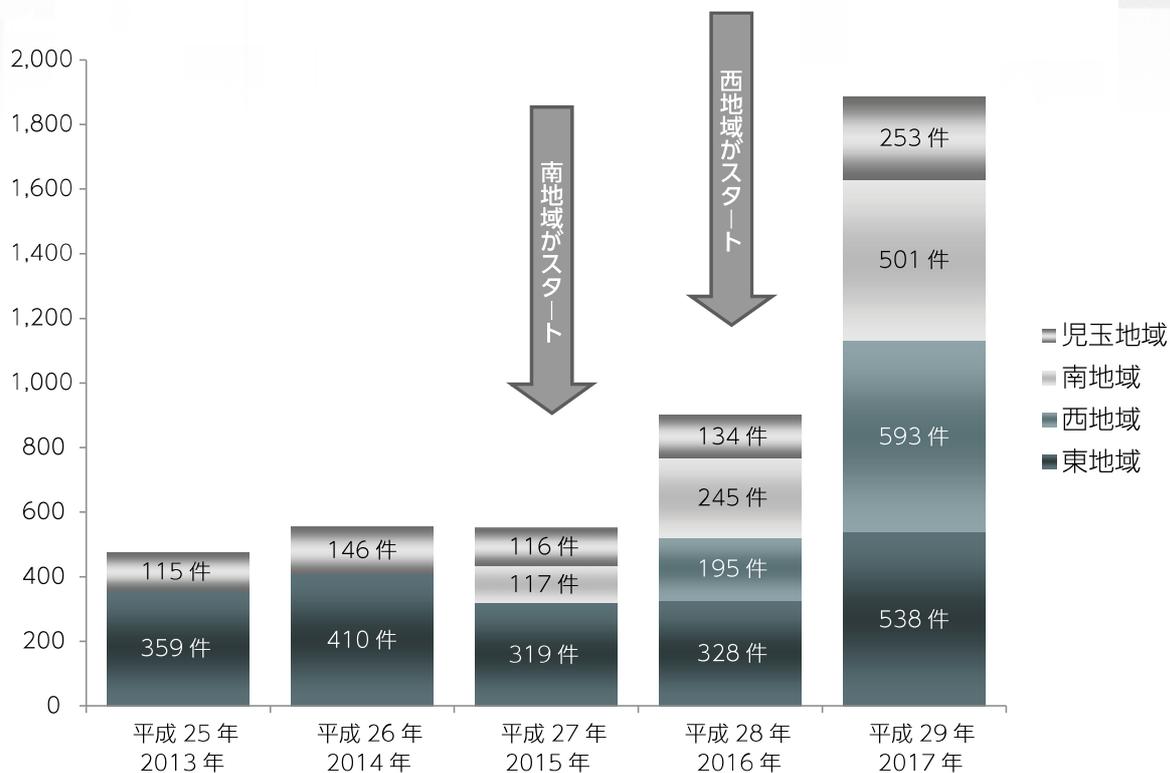
児童扶養手当受給者は、過去5年間で一貫して減少していますが、内訳をみると、全部受給者（年間の所得金額が一定未満の世帯が対象）数が減少しており、一部受給者（年間の所得金額が230万円を超えない世帯が対象）数は横ばいとなっています。



出典：子育て支援課（各年度3月末時点）提供データより地域福祉課作成

地域包括支援センターへの相談件数の推移

地域包括支援センターは、平成 27 (2015) 年より設置数を増加し、平成 28 (2016) 年には市内の各中学校圏域ごとに設置され高齢者を対象とする総合相談業務を担ってきました。当該センターへの相談件数は、平成 29 (2017) 年に急増し、平成 25 (2013) 年時点の 4 倍を超えています。

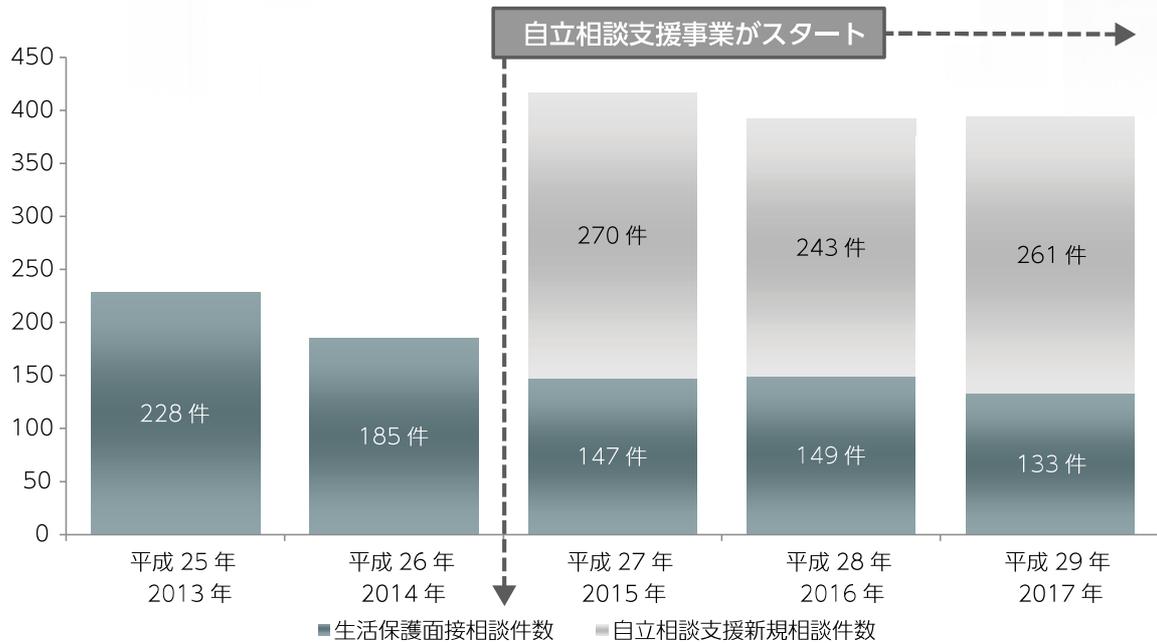


出典：介護保険課（各年度 3 月末時点実績）提供データより地域福祉課作成

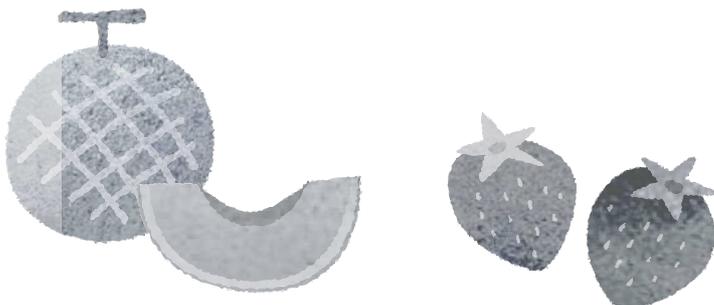


生活困窮者による新規相談件数の推移

生活保護に関する相談を含む、生活困窮者による新規相談の件数をみると、生活保護面接相談件数は一貫して減少しておりますが、平成 27（2015）年に生活困窮者自立相談支援事業が始まったことで、生活困窮者を対象とする相談全体の件数は、当該事業開始以前よりも増加しています。

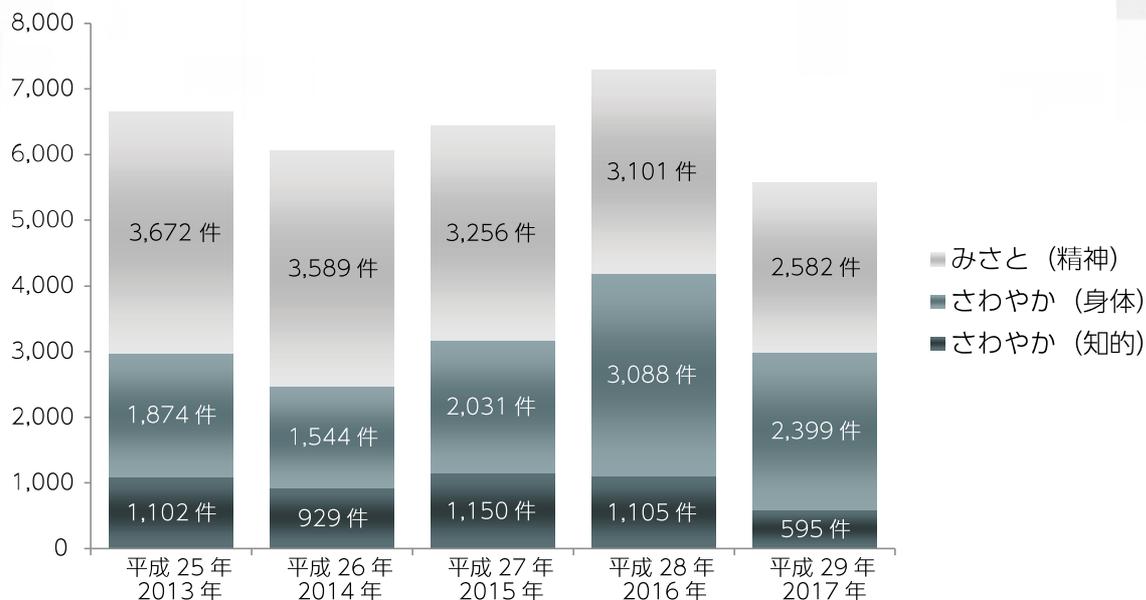


出典：生活自立支援課（各年度 3 月末時点実績）提供データより地域福祉課作成



障害者生活支援センターへの相談件数の推移

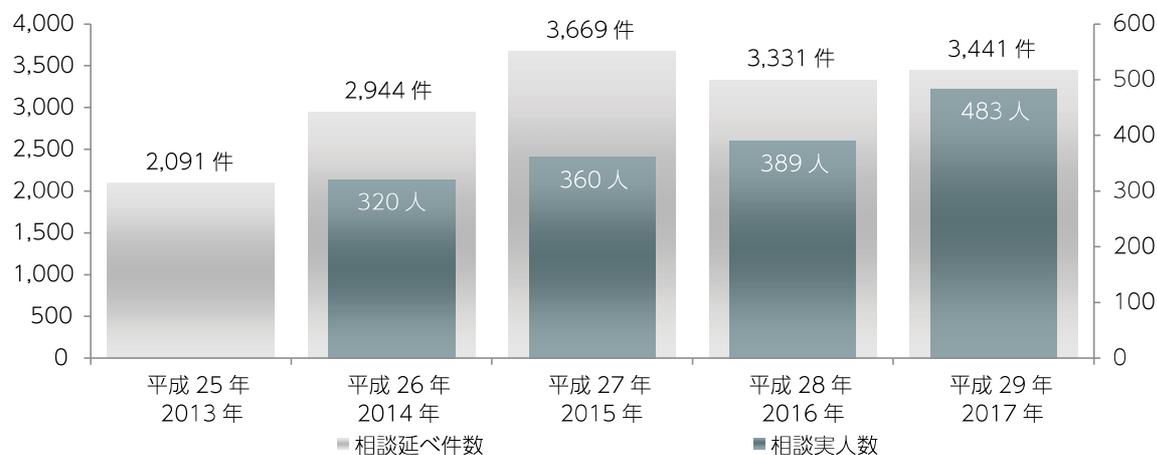
障害者生活支援センターは、児玉郡市内に3か所設置（本庄市に2か所、美里町に1か所）され、精神障害・身体障害・知的障害それぞれの障害者を対象とする相談支援を行ってきています。総相談件数は年によって変動していますが、どの年を見ても精神障害者を対象とする相談件数が最多となっています。



出典：障害福祉課（各年度3月末時点実績）提供データより地域福祉課作成

家庭児童相談件数の推移

家庭児童相談件数は、過去5年間で増加傾向にあり、延べ相談件数は、過去5年間で60%以上増加しています。また、相談をした人の実数（平成25（2013）年は未集計）も増加を続けており、集計を始めた平成26（2014）年より平成29（2017）年には約50%増加しています。

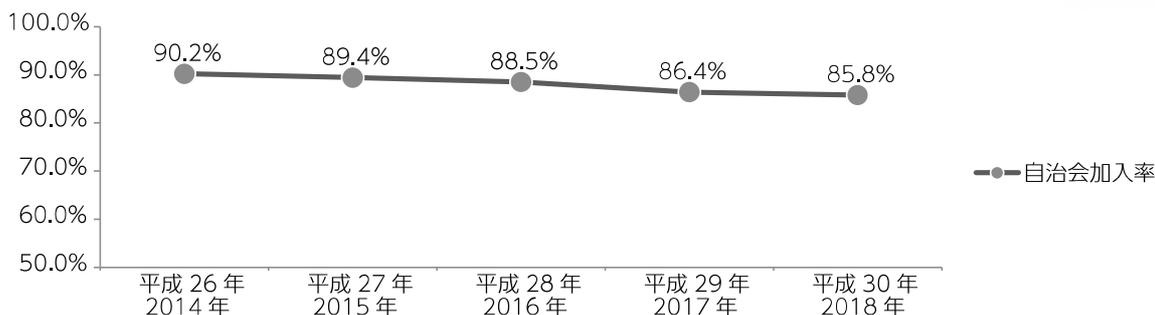


出典：子育て支援課（各年度3月末時点実績）提供データより地域福祉課作成

(3) 地域活動関係の動き

自治会加入率の推移

各年4月1日時点の世帯数のうち、自治会に加入している世帯数の推移を見ると、平成26（2014）年には90%以上の世帯が自治会に加入していましたが、加入世帯数は微減傾向にあり、平成30（2018）年には85.8%となっています。

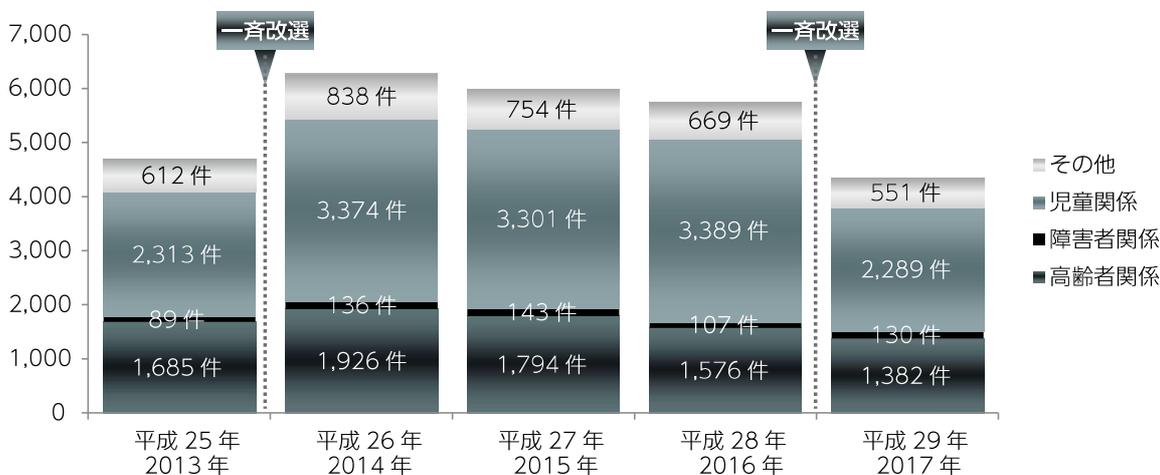


出典：市民活動推進課（各年度4月1日時点）提供データより地域福祉課作成

民生委員・児童委員の活動状況の推移

一期あたり3年が任期の民生委員・児童委員（定員179名）は毎年ほとんど欠員の無い状況を維持しています。

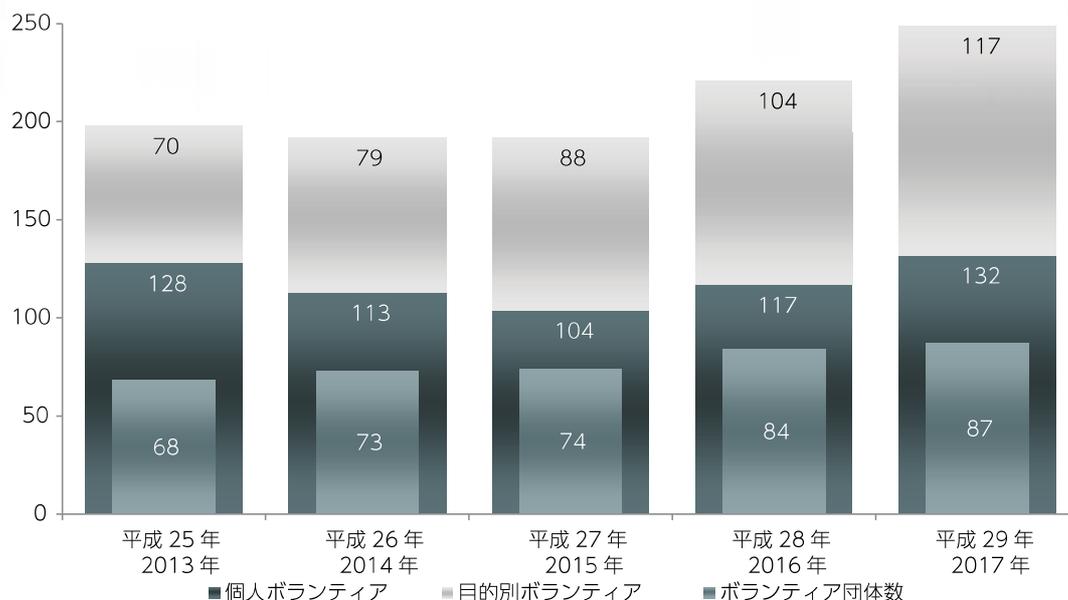
民生委員・児童委員の活動状況を見ると、毎年4,000件以上の相談が民生委員に寄せられていますが、平成25（2013）年末の一斉改選を経た平成26（2014）年に総相談件数が急増し、平成27（2015）年以降は減少傾向にあります。なお、相談内容の内訳をみると、およそ半数が子育て等児童に関する相談であり、次いで高齢者に関する相談が寄せられています。



出典：地域福祉課作成

ボランティア活動状況の推移

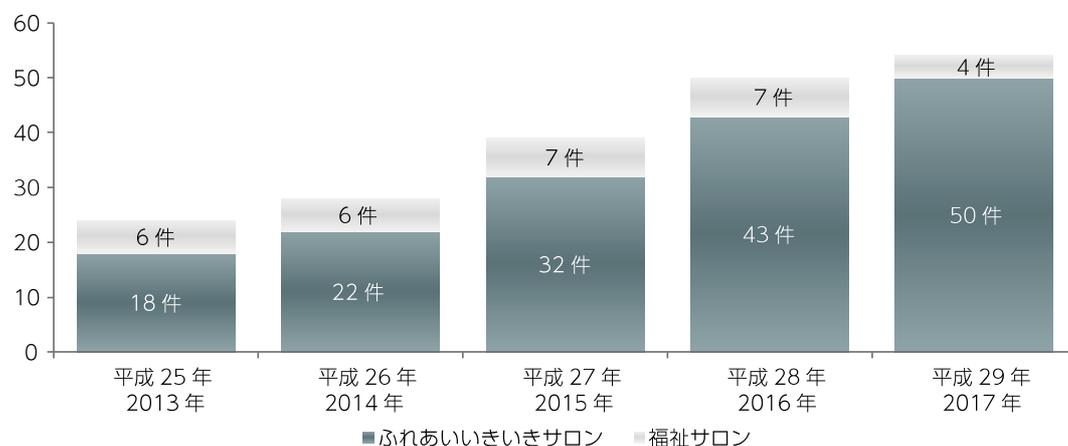
社協に登録されているボランティア活動を行う人・団体を見ると、個人ボランティアとして社協に登録されている人は平成27（2015）年までは減少傾向にありましたが、その後増加を続けています。また、福祉教育ボランティアや災害ボランティア等の目的別の個人ボランティア数と、ボランティア団体数は一貫して増加しています。



出典：本庄市社会福祉協議会（各年度4月1日時点）提供データより地域福祉課作成

サロン活動の状況の推移

サロン総数は、過去5年間で倍増しています。内訳をみると、主に高齢者を対象とするふれあいいいききサロンは平成29（2017）年には平成25（2013）年時点の約3倍となり、市内の多くの場所で開設されています。一方で、高齢者以外の障害者や若者等を対象とする福祉サロンは、平成26（2014）年には6件ありましたが、平成29（2018）年には4件に減少しています。

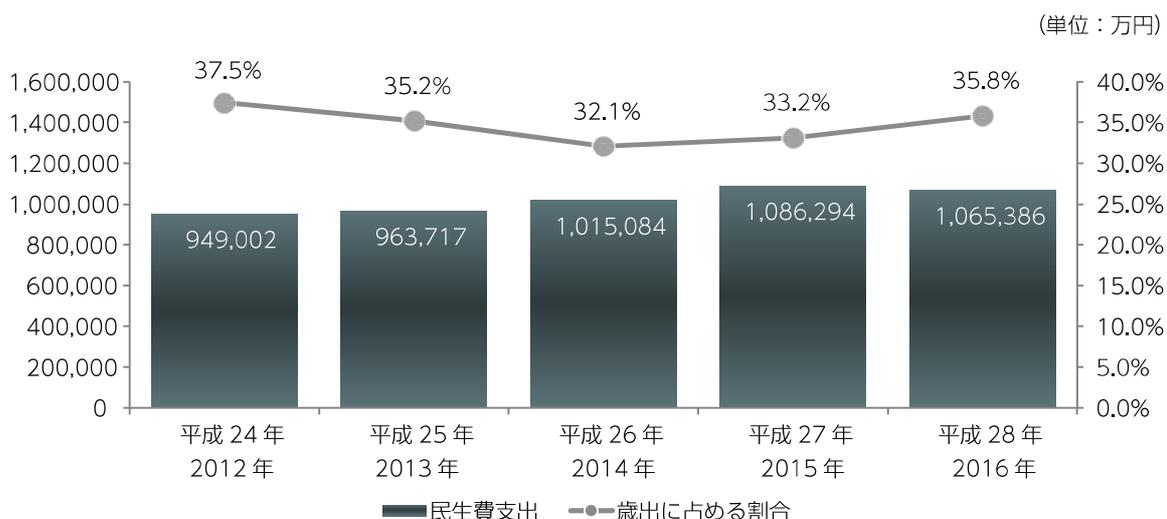


出典：本庄市社会福祉協議会（各年度4月1日時点）提供データより地域福祉課作成

(4) 福祉関係歳出

民生費の決算状況と一般会計歳出に占める割合

市の一般会計歳出決算における民生費（高齢者や児童、障害者等の福祉の推進に係る費用）の額は、過去5年間で増加傾向にあります。また、歳出全体に占める民生費の割合は総務費や教育費等その他の項目と比較して最も多く、平成28（2016）年度決算では、歳出全体の35.8%を占めています。



特別会計の健康福祉関係歳出の推移

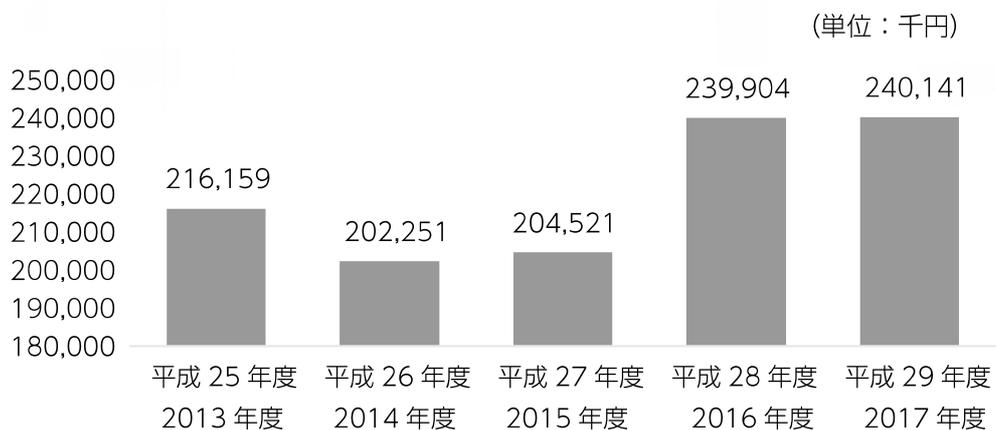
市の特別会計（特定の事業を行うために一般会計と区分して経理している会計）における、健康福祉関係歳出の推移を見ると、過去5年間で全体的に増加傾向にあります。



本庄市社会福祉協議会の決算状況等

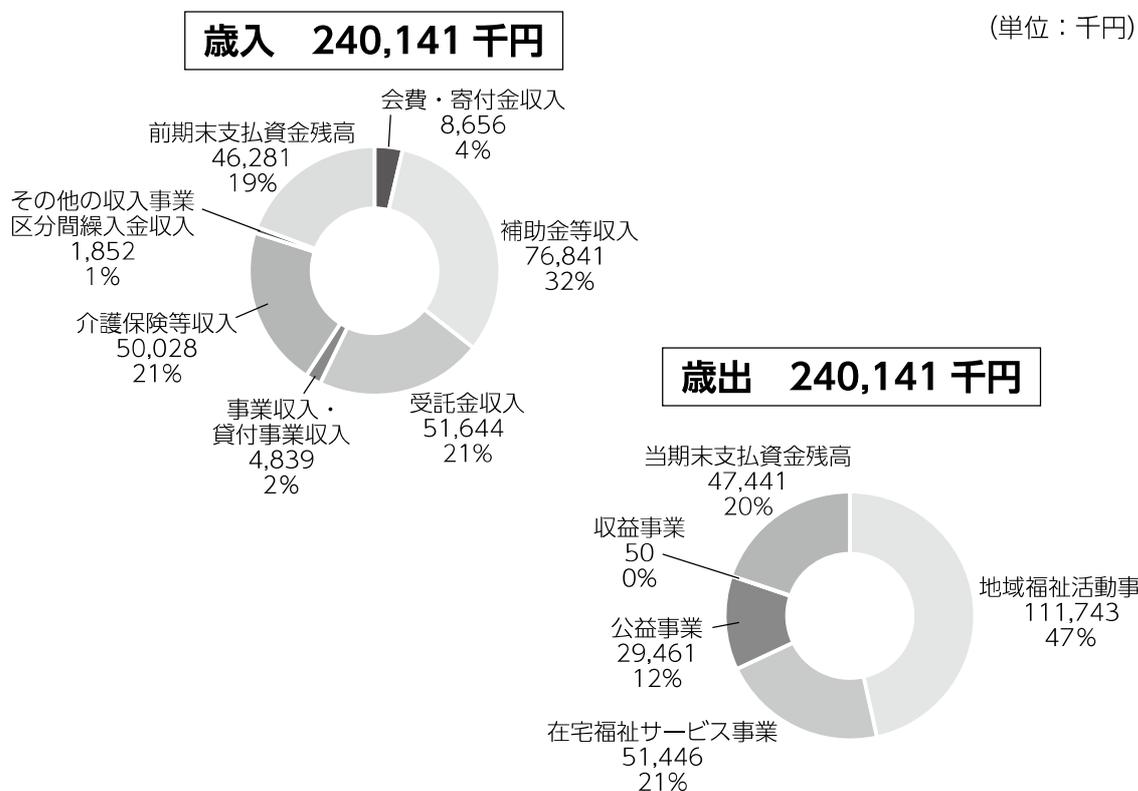
▶ 社協の決算額の推移

社協の決算額は概ね横ばいで推移していますが、平成 28（2016）年度から地域包括支援センター事業（約 2,500 万円）、生活支援体制支援事業（約 750 万円）等を受託したため、決算額が増加しています。



▶ 平成 29 年度社協の決算状況

主な歳入は補助金、受託金収入、介護保険収入等で、主な支出は社会福祉事業費が全体の約 70% を占めています。



(5) 基礎調査の結果

平成 29 (2017) 年度に実施した 3 つの基礎調査 (住民向けアンケート調査・住民懇談会・福祉関係機関ヒアリング調査) の結果を報告します。なお、基礎調査の詳細はホームページでご覧いただけます。

実施結果

▶ほんじょう地域ささえあいアンケート

18 歳以上の市民を対象・小学校区ごとに 3,000 人を選定 (10 月 30 日～12 月 8 日)
送付数 3,000 人・回収数 1,239 人・回収率 41.37% (宛先不明等 5 件)・有効回答者数 1,220 人

性別 (男性 521 人・女性 697 人・不明 2 人)

▶住民懇談会

〈本庄市地域福祉懇談会〉市内 12 小学校区ごとに開催 (11 月 4 日～11 月 18 日)
152 人参加 (男性 69 人・女性 83 人)

〈次世代地域づくり会議〉市内在住・在学の中学生及び高校生を対象に開催 (12 月 3 日)

33 人参加 (中学生 21 人・高校生 12 人) (男性 11 人・女性 22 人)

▶福祉関係機関ヒアリング

地域包括支援センター (4 か所)・居宅介護支援事業所 (20 か所)・障害者相談支援事業所 (3 か所)・子育て支援センター (6 か所)・医療機関地域連携室 (3 か所)・市福祉関係課 (5 課)・社会福祉協議会を対象に実施 (12 月 4 日～12 月 20 日)

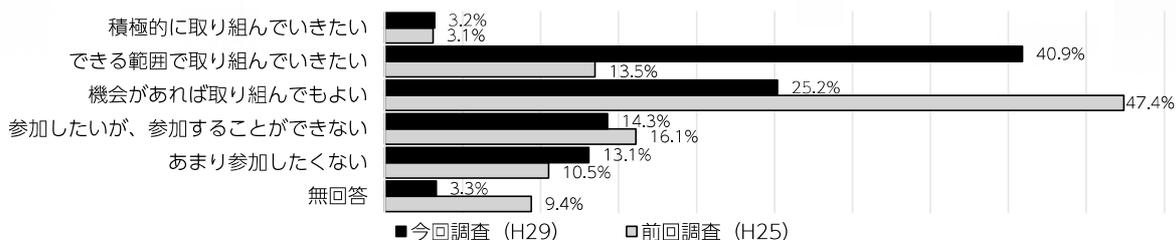
ほんじょう地域ささえあいアンケートの結果 (概要)

アンケートの結果、地域や課題の捉え方からその解決方法等、多岐にわたる項目で、年代別に大きな差があることが明らかになりました。

例えば、地域の課題や悩みに対する認識は、子育て世代等の若い世代では、子育てや子どもに関する悩みが多く、高齢世代では近所との交流や高齢者の生活に関する課題が多い、また、福祉への関心は高齢世代ほど高い、というように、世代ごとのライフスタイルが課題の捉え方に影響を与えていることが見て取れます。これは、地域活動へ参加するための条件を見ても、高齢世代は身体的な負担が少なく、自宅の近くでの活動を望む傾向にあり、若い世代は活動時間・曜日の自由や経済的な負担が少ないことを望む傾向からも同様の事が言えます。

一方で、平成25（2013）年度に実施した前期計画の策定にあたっての調査結果と比較して、地域活動への参加に対する積極的な回答が大幅に増加しており、市民の地域活動への参加意欲の高まりが見て取れるほか、住民主体の福祉活動組織の必要性についても、世代の区別なく、多くの市民が認識しています。このことから、本市の地域福祉活動の発展の機運は高まっていると言えます。

【問】 今後、地域活動にどの程度参加したいと思いますか？

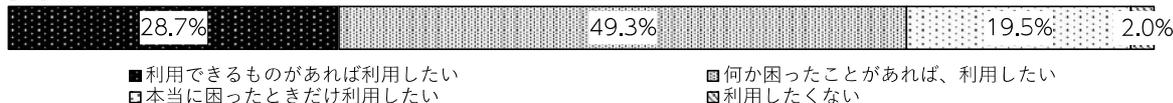


【問】 身近な地域で住民が中心となって福祉活動を行うための組織が必要だと思いませんか？

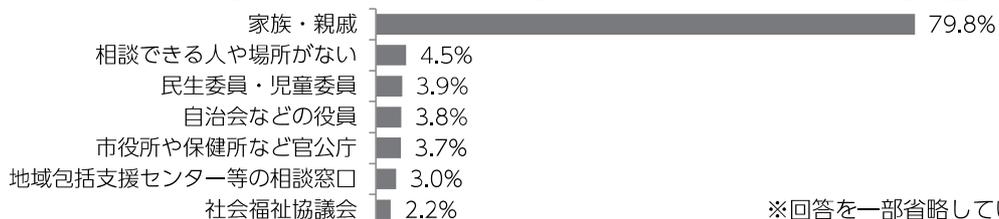


また、福祉サービスの利用に関して積極的な市民が多い一方で、悩みや不安について気軽に相談できる人や場所について、社協、地域包括支援センターなどの福祉の専門機関を回答する人はほとんどおらず、気軽に相談支援が受けられる環境が整っているとは言い難い現状が明らかとなっています。さらに、生活のゆとりがないほど、地域への参加意欲も低い傾向が見られる等、社会的に孤立している人の実態も浮き彫りになりました。

【問】 あなたは、福祉サービスを利用したいと思いますか。



【問】 あなたは、悩みや不安を感じる時、なんでも気軽に相談できる人や場所はありますか。（複数回答）



※回答を一部省略しています。

地域福祉懇談会と次世代地域づくり会議の結果（概要）

懇談会では、多くのグループで「ひとり暮らし高齢者の生活をこれから地域住民がどう支えていくのか」が話題になっていました。特に通院や買い物などの「移動手段の確保」が大きな課題としてあがっていました。相談支援の体制については、もっと地域包括支援センターを周知することや、お互いに身近な場所で相談し合うことが必要との意見もありました。

また、ひとり暮らし高齢者や障害者、ひとり親家庭等のことは気になりながらも「情報が無いためどう手助けをして良いかわからない」という声や、自治会の活動に期待の声があがる一方で、運営者自身の高齢化も進んでいるため将来の運営が懸念される声もありました。

サロン活動はどの地域でも話題になり、「参加を呼びかけたいが情報が少ない」や「男性は参加に消極的」「参加したいが移動手段がない」などの声があがりました。また、多くの地区で空き家・空き室の問題が出ており、管理と活用については、「サロンの活動の場所」「ボランティア団体の道具の保管場所」「学生の勉強場所」など様々なアイデアが出されました。

次世代地域づくり会議では、「ハザードマップ」「ゆるキャラ」「点字ブロック」「資源回収」「ユニバーサルデザイン」など、地域福祉懇談会では出なかった言葉が出ていて、中学・高校生の関心の広さが感じられました。学生自身も決して地域に無関心なのではなく、高齢者や障害者等への声かけや手助けをしたいと思っても「どのように動いて良いかわからない」という声も聞かれました。

今後の地域活動への参加者を増やす方法としては、小学生に本庄市の歴史とともに地域活動や自治会活動の大切さを教え、それを子どもから家族に伝えてもらい、子どもの意識とともに家族の意識を変えていく取り組みがあれば、大人の地域活動への参加が期待できるのではないかという意見がありました。

今後、福祉分野と教育分野との一層の連携が求められます。



次世代地域づくり会議の様子

福祉関係機関ヒアリングの結果（概要）

福祉関係機関ヒアリング調査では、複合的なニーズを抱えた世帯について多数報告されました。しかし、現在のところ世帯全体に包括的に支援する仕組みがなく、多くは専門職の努力に任されている状況です。専門多職種の連携を妨げる要因としては、行政の縦割り体制や担当者の人事異動等があげられました。

病院の地域連携室では、患者退院時の地域生活移行支援において、患者からの情報取得が困難なケースや、機関同士の個人情報共有がスムーズに行かないケースなどが報告されました。今後、医療と福祉の連携・個人情報の共有において工夫が必要です。また、関係機関等とのケース検討や連携した支援に際しても、個人情報にまつわる問題で民生委員・児童委員の参加が少ない状況も伺えました。そのほか「高次脳機能障害の人に対応できる市内の通所施設が少ない」や「職員の専門性を付加するための研修が必要」、「重度心身障害児の預かり先が少ない」「発達障害が疑われる児童が増えている」など、障害に関する課題も多くあがりました。

さらに、高齢者の自動車免許返納や近隣スーパーの閉店などによる「通院・買い物等の外出手段の確保」が、今後大きな課題と見込まれます。これは、高齢者の問題だけでなく、歩行に障害のある人や病気から移動支援が必要な人も同様です。また、18歳未満の子どもが家事や介護を過度に担っている「ヤングケアラー」に該当するケースも14件報告され、今後実態を把握するとともに、支援策を講じていく必要があります。



共和小学校区での懇談会の様子

2

日常生活圏域ごとの状況

(1) 東地域（本庄東中学校区）の状況

地域の概況

市北東部に位置し、北は利根川、東は深谷市に隣接しています。地域内に国道17号が走り、国道以南の市街地域（本庄東小学校区）と、以北の郊外地域（藤田・仁手小学校区）に分かれます。市役所があり、人口が集中する市街地域では市平均より高齢化率が低く、単身率は高くなっている一方、郊外地域は市内でも飛びぬけて高齢化率が高いものの、単身率は平均より低く対照的です。

東地域には私立高校が2校あり、それぞれ付属中学校が併設されています。郊外地域には福祉関係事業所は少ないものの、地域包括支援センター（特別養護老人ホーム併設）が設置されています。医療機関やスーパーは市街地域に集中して利便性に地域差が見られます。また、圏域北部には一級河川があり、河川の氾濫等のリスクがあります。

地域福祉の状況

東地域ではサロン活動が平成27（2015）年頃から郊外地域を中心に設置が進み、その後市街地域でも増加傾向にあります。また、登録ボランティアは市街地域に多く、ボランティアグループのリーダーも市街地域に集中しています。

アンケート調査や懇談会では、市街地域においては、多くの市民が生活上の便利さを感じているものの、地域行事に参加する人が少ないことや、心配ごとを気軽に相談できる相手が身近にいない等の課題が認識されています。しかし、お祭りやPTA活動などが活発で、支え合いの意識が高い側面もあり、懇談会では「手軽な支え合いや新たなつながりづくりが必要」といった意見がありました。

一方、郊外地域では、高齢化率が高いものの同居の割合も高く、隣近所の交流が盛んで福祉への関心が高い傾向が見られます。その反面、移動手段の確保や災害時の避難に不安を抱える人が多く、空き地や空き家が増えてきたことなどの課題も認識されています。しかし、地域の社会資源に目を向けている人も多く、懇談会では「地域にある私立高校の通学バスを移動手段に提供してもらう」「小・中学生や高校生に高齢者のゴミ出しのお手伝いをお願いする」等の意見がありました。

東地域の地理的状況



東地域の統計情報

	東地域 (全体)	本庄東小学校区	藤田小学校区	仁手小学校区
人口	18,437人	14,104人	2,945人	1,541人
世帯数 (一世帯あたり人口)	8,140世帯 (2.26人)	6,388世帯 (2.21人)	1,187世帯 (2.48人)	640世帯 (2.41人)
65歳以上人口 (高齢化率)	5,201人 (28.2%)	3,620人 (25.7%)	1,098人 (37.3%)	527人 (34.2%)
15歳以下人口 (児童の割合)	2,044人 (11.1%)	1,650人 (11.7%)	263人 (8.9%)	146人 (9.5%)
単身者数 (単身率)	2,995人 (36.8%)	2,451人 (38.4%)	361人 (30.4%)	215人 (33.6%)
単身高齢者数 (高齢者単身率)	1,299人 (25.0%)	931人 (25.7%)	260人 (23.7%)	121人 (23.0%)
社協個人会員件数	322件	246件	48件	28件
サロン件数	11件	4件	5件	2件
ボランティア数 (団体代表者数)	45人 (20人)	39人 (18人)	5人 (0人)	1人 (2人)

出典：住民基本台帳（平成30年10月1日時点）及び本庄市社会福祉協議会提供データより地域福祉課作成

(2) 西地域（本庄西中学校区）の状況

地域の概況

市北西部に位置し、北は利根川及び群馬県伊勢崎市、西は上里町に隣接しています。南部を東西に中山道が走り、古くは旧宿場町の中心地として栄えました。現在は、歴史民俗資料館や市立図書館、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫、市民活動交流センター（はにぼんプラザ）など交流・文化活動の拠点が点在しています。

また、中山道に並行して国道17号線が走り、大きく分けると国道17号以南の市街地域と、国道以北の田畑が広がる郊外地域に分かれます。圏域全体では最も高齢化率が高く、特に市街地中心部では少子化と高齢者の単身化が顕著となっています。日常生活圏域で唯一、高等学校がありません。郊外地域は福祉関係事業所が少なく、地域内の5か所の医療機関は市街地に集中しています。また、圏域北部には一級河川があり、河川の氾濫等のリスクがあります。

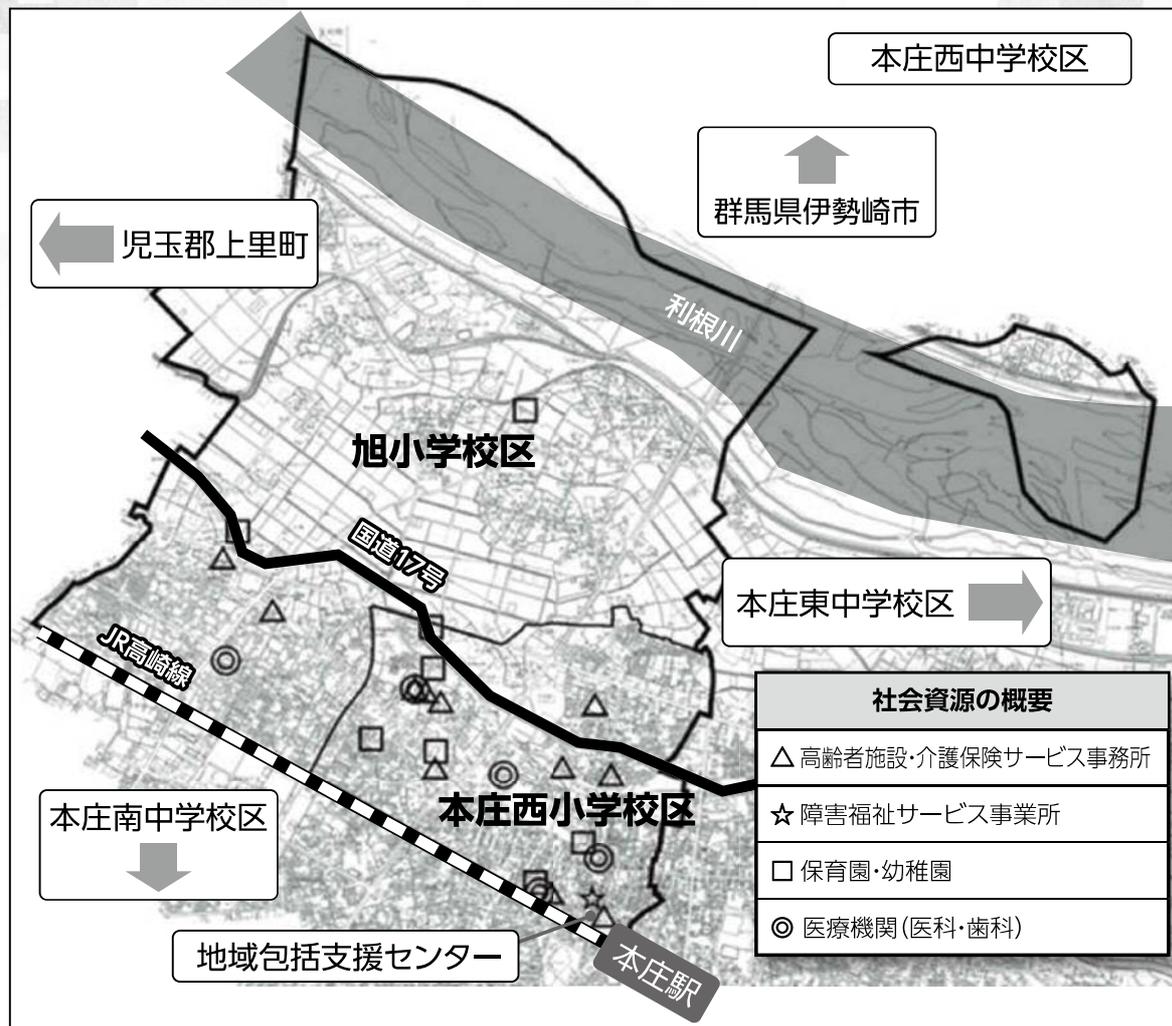
地域福祉の状況

西地域は、近年、市街地・郊外ともにサロンの設置が進み、現在も増加しています。郊外地域には登録ボランティアの数が多く、市街地域では個人のボランティア数はやや少なめですが、ボランティアグループのリーダーが多く存在しています。

アンケート調査や懇談会においては、西小学校区では、マンション住民等が増加して近所付き合いが少ない傾向にあり、地域活動に参加していない人の割合が高めとなっています。社協が近いためか、相談できる人や場所がないと回答した人は少なくなっています。懇談会では、近所との付き合いが希薄化してきたことに危機感を感じて「今後の高齢者や障害者の生活を支えるために当事者の声を聞く場を作りたい」といった意見や「サロンを増やしたい」「退職後の人が手軽にボランティアできる仕組みが必要」等の意見がありました。

旭小学校区では、心配ごとを気軽に相談する場所が身近にないことを課題と感じる人が多く、市役所・保健所などの官公庁に相談する傾向にあります。その反面、行政との協力関係に課題を感じる人も多くなっています。懇談会では「高齢化が進む団地への支援」や「サロン活動の活性化」「子供たちのために福祉教育などできることから始めたい」等の意見がありました。

西地域の地理的状况



西地域の統計情報

	西地域 (全体)	本庄西小学校区	旭小学校区
人口	13,131 人	14,104 人	6,134 人
世帯数 (一世帯あたり人口)	5,692 世帯 (2.31 人)	6,388 世帯 (2.21 人)	2,541 世帯 (2.41 人)
65 歳以上人口 (高齢化率)	3,867 人 (29.4%)	3,620 人 (25.7%)	1,745 人 (28.4%)
15 歳以下人口 (児童の割合)	1,452 人 (11.1%)	1,650 人 (11.7%)	729 人 (11.9%)
単身者数 (単身率)	1,909 人 (33.5%)	2,451 人 (38.4%)	748 人 (29.4%)
単身高齢者数 (高齢者単身率)	943 人 (24.4%)	931 人 (25.7%)	348 人 (19.9%)
社協個人会員件数	178 件	246 件	96 件
サロン件数	8 件	4 件	4 件
ボランティア数 (団体代表者数)	36 人 (15 人)	39 人 (18 人)	23 人 (3 人)

出典：住民基本台帳（平成 30 年 10 月 1 日時点）及び本庄市社会福祉協議会提供データ（平成 30 年 3 月末時点）より地域福祉課作成

(3) 南地域（本庄南中学校区）の状況

地域の概況

市の地理的中心に位置し、東は深谷市と美里町、西は上里町に隣接しています。本庄駅南に広がる市街地域や、新幹線本庄早稲田駅北側の新興地域に加え、美里町・上里町に隣接する郊外地域からなります。近年開発が進み、各駅周辺の大規模商業施設をはじめ商店も多く、本庄早稲田駅や関越自動車道本庄・児玉 IC を擁し、生活上の利便性が比較的高い地域です。開発に伴い人口は増加傾向にあり、高齢化率は市内最低となっています。一方で、新興地域内では高齢者世帯に占める単身率が非常に高くなっており、また、本庄駅南の市街地や上里町隣接地域の高齢化率は比較的高めです。

南地域には、県立高校と私立高校が1校ずつあり、郊外地域には私立高校附属中学校と県立特別支援学校があります。また、早稲田大学の国際リサーチパークが設置され、市内学術研究の中心的な地域です。地域内に比較的万遍なく福祉関係事業所が設置されているほか、多数の医療機関が存在し、在宅医療拠点である保健センターが設置されています。また、地域内に流れる河川は洪水リスクがあります。

地域福祉の状況

ボランティアが特に多い地域で、郊外には長く活動するサロンがあるなど、古くから福祉活動への関心が高い地域です。近年郊外地域を中心にサロンが増加しています。

アンケート調査や懇談会では、本庄南小学校区は、居住年数10年未満の人が2割を超え、会社員等勤労者の割合が高い地域で、地域活動に参加していない人の割合が高めですが、災害時等には手助けをしたいという人が多く、母子世帯等の子育てニーズが気になる一方で、認知症高齢者の問題も認識され、空き家の活用や農地の福祉的利用などの意見が出されました。

中央小学校区は、暮らしやすさや幸福感を感じつつも、ゴミ出しなど地域内のルールが守られていないことを課題と感じる人が多く、また、ボランティアが多い地域であり、PTA活動への参加など子育てへの関心の高さや行政への期待の声などがあがりました。

北泉小学校区は、高齢化率は低いものの、単身高齢者の孤立を心配する声が多く、サロン活動が盛んな地域であると同時に、災害時に備える活動や定年後に地域で活躍する仕組みづくりへの関心の声があがりました。

南地域の地理的状况



南地域の統計情報

	南地域 (全体)	本庄南小学校区	中央小学校区	北泉小学校区
人口	26,818人	8,280人	11,712人	6,826人
世帯数 (一世帯あたり人口)	11,907世帯 (2.25人)	3,574世帯 (2.31人)	5,411世帯 (2.16人)	2,922世帯 (2.34人)
65歳以上人口 (高齢化率)	6,905人 (25.7%)	2,123人 (25.6%)	3,030人 (25.9%)	1,752人 (25.7%)
15歳以下人口 (児童の割合)	3,439人 (12.8%)	1,091人 (13.2%)	1,387人 (11.8%)	961人 (14.1%)
単身者数 (単身率)	4,322人 (36.3%)	1,228人 (34.4%)	2,095人 (38.7%)	999人 (34.2%)
単身高齢者数 (高齢者単身率)	1,728人 (25.0%)	485人 (22.8%)	791人 (26.1%)	452人 (25.8%)
社協個人会員件数	357件	64件	224件	69件
サロン件数	14件	4件	4件	6件
ボランティア数 (団体代表者数)	84人 (30人)	13人 (4人)	60人 (16人)	11人 (10人)

出典：住民基本台帳（平成30年10月1日時点）及び本庄市社会福祉協議会提供データより地域福祉課作成

(4) 児玉地域（児玉中学校区）の状況

地域の概況

旧児玉町域であり、北は本庄南地域以南から南は皆野町まで、東は美里町、西は神川町に隣接しています。南北に長く広い地域で、児玉駅を中心とする市街地域と、その周辺に広がる郊外地域、また、人口が少なく、地域の南部に位置する山間地域からなり、地域内の差異が大きい地域です。

それぞれ人口や生活上の利便性に格差が見られ、特に山間地域では過疎化の傾向も顕著で、交通等の福祉課題が顕在化しています。地域全体での高齢化率はほとんど平均値ですが、地域差が大きく、地区平均で高齢化率44%に達する地区を抱えています。単身世帯の内の高齢者の割合はどの地区においても40%を超え、単身高齢者の問題が深刻となっています。県立高校が2校あるほか、福祉関係事業所や医療機関が市街地域及び一部郊外地域に集中して配置されていますが、山間地域にはほとんど配置されていません。また、地域内に流れる河川は洪水リスクがあり、山間地域には土砂災害の発生リスクがあります。

地域福祉の状況

社協会費は自治会徴収方式で、個人の会員加入率が最も高い地域です。サロン活動は活発で、特に人口減少や過疎化・高齢化が進む秋平小学校区（本泉小学校区含む）では、すべての自治会にサロンが設置されています。また、登録ボランティアやボランティアグループのリーダーは、地域に満遍なく存在しています。

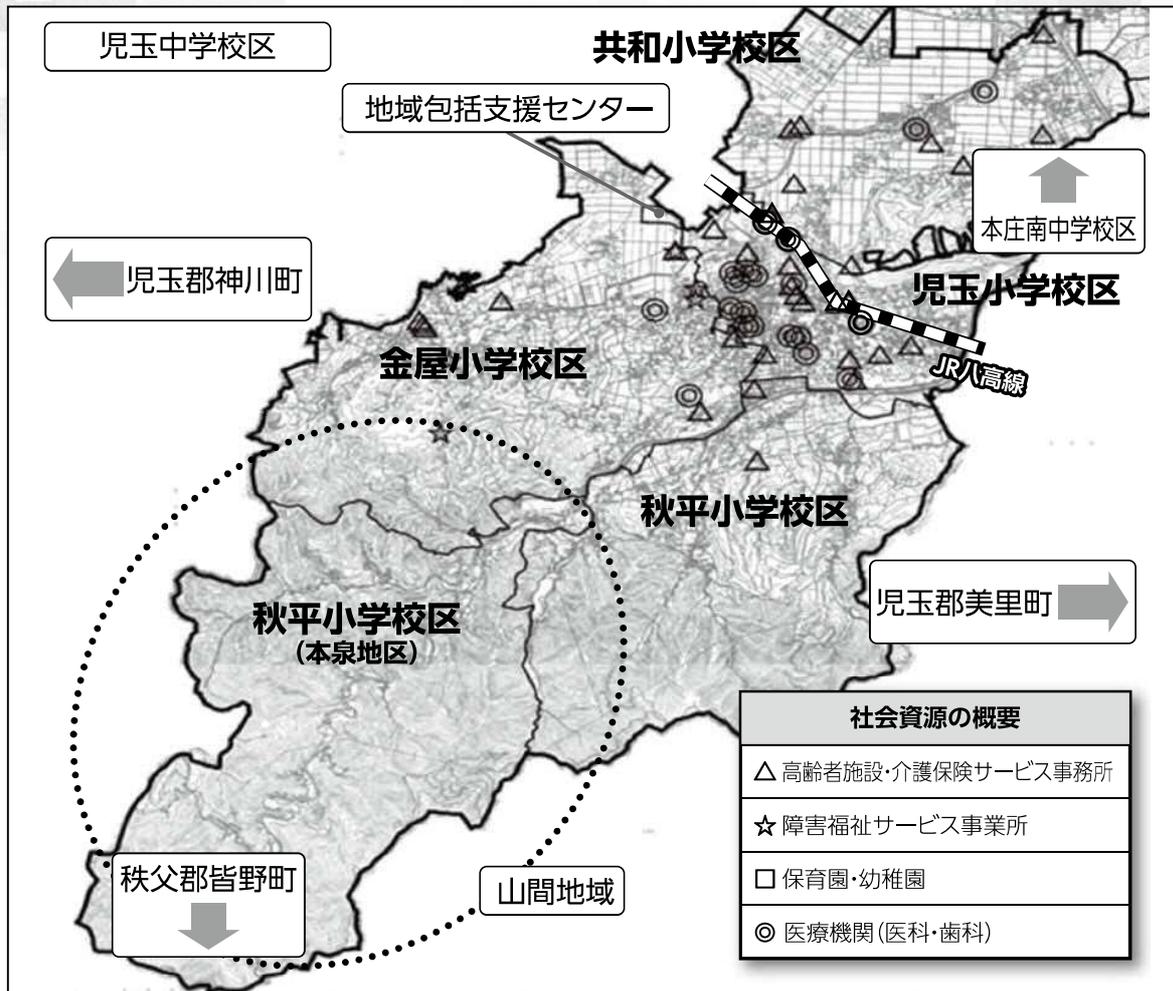
アンケート調査や懇談会では、共和小学校区は、比較的老人クラブ活動が活発で、困ったときには民生委員・児童委員に相談したり、課題解決に向けて行政に期待する傾向が見られる地域で、高齢化に伴い自治会運営を心配する声や「高齢者と子どもの交流を盛んにして地域を盛り上げる」などの意見がありました。

児玉小学校区は、比較的自治会の未加入率が高く、近所付き合いは少ない傾向にあるものの、住民主体の助け合い活動が必要・孤立解消のため声かけや見守りをしたい、という人も多く、「地域交流の活性化が大事」「懇談会を自治会ごとに開催したい」といった意見がありました。

金屋小学校区は、地域活動として自治会活動への参加率が高く、介護等の課題認識から、高齢者の支援活動をしたいという人の割合が高めである一方、「情報が少ないため、どんなことをしたらよいか分からない」などの意見がありました。

秋平小学区は、特に山間部で高齢化・過疎化が顕著なため、生活の利便性や災害時の対応等の課題を抱えており、民生委員・児童委員への期待も高い傾向があり、「地域状況を調べて社会資源を有効活用する」という意見や、「日本一の高齢者村をつくる」といったユニークな意見もありました。

児玉地域の地理的状況



児玉地域の統計情報

	児玉地域 (全体)	共和小学校区	児玉小学校区	金屋小学校区	秋平小学校区 (本泉小学校区含む)
人 口	20,071 人	4,100 人	7,728 人	5,390 人	2,853 人
世帯数 (一世帯あたり人口)	8,351 世帯 (2.40 人)	1,771 世帯 (2.32 人)	3,225 世帯 (2.40 人)	2,244 世帯 (2.40 人)	1,131 世帯 (2.52 人)
65 歳以上人口 (高齢化率)	5,681 人 (28.3%)	1,189 人 (29.0%)	2,065 人 (26.7%)	1,495 人 (27.7%)	932 人 (31.9%)
15 歳以下人口 (児童の割合)	2,399 人 (12.0%)	442 人 (10.8%)	1,026 人 (13.3%)	653 人 (12.1%)	278 人 (9.5%)
単身者数 (単身率)	2,719 人 (32.6%)	636 人 (35.9%)	1,068 人 (33.1%)	718 人 (33.3%)	297 人 (24.9%)
単身高齢者数 (高齢者単身率)	1,366 人 (24.0%)	295 人 (24.8%)	526 人 (25.5%)	366 人 (24.5%)	179 人 (18.6%)
社協個人会員件数	5,293 件	1,280 件	1,692 件	1,561 件	760 件
サロン件数	23 件	4 件	7 件	4 件	8 件
ボランティア数 (団体代表者数)	35 人 (20 人)	10 人 (6 人)	15 人 (5 人)	7 人 (4 人)	3 人 (5 人)

出典：住民基本台帳（平成 30 年 10 月 1 日時点）及び本庄市社会福祉協議会提供データより地域福祉課作成

3

前期計画の点検・評価

(1) 第1期本庄市地域福祉計画の評価・課題について

市では、理念計画であった第1期計画の中間年である平成28（2016）年度に、本市における地域福祉の推進状況を点検し、市が抱える課題を分析するため、当該計画と理念と仕組みを共有する高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の3分野の事業計画に掲載された193事業について地域福祉の観点から評価しました。

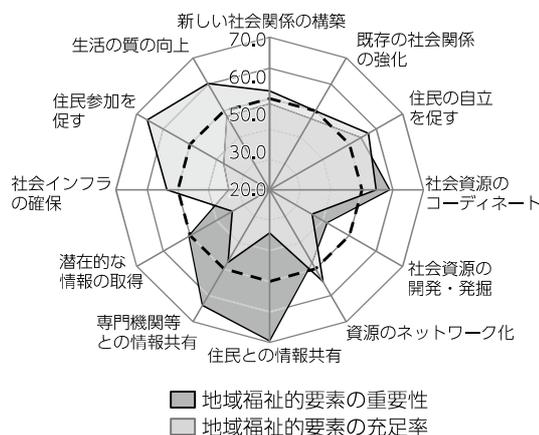
その結果、本市の地域福祉関係事業における社会資源の活用状況を調査したところ、施設等の物的資源や、制度上のサービスを提供する事業者・専門職等のフォーマルな人的資源は高い活用率を示した一方で、ボランティア団体やNPO法人、あるいはサロン活動など、住民による自主的な活動や営利を目的としないインフォーマルな（制度によらない）人的資源はあまり活用されていないことが明らかとなりました。

社会資源の活用状況

物的資源		87.6%
人的資源	サービス提供事業者・専門職等	71.0%
	ボランティア・NPO等	30.1%

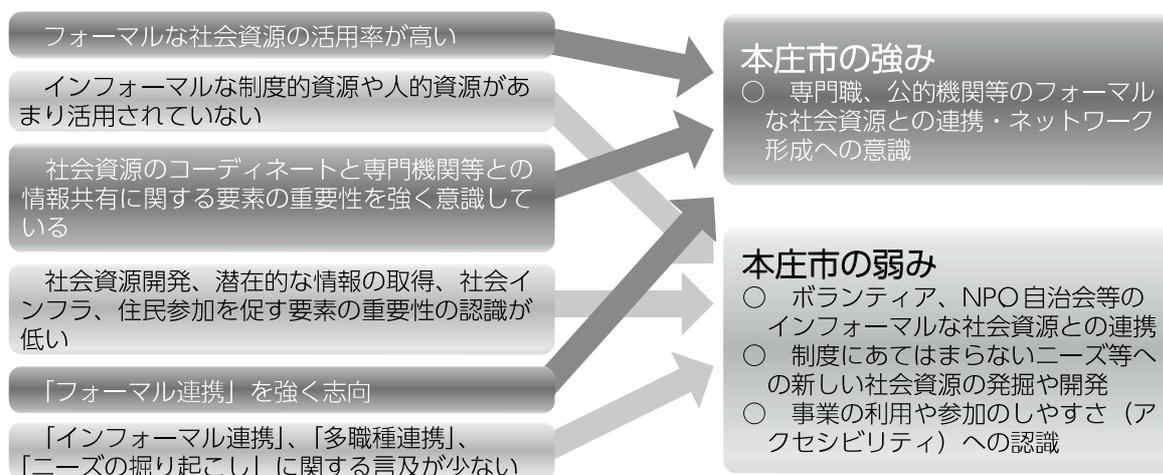
また、地域福祉に関係する要素が各事業でどのように認識されているかを評価したところ、住民や専門機関等との情報共有や事業を行う場合に社会資源を組み合わせることに対して重要性が特に認識されていた一方で、社会資源の開発や発掘に関する要素や当事者が事業等に参加するための社会インフラの整備、事業やサービスの利用しやすさ等の住民参加を促す要素の重要性は低く捉えられていました。事業全体の各要素の充足率はどの要素を見ても高く評価されていましたが、各要素の重要性の認識や充足率には、個別福祉分野別に大きな開きがありました。

■地域福祉的要素への認識と充足率の評価結果



さらに、評価に際してあげられた個別事業に関する今後の課題はフォーマルな社会資源との連携を強く志向していたものの、インフォーマルな資源との連携や制度外のニーズ対応に関する言及はほとんどありませんでした。

これらの評価や課題認識において特徴的な事柄を整理し、俯瞰的に本市の地域福祉関係事業の強みと弱みを評価すると、専門職や公的機関等のフォーマルな社会資源との連携やネットワークの構築に強みを持つ一方で、インフォーマルな社会資源との関わりや、新しい社会資源の開発、そして、事業の利用や参加のしやすさについては、あまり意識されておらず、地域福祉を推進していくうえでの弱みということができません。



(2) 第1期本庄市地域福祉活動計画の評価・課題について

第1期本庄市地域福祉活動計画(第1期計画)では、3つの「基本目標」を実現するために13の施策を掲げました。そして、施策推進のため27の主要事業について目標指標を設定し、各事業の推進状況を毎年点検しました。また、計画中間年にあたる平成28(2016)年度には「中間評価」を行い、目標指標の再設定等を行いました。

平成29(2017)年度までの「主要27事業の達成率」に基づく基本目標の推進状況は表のとおりです。

また第1期計画では、基本目標推進のための重点項目を5つ掲げています。それぞれの評価と課題については、次のとおりです。

基本目標	推進状況 (達成率平均)
①地域福祉を支える担い手づくり	87.4%
②みんなで助け合い、支え合うしくみづくり	94.7%
③地域の生活を支えるしくみづくり	97.3%

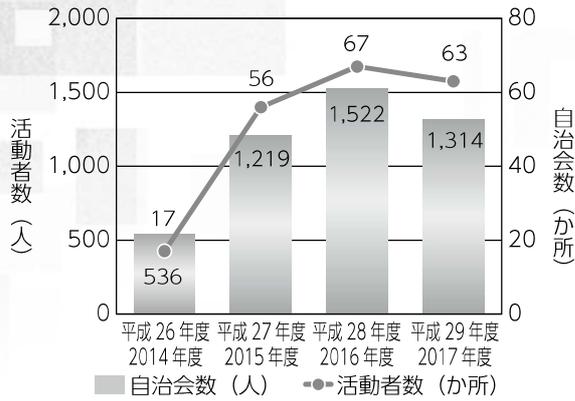
出典：本庄市社会福祉協議会(平成30年3月末時点)

「小地域における市民活動の促進」の評価と課題

第1期計画では、小地域での福祉活動の促進のため、住民の身近な地域で見守り活動に取り組むボランティア「福祉委員制度の導入」を新規重点事業に掲げました。本市では、ひとり暮らし高齢者世帯等に対して、自治会の主に支会長等が広報誌を手渡しするなどしながら、気になる世帯をゆるやかに見守る「活動者」が、本庄市自治会連合会の取り組みとして配置されました。平成29(2017)年度は、63自治会で1,314人が活動者として地域の見守り活動を行いましたが、緊急時の対応や自治会単位で取り組む負担の大きさなど、いくつか課題も認められます。

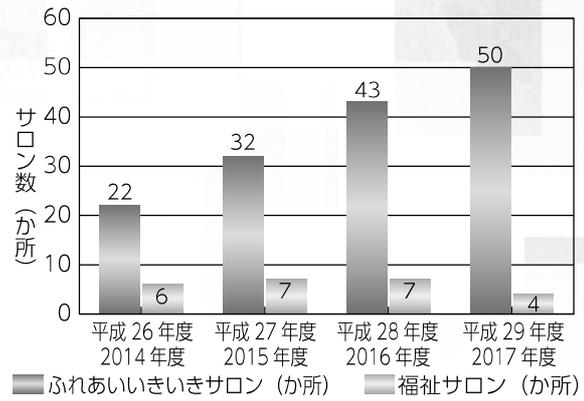
一方、小地域における居場所づくりの活動として「ふれあいいいききサロン活動」が自治会を中心に大きな広がりを見せ、平成29(2017)年度末には第1期計画当初の2倍以上の50サロンが活動しています。ただ、活動上の課題もあり、運営ボランティアの確保や、男性の参加促進、交通手段の確保等、今後の展開が課題となっています。

■活動者の取組状況(活動者数・自治会数)実績



出典：本庄市社会福祉協議会（平成30年3月末時点）

■本庄市内のサロン数



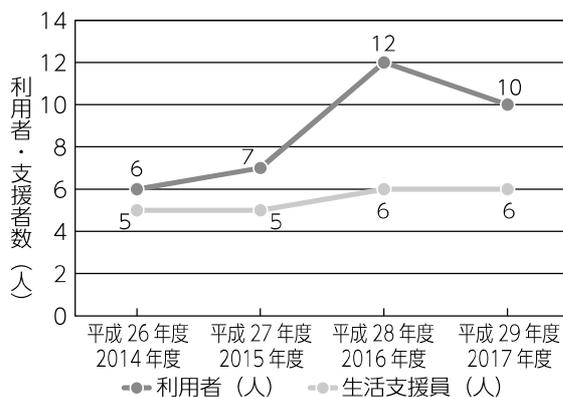
「権利擁護事業と社会的包摂の推進」の評価と課題

権利擁護事業として県社協から受託している「福祉サービス利用援助事業」では、本市の平成29(2017)年度時点の利用者数は9人で、人口1万人あたり1.15人となっています。埼玉県平均は1.89人ですので、本市の利用者数は県平均の約6割(60.8%)となり、事業の更なる周知が必要です。

社協が実施する相談事業では、平成26(2014)年10月より、市からの委託により「成年後見相談事業」を開始しました。月2回開設して、市民相談員のほか弁護士・司法書士等の専門職が対応しておりますが、平成29(2017)年度までの利用状況は月平均約1件と、やや少ない状況です。

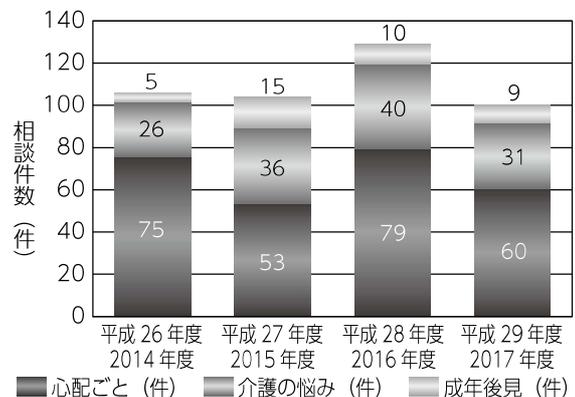
また、平成27(2015)年度からの「生活困窮者自立支援事業(市直営)」等への対応を想定して、支援を必要とする人の「地域とのつながりの再構築」などに取り組む専門職「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」の配置を新規重点事業に掲げました。しかしながら、地域の個別課題等に対して、担当職員がアウトリーチ(地域に出向く)して様々な支援活動に取り組みましたが、CSWとして十分に機能するまでには至りませんでした。

■福祉サービス利用援助事業利用者・支援者数



出典：本庄市社会福祉協議会（平成30年3月末時点）

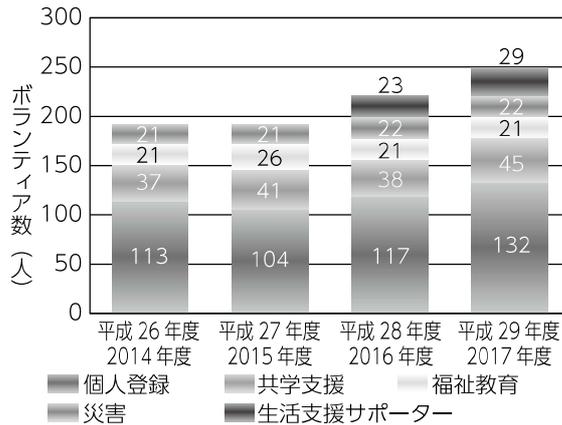
■窓口別相談件数(電話相談含む)



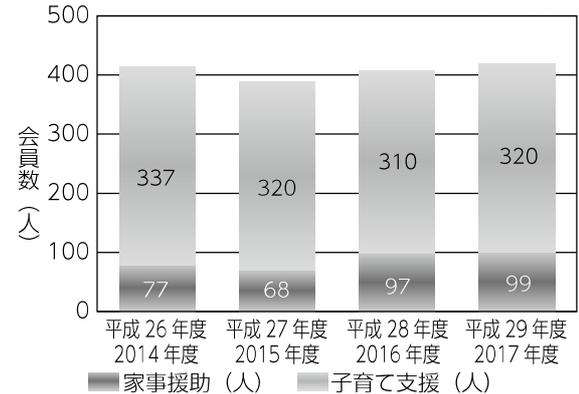
「ボランティア活動の支援強化」の評価と課題

ボランティアセンターの運営では、ボランティアの登録数は徐々に増加していますが、障害児の支援籍学習を支える「共学支援ボランティア」や「災害ボランティア」等分野ごとのボランティア数は、ほぼ横ばいでした。そのほか、住民参加型サービスとして「有償家事援助サービス」や「ファミリー・サポート・センターの運営（市委託事業）」を実施しました。

■ボランティア登録状況



■住民参加型サービス実施状況(家事援助・子育て)



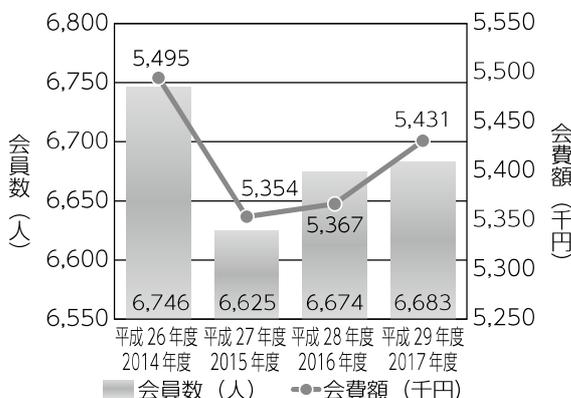
出典：本庄市社会福祉協議会（平成30年3月末時点）

「組織体制と財政基盤の強化」「地域福祉の基盤づくりの財源確保」の評価と課題

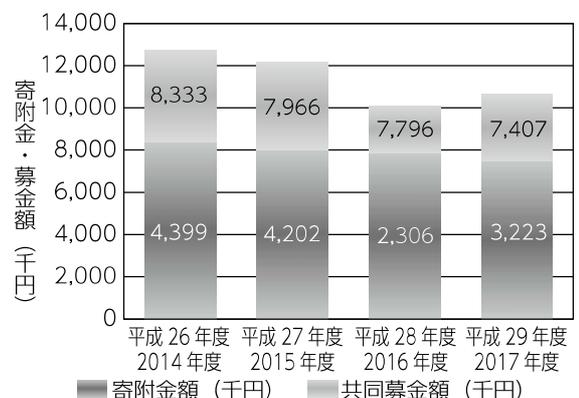
社協活動を支える基盤となる「社協会員（会費）」、地域福祉を支える財源の一端をなす「社協寄附金」「赤い羽根共同募金」については、年ごとに実績にバラつきがありました。

安定的な財源確保のために、より多くの住民・団体・企業等の理解と協力が必要です。

■社協会員・会費実績



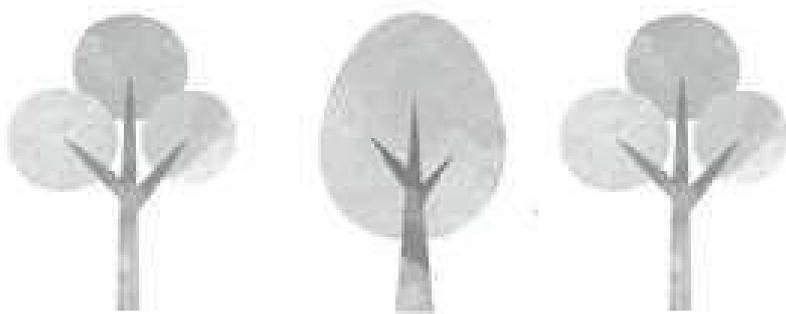
■社協寄附金・赤い羽根共同募金実績



出典：本庄市社会福祉協議会（平成30年3月末時点）

まとめ

以上、第1期計画の重点項目における、主な事業の進捗状況をまとめました。サロン活動の活性化や、市民による新たな見守り活動など「地域での支え合い」が進みつつある一方で、課題も認められます。本計画（第2期）では、第1期計画における課題等を踏まえて、新たな施策に取り組みます。





第3章

計画の目指す将来像と 基本戦略

- 1 計画が目指す将来像 53
- 2 計画の基本理念とロードマップ 55
- 3 計画の基本戦略 57
- 4 計画の施策体系 58



1 計画が目指す将来像

本計画は、本市の福祉分野の上位計画であるとともに、本庄市総合振興計画に基づく個別計画でもあります。そのため、本庄市の将来像として、本庄市総合振興計画における「まちづくりの将来像」を共有します。

本庄市の将来像

あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄
～世のため、後のため～

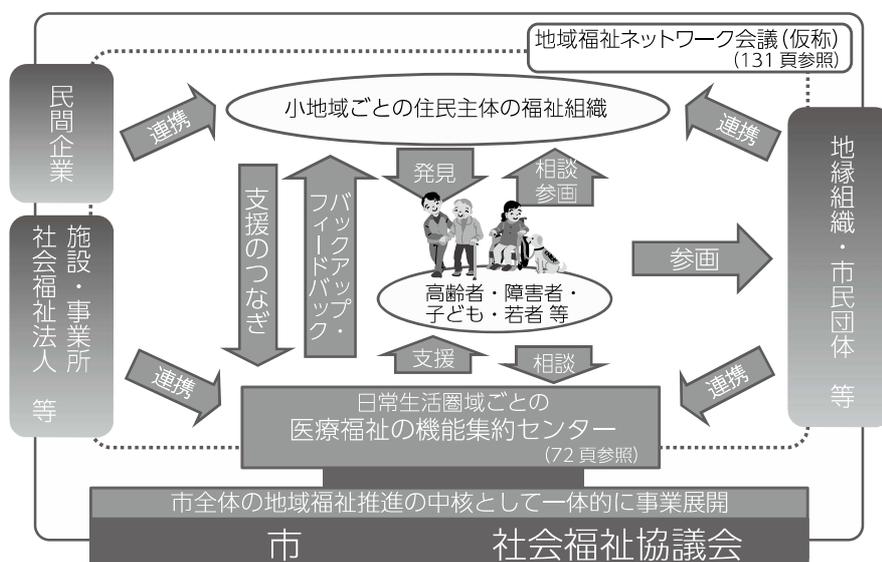
本庄市総合振興計画の基本理念

みんなで育む安心・共生のまちづくり	(健康福祉・教育文化分野)
訪れたいくなる住み続けたいくなるまちづくり	(経済環境・都市基盤分野)
市民と行政がともに創る安全のまちづくり	(市民生活・行財政経営分野)

本庄市の目指す将来の地域福祉の姿

本庄市総合振興計画が掲げる本庄市の将来像を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して自立生活を営むことができる本庄市を目指し、将来的に下図のような、日常生活圏域ごとに医療福祉の機能集約機関が設置され、個別支援と地域支援を一体的に行うとともに、小学校圏域等の小地域における住民主体の福祉組織が個別課題を発見。対応していく姿を目指します。

この将来像を目指し、各期計画期間内において段階的に実現していきます。



塙保己一と「世のため、後のため」

本市は、盲目の国学者塙保己一の生誕の地です。塙保己一は、「世のため、後のため」の座右の銘のもと、群書類従の編纂や和学講談所の創設などの偉業を成し遂げるとともに、文化の継承や発展に尽力しました。

その生き方は、高い志を持つこと、多くの困難にくじけずに地道な努力を重ねることの大切さを、現代を生きる私たちに指し示してくれています。

塙保己一生誕の地である本市は、本庄市総合振興計画（平成 30～39（2018～27）年度）においてまちづくりの将来像を「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄～世のため、後のため～」と定めています。

本市は、古くから培われた歴史と優れた教育環境を将来にわたって伝えていくのみならず、新たな歴史を築き、次代を担う人を育む「歴史と教育のまち」を目指すとともに、市民のまちづくりの参画を進める「あなたと活かす」まちづくり、市民がつながり支え合う「みんなで育む」まちづくりを進めます。

さらに本市の偉人塙保己一が遺したことばである「世のため、後のため」のまちづくりを進めていきます。

【本庄市総合振興計画 政策大綱】

将来像	基本理念	政策大綱
あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～	みんなで育む 安心・共生の まちづくり	1 健康福祉分野 みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち
	訪れたいくなる 住み続けたいくなる まちづくり	2 教育文化分野 未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち
	市民と行政が ともに創る安全の まちづくり	3 経済環境分野 持続可能で活気に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち
		4 都市基盤分野 人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち
		5 市民生活分野 市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち
		6 行財政経営分野 市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち



江戸への旅立ちの朝、15歳の保己一少年の像
(JR 上越新幹線本庄早稻田駅前)

2

計画の基本理念とロードマップ

(1) 計画の基本理念

私たちの日々の暮らしは、人がひとりで、あるいは一つの家族だけで成立するものではありません。衣食住はもちろんのこと、ときには子育てや介護、仕事のことなど、生きていくいろいろな場面（ライフステージ）によってさまざまな悩みや不安、困りごとが生じてきます。また、思いもかけない事故や病気等により生活を維持できなくなるかもしれません。

そのように考えると、それらの暮らしの課題とは、いわゆる「福祉の対象者」のような「特定の人」たちだけの課題ではなく、本庄市で暮らすすべての住民に共通する大きなテーマである、と言えます。

第1期計画では、基本理念を「みんなで支えあう 思いやりのあるまち 本庄」として地域福祉の普及に努めてきましたが、「支えあい」と「思いやり」の大切さは、第2期目を迎える今もなお色あせるものではありません。

一方で、第1期計画の策定から5年が経過し、障害者差別解消法の施行や、『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』の設置等、あらゆる人が人格と個性を尊重され、お互いの支え合いのもとに積極的に社会に参画できる「共生」の社会づくりが全国的な広がりを見せる中、本市においても多様な課題に対応した新たな施策を展開していくことが不可欠です。

そこで、本計画では、地域福祉の将来像の実現に向け、第1期計画の基本理念を踏襲しつつ、新たな発想を盛り込んだ計画とするため、基本理念を次のように定めます。

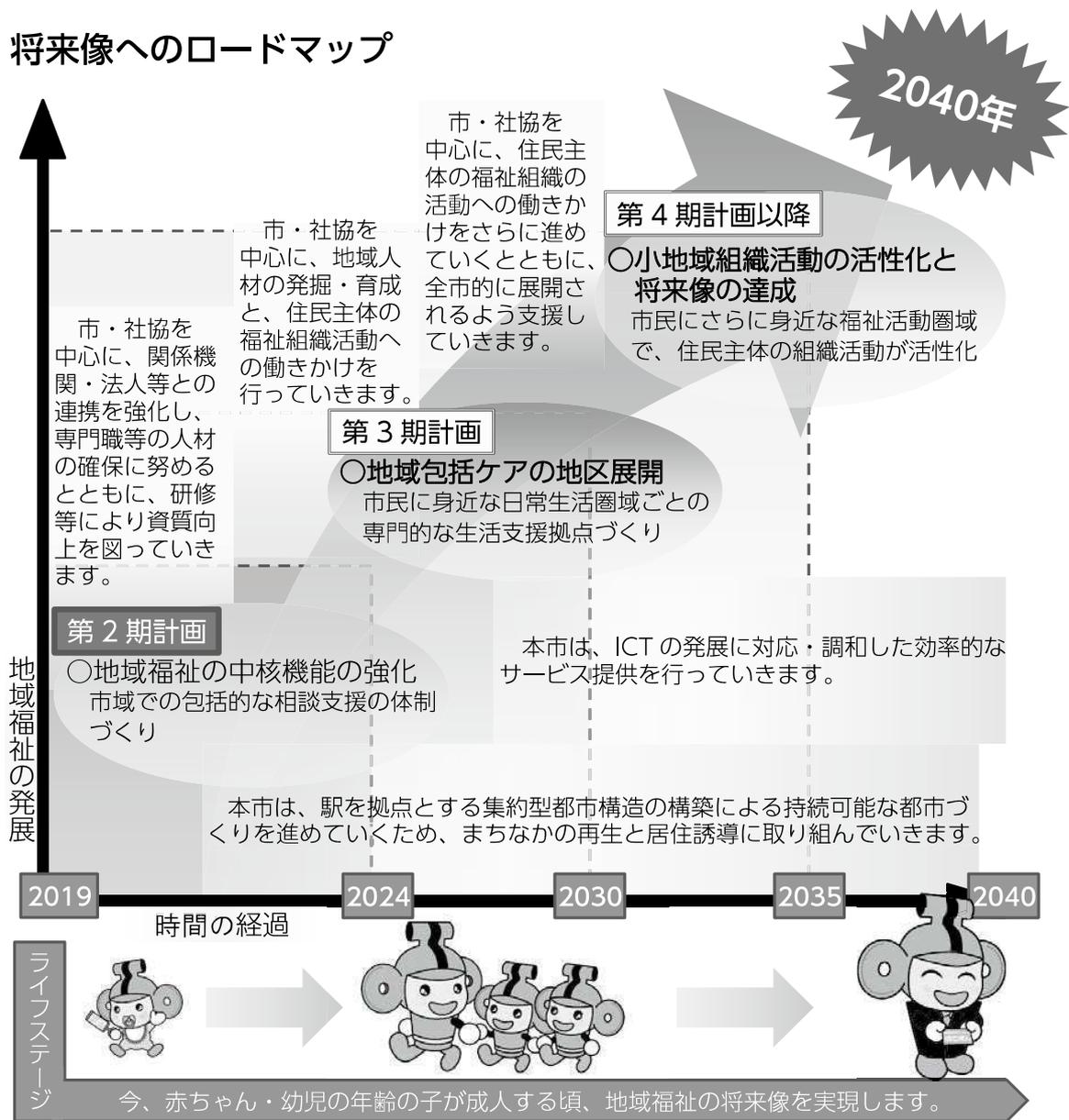
みんなで支えあう 思いやりのあるまち 本庄
～ 安心と共生のまちづくり ～

(2) 計画のロードマップ (行程表)

本計画は、「本庄市が目指す地域福祉の姿」を、前頁の基本理念を基礎として段階的に実現することを目指すものです。

「計画のロードマップ」は、「目指す姿」をゴール（目標）として、どのような段階や道筋を踏んで実現していくか、その予定をイメージ図に落とし込んだものです。ただし、これはあくまでも現時点の予定表であり、社会情勢の変化や法改正等により、変更される可能性があります。

将来像へのロードマップ



3 計画の基本戦略

本計画では基本理念の実現を目指すため、次の4つの基本戦略を掲げます。また、基本戦略の実現のため、それぞれ具体的な施策について体系的に定め、市民のほか多様な機関・団体・事業所等との連携のもとで地域福祉の推進に取り組みます。

①市民の生活を支えるしくみづくり

「市民の生活を支えるしくみづくり」は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる本庄市となるため、本計画で重点的に進めるべき総合的なシステムを施策化するものです。複合的な課題や制度の狭間の問題等に対応するための「相談支援のしくみづくり」と、各分野に共通するサービスに関する「横断的なサービスづくり」、誰もが社会参加することを目指す「人にやさしい生活環境の充実」の3つの施策で構成しています。

②人と人とのつながりづくり

「人と人とのつながりづくり」は、上記の「しくみ」を効果的に機能させるためのネットワークや組織づくりを施策化するものです。小学校圏域で住民同士のネットワークや拠点づくりを行うための「小地域における福祉活動の推進」と、多職種や様々な機関が有機的に連携していくための「関係機関・団体等との連携強化」の2つの施策で構成します。

③地域で共に生きるための人づくり

「地域で共に生きるための人づくり」は、住民の生活を支える仕組みを機能させ、適切なつながりや組織を作っていくための人材の発掘・養成・資質向上等を施策化するものです。福祉教育の充実やボランティアセンターの機能拡充等を想定した「福祉学習の充実」及び「地域人材の確保・育成」と、専門職等が包括的な相談支援体制の中で円滑に多職種連携を行うための「専門職・支援関係者の育成と支援」の3つの施策で構成しています。

④計画推進体制の発展・強化

「計画推進体制の発展・強化」では、上の3つの戦略を効果的に機能させていくための基盤整備として、地域福祉審議会（仮称）を設置し、効果的に施策を推進するための「市の計画推進体制の強化」、社協の体制強化と業務等の再構築を含めた施策化に関する「社会福祉協議会の機能強化」のほか、市の一般財源・社協会費や共同募金等の寄附財源・国や県等からの助成金や交付金等を効果的に利活用するための「地域福祉財源の確保」の3つの施策で構成します。

4

計画の施策体系

基本理念

みんなで支えあう 思いやりのあるまち 本庄
～安心と共生のまちづくり～

基本戦略

基本戦略 1
市民の生活を支える仕組みづくり

基本戦略 2
人と人とのつながりづくり

基本戦略 3
地域で共に生きるための人づくり

基本戦略 4
計画推進体制の発展・強化

施策細目

(1) 相談支援の仕組みづくり

- ① 包括的な相談支援体制の構築
- ② 福祉窓口の多チャンネル化

(2) 横断的なサービスづくり

- ① 生きづらさを抱えている人への支援
- ② 権利擁護の推進
- ③ 更生保護の推進
- ④ 災害時における支援体制の構築

(3) 人にやさしい生活環境の充実

- ① ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくり
- ② 移動の支援
- ③ 住まいの確保

(1) 小地域における福祉活動の推進

(2) 関係機関・団体等との連携強化

(1) 福祉学習の充実

(2) 地域人材の確保・育成

(3) 専門職・支援関係者の育成と支援

(1) 市の計画推進体制の強化

(2) 社会福祉協議会の機能強化

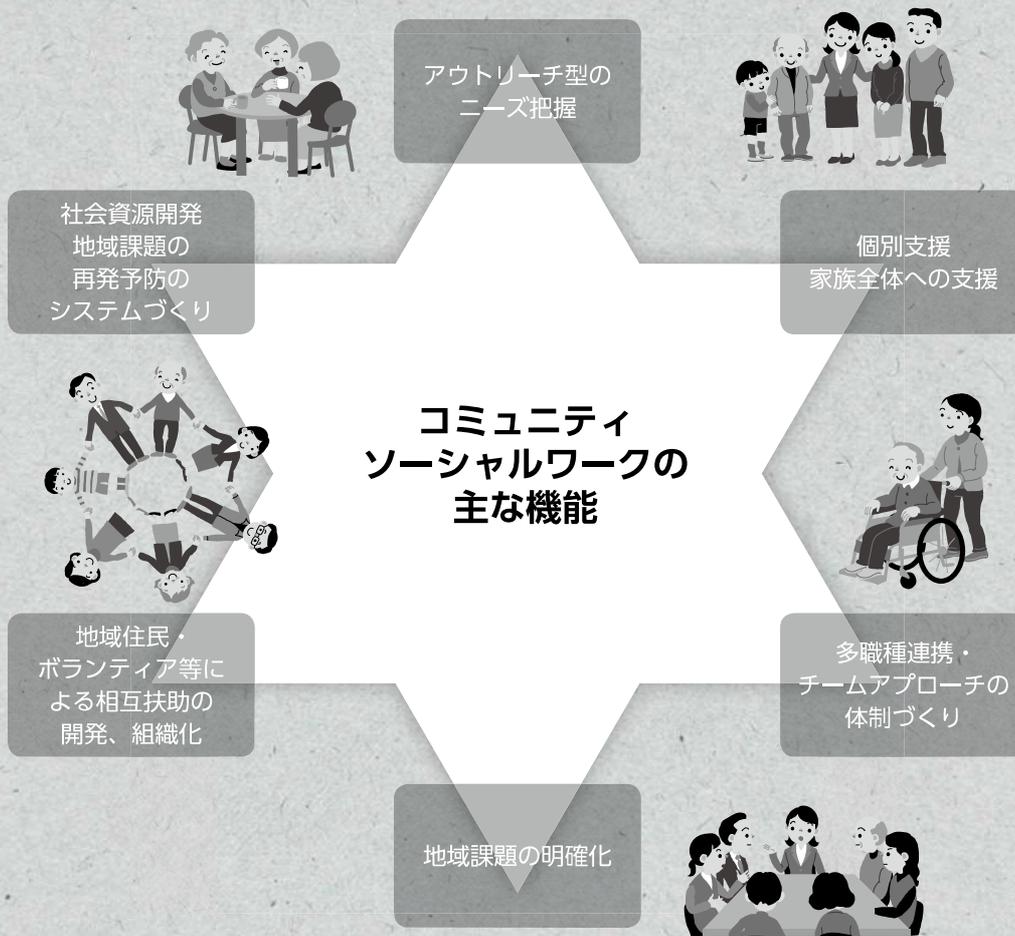
(3) 地域福祉財源の確保

コミュニティソーシャルワークとは

地域福祉の推進には、地域で起きている様々な生活課題に対して、住民が気づき、自らの問題として考え、解決していくための仕組みづくりを進め、行政や関係機関、住民の協働により誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりが重要です。

コミュニティソーシャルワークは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践です。(特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所ホームページより)

主な機能として、①支援を必要としている人に対し、アウトリーチ型のニーズ把握 ②対象を個人のみでなく世帯、家族全体として捉える支援 ③様々な福祉施設や機関・団体で、従来の分野別、対象別のアプローチではなく、サービスを横断的に活用したチームアプローチの体制づくり ④個人の生活課題を地域課題として捉える ⑤地域で支え合うネットワークの構築 ⑥社会資源開発や地域で生活課題を再発させない仕組みづくりを行う等があります。





第4章

基本的施策の展開

基本戦略 1 市民の生活を支える仕組みづくり … 63
(1) 相談支援の仕組みづくり …………… 63
(2) 横断的なサービスづくり …………… 85
(3) 人にやさしい生活環境の充実 …………… 109
基本戦略 2 人と人とのつながりづくり …………… 123
(1) 小地域における福祉活動の推進 …………… 124
(2) 関係機関・団体等との連携強化 …………… 129
基本戦略 3 地域で共に生きるための人づくり … 137
(1) 福祉学習の充実 …………… 138
(2) 地域人材の確保・育成 …………… 144
(3) 専門職・支援関係者の育成と支援 …………… 147
基本戦略 4 計画推進体制の発展・強化 …………… 151

(1) 相談支援の仕組みづくり

近年、景気の変動や急激な少子高齢化等に起因する社会構造の変化により、多様な生活課題を複合的に抱えていたり、制度の狭間に落ち込んでいたり、自ら「助けて」と言うことができなかつたりして、制度的な支援が十分に届かないことで、自立が阻害されている人々が潜在的に存在していることが本市においても明らかとなってきました。

そこで、複合的な課題を抱える市民や、制度の狭間の問題等に対応するための相談支援の一体的なシステムづくりを本計画の最重点施策として位置づけます。

本項では、「相談支援の構造」を視覚化し、それぞれの段階でどのような施策を展開するかを示します。

- ① 包括的な相談支援体制の構築 66
- ② 福祉窓口の多チャンネル化 78

相談支援の基本構造

きづく	<p>「相談をしたい」あるいは「支援を受けたい」という意思がなければ、支援にはつながりにくくなります。困っていることを「自覚」し、解決する必要性を「判断」とともに、相談に関する「情報」を取得し、「意思表示」していくことへの支援が大切です。「困っていること」があるのに自覚できていない、あるいは、いつ、どこで声をあげていいのかわからないという市民の方には、支援者が直接訪問（アウトリーチ）を行うことで課題を掘り出していくこと等により、これらを促していく必要もあります。</p>
	<p>自覚：「困っていること」や、その「原因」を本人が認識できる相談支援。</p>
	<p>判断：「困っていること」を解決・改善したい、と本人が判断できる相談支援。</p>
	<p>情報：改善や解決につながる手段（窓口・サービス等）を本人が把握できる支援。</p>
つながる	<p>「相談したい」「支援を受けたい」という意思があったとしても、相談窓口に「到達」し、また、実際に「相談」できるとは限りません。場合によっては「相談したい」という意志を持つことすら難しい方もいるかもしれません。窓口で相談するためには、窓口までの交通手段や受付の時間など様々なハードルもあります。相談窓口への信頼感の問題もあります。アウトリーチ対応も含めて、窓口機能を充実させていくことは、早期の支援にもつながります。</p>
	<p>到達：相談窓口で本人が到達することができる支援。アウトリーチ型の相談も。</p>
	<p>相談：本人が相談できるような支援。</p>
解決する	<p>相談援助の中では、本人の状況等について「アセスメント（評価）」し、本人の主体性を踏まえた支援を行っていきます。そして支援の状況や本人の状態について「モニタリング（経過観察）」し、再度アセスメントを行うサイクルで、解決に向けて継続的な支援を行っていきます。支援にあたっては、支援関係機関や地域での支援者等と十分に連携した支援ネットワークを構築し、必要な個別支援を適切に提供していく必要があります。</p>
	<p>支援のサイクル</p> <pre> graph LR A[アセスメント] --> B[支援] B --> C[モニタリング] C --> A </pre>
地域支援	<p>相談支援全体を見ると、個別の支援と共に同時に検討・実施すべきことがあります。地域には、全く同じ事例は存在しませんが、よく似た事例は存在します。一つの個別事例の検討の中から、地域に共通する生活課題を発見して対応することにより、よく似た事例に迅速な支援を行い、より良い支援のための新しい事業・社会資源の開発をすることができます。こうした「地域支援」により相談支援の体制は一層充実され、福祉の地域づくりを実践することができます。</p>

重点施策

「相談支援のしくみづくり」は、2つの施策で構成されており、それぞれの施策は左記の「相談支援の構造」に対応しています。

① 包括的な相談支援体制の構築 (66～77頁)

ここでは、相談支援全般にかかる組織基盤の構築に関する施策を扱います。
本項は、本市の相談支援体制として「新たな2つの機能」を施策化するものです。

主な取り組み：

庁内相談・政策管理機能部署の
設置

69頁へ

機能集約センターの設置

72頁へ

② 福祉窓口の多チャンネル化 (78～84頁)

ここでは、相談を行いやすく、また、関係する情報を取得しやすくするための、情報や窓口への到達経路を多様化・拡充するための施策を扱います。



① 包括的な相談支援体制の構築

現状と課題

「包括する」とは、ある物事全体を包み込むことを指しています。「包括的な相談支援体制」は、市民の社会的な孤立を防ぎ、日常生活上の生活課題を解決するための相談支援を縦割りではなく分野横断的・横割りに行っていく体制を目指すものです。

アンケート調査の結果、「そこに行けば、相談できる窓口が揃っている場所が必要」との意見に代表される、相談窓口機能が分散していることを課題と捉える声が上がっています。また、ヒアリング調査では、一つの世帯が複数の福祉問題を抱える複合ニーズ世帯が数多く報告される中、多職種連携の難しさや、制度的に対象者を区分することによる弊害などが明らかとなってきました。

複合ニーズ世帯へ対応するために、相談支援専門職や行政の担当職員は複数の専門職との情報連携や支援調整会議等を重ね対応していますが、複合ニーズ世帯への支援の「仕組み」としての対応ではなく、担当者の自助努力に任されていることも改めて浮き彫りになりました。

さらに、支援対象者は迅速な支援を求めています。市行政の縦割りの弊害や福祉担当者の専門性の問題、コーディネーターとなる担当者がいないこと等により十分な連携ができない、といった意見が挙げられたほか、介護分野と障害福祉分野の連絡調整の必要性や教育・医療と福祉の連携の充実も支援の迅速性を確保するにあたっての課題となっています。

ヒアリング調査で報告された事例

ヒアリング調査では、本庄市内で相談支援専門職が対応した複合ニーズ世帯の事例として、様々な事例が報告されました。以下に一例を紹介します。

事例

① 8050 問題（高齢の親と不就労・中高年の子の二人暮らし世帯に代表される問題）

認知症の親と精神障害の子の二人暮らしの世帯。別の子が別居しているが、その子にも精神疾患がある。子は就労しておらず、親の年金で生活しているものの、親の死後には年金は無くなってしまう。

② 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の問題

高齢の親と同居している精神障害の子の二人暮らし世帯。子は、もともと障害福祉サービスを利用していたが、親の死後、高齢となったことで介護保険制度を利用することとなる。本人の症状は変わらないものの、制度・サービスの変化により生活環境が急変し、病態が悪化してしまった。

③経済的困窮と「ごみ屋敷」の世帯

ひとり親世帯。親は知的障害のために就労できず、子の養育にも支援が必要な状態。ゴミを自室や家の周囲にため込んでしまい、捨てることができないことから親子共に不衛生な環境におかれている。

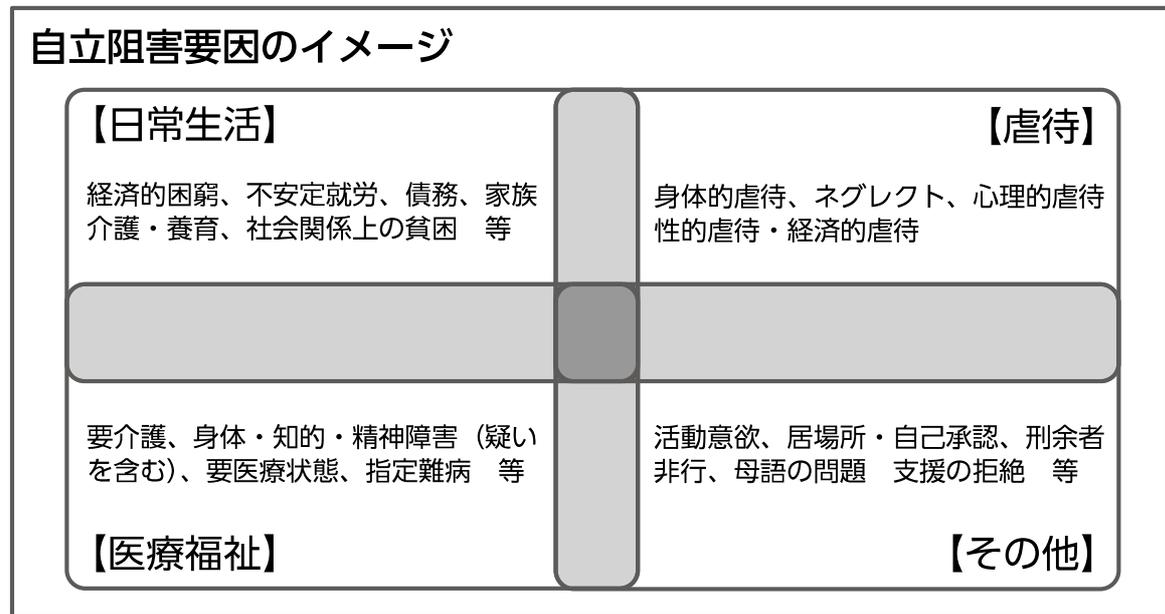
④両親ともに障害を持つ世帯

夫婦と幼児の3人世帯。両親共に精神疾患がある。父親は定職につけず、家出等を繰り返している。母親は家事が苦手で、子の養育・栄養面に不安がある。

自立を阻害する要因

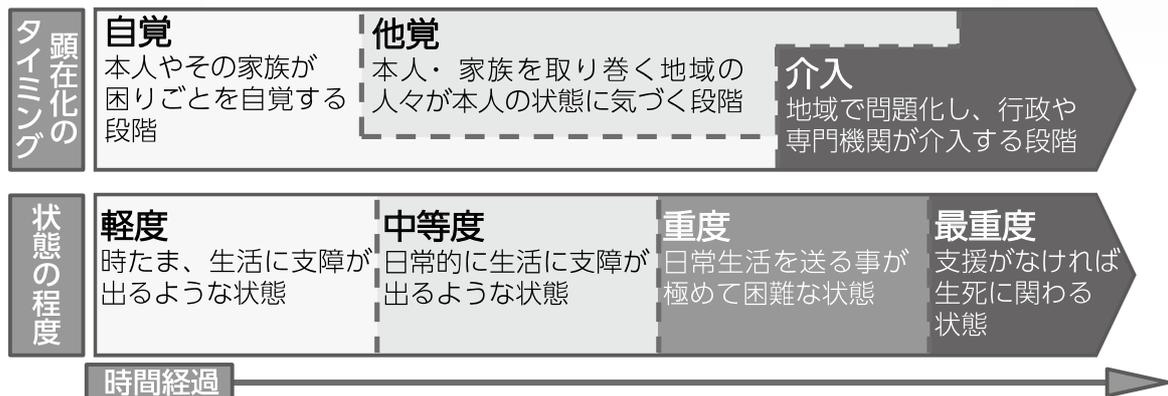
ヒアリング調査で報告された本庄市内の様々な事例を分析した結果、本庄市では、以下のような自立を阻害する要因があることが分かりました。

これらの要因を複合的に持つこともあれば、ある自立阻害要因が別の自立阻害要因と因果・相関関係を持つこともあります。また、個人やその世帯の置かれている環境や社会関係により発生する要因もあるほか、これらの要因の中には制度的なサービスだけでは解決できないものもあります。



自立阻害要因の程度と顕在化のタイミング

それぞれの自立阻害要因は、その程度が重くなるほど、日常生活に支障をきたすようになりますが、それと同時に、多くの場合、状態の改善も難しくなります。そのため、状態が軽い段階で早期に支援等につながることを望ましいことですが、場合によっては深刻化するまで本人・家族が「困っていること」を自覚できない、あるいは助けを求めることができないこともあるかもしれません。



今求められていること

基礎調査等の結果から、本市においても複合ニーズを抱える世帯が潜在的に多数存在していることが伺えるとともに、現状のいわゆる縦割りの支援体制の限界も浮き彫りとなり、包括的に相談支援を行うための新たな仕組みの必要性が明らかとなりました。自立を阻害する要因が軽度なうちに発見し、素早い支援を行っていくためには、福祉や医療に関する市民の不安や困りごとを「とりあえず」「まるごと」受け止めていく包括的な相談支援体制が求められています。



市の重点事項① 庁内相談・政策管理機能部署の設置

効率的で効果的な支援を行うためには相談者本人の世帯や社会的な状況を分野横断的にアセスメントできる環境が必要ですが、本市においては、各種サービスや困りごとに関する相談はそれぞれの個別担当課が受け、支援等を行っていることから、複合的なニーズを抱えた世帯への組織的な連携や支援の迅速性に構造的な課題を抱えています。

そこで、分野横断的に相談支援を担う専門機能を持つ部署を庁内に設置します。

庁内相談・政策管理機能部署の概要

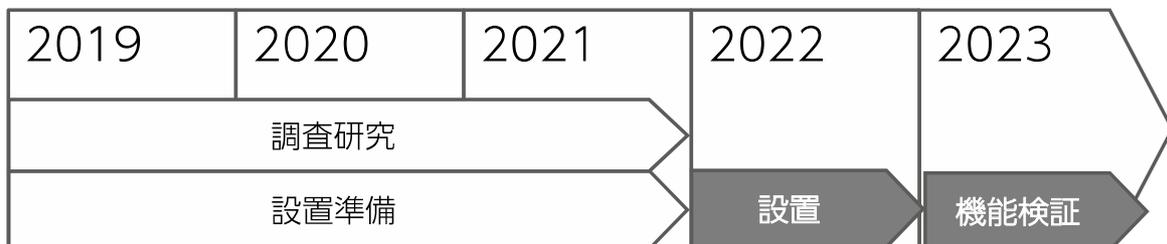
① 庁内相談支援・調整機能の設置

市役所庁内において、市民の困りごと等を「とりあえず」「まるごと」受け止める機能を持つとともに、複合ニーズを持つ困難事例への対応を一元的に担います。

② 福祉全般に係る政策管理機能の設置

本市の福祉行政を共通の施策方針をもって効率的かつ効果的に運営するため、個別分野施策の連携にあたっての総合調整機能を担うほか、各分野に共通的な福祉関係施策について企画立案等を行う機能を想定します。

予定スケジュール

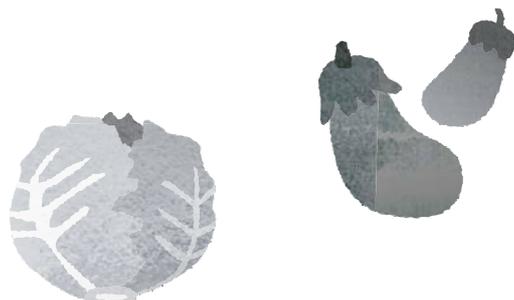
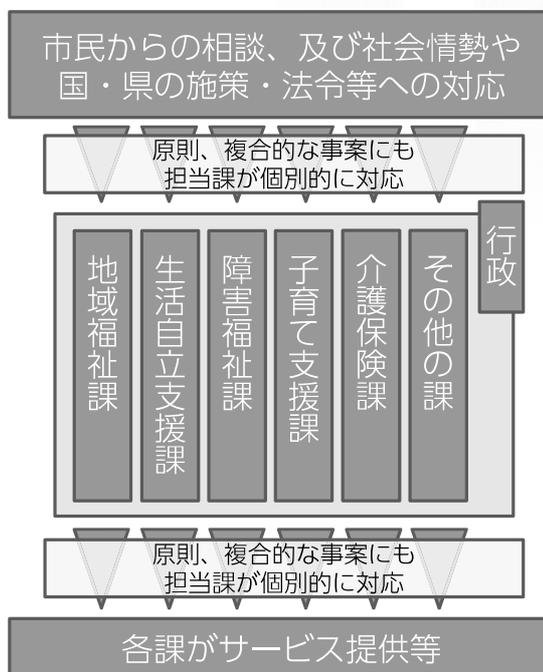


現状イメージ

現状、市民からの福祉相談等に対しては、担当課が個別対応を行い、必要に応じて各課で連携しています。

そのため

- ⇒①各課あるいは、相談等を受けた担当者・担当課の判断による連携となることから、その担当者の知識やネットワークの質により対応に差が生まれてしまいます。
- ②また、コーディネーターとなる職位を持つ専門職員が不在であり、各部署にまたがって対応が必要な場合等に迅速性に欠けます。
- ③そのほか、窓口が個別であることから、構造的に、いわゆる「たらいまわし」が生まれやすい現状もあります。



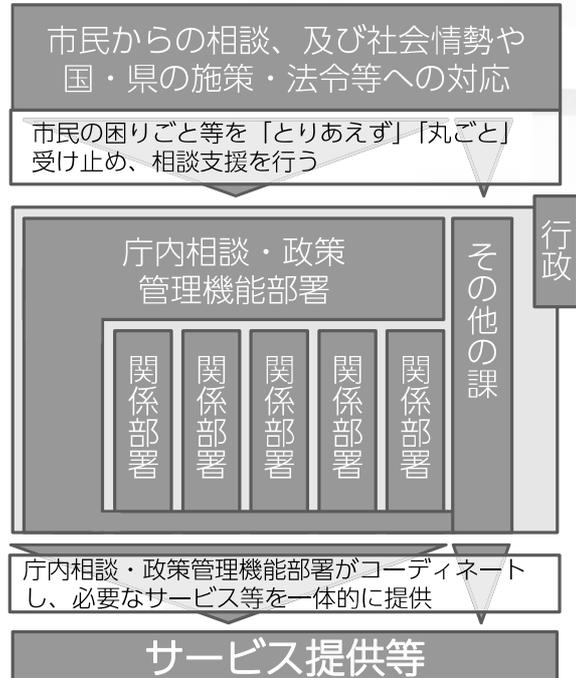
将来イメージ

庁内相談・政策管理機能部署が設置され、当該部署が市民からの困りごとを「とりあえず」「まるごと」受け止める機能を明文化することで、構造的に庁内部署間での連携を図るとともに、ワンストップの相談窓口として機能します。

また、各課との連携が必要な場合には、当該部署がコーディネートを担い、統一的な対応を行います。

これにより

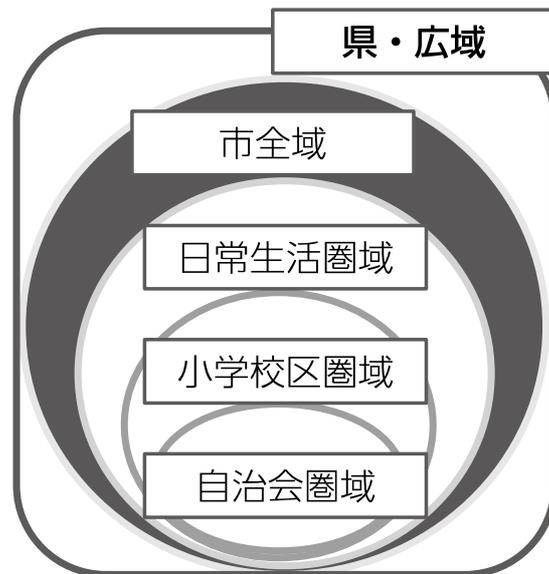
- ⇒①庁内連携がシステム化されるほか、行政職員による対応が標準化され、市民サービスが向上します。
- ②また、福祉全般の政策管理機能が恒常的設置されることで、社会情勢の変化等に個別分野が共通の施策方針をもって対応することができます。



庁内相談・政策管理機能部署が展開される圏域

庁内相談・管理機能部署は、市役所庁内に設置することを検討します。

そのため、この取り組みは市全域で展開されます。



市の重点事項② 機能集約センターの設置

市全体の相談支援体制を充実させていくためには、市民に身近な圏域における社会福祉協議会や地域包括支援センター等の専門機能を包括化していく視点も必要です。

現在、市内では、それぞれの分野に応じた相談支援の専門機能が存在しますが、それらの機能を集約した新たな「センター」を「日常生活圏域」にモデル設置することを検討します。

機能集約センターの概要

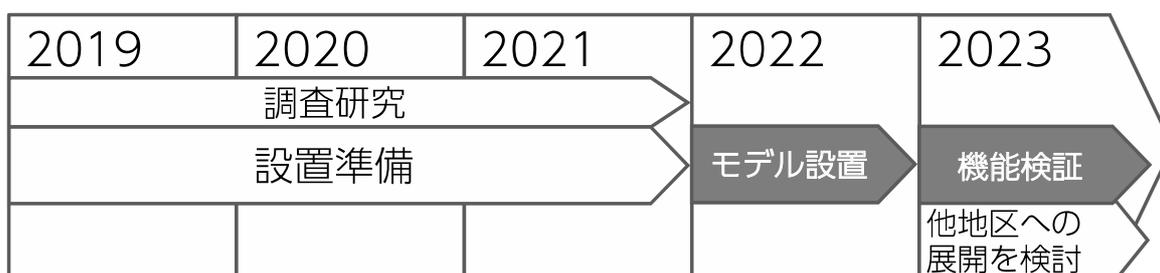
①包括的な相談支援の実施

身近な圏域（日常生活圏域）において保健医療・福祉に関する市民の困りごと等を「とりあえず」「まるごと」専門職が受け止め、在宅生活支援を行う機能を構築します。ここでは、特定分野のみの対応となる場合には専門の個別機関につなぎ、複合ニーズや制度外の対応を要する場合には機能集約センターが対応していきます。また、生活保護（急迫保護）や虐待等緊急対応を要する案件については、センターの市職員が判断し、市担当課と連携を行います。

②地域資源の開発・社会資源のネットワーク化等の地域支援

社協にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、アウトリーチによる困りごとへの対応のほか、個別支援を通じた地域支援を行うことで、ボランティアセンター等との連携や地域のネットワークづくりにより、制度外サービスを要する人への支援の基盤を構築していきます。

予定スケジュール



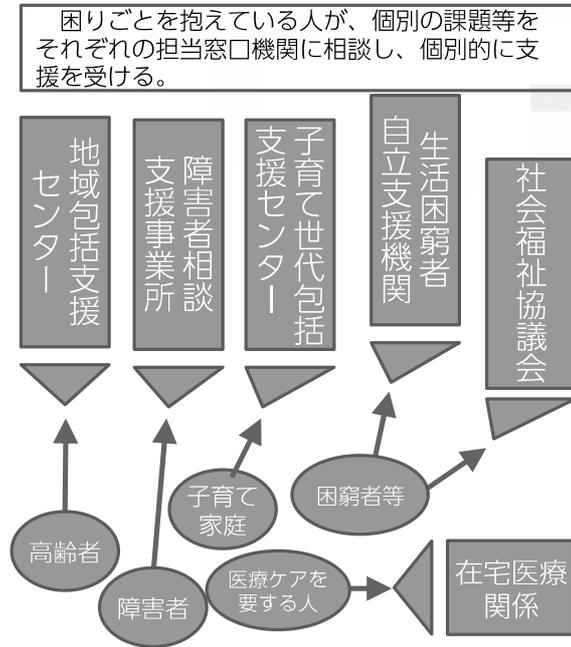
※スケジュールは予定です。社会情勢の変化や法改正等により、変更される可能性があります。

現状イメージ

困りごとを抱えている人は、それぞれの分野ごとに、それぞれの地域にある、地域包括支援センターや障害者生活支援センター等の担当窓口機関に相談し、個別的に支援を受ける形式となっています。

そのため

- ⇒①相談にきた人を取り巻く環境や世帯全体への支援よりも、当事者のみを対象とした支援となりがちです。
- ②また、支援の質がそれぞれの担当者個人のネットワークの有無や本人の資質によることとなります。
- ③さらに、複合的で複雑な課題を持つ人は、課題ごとにそれぞれの窓口機関に何回も相談しなければならないかもしれません。

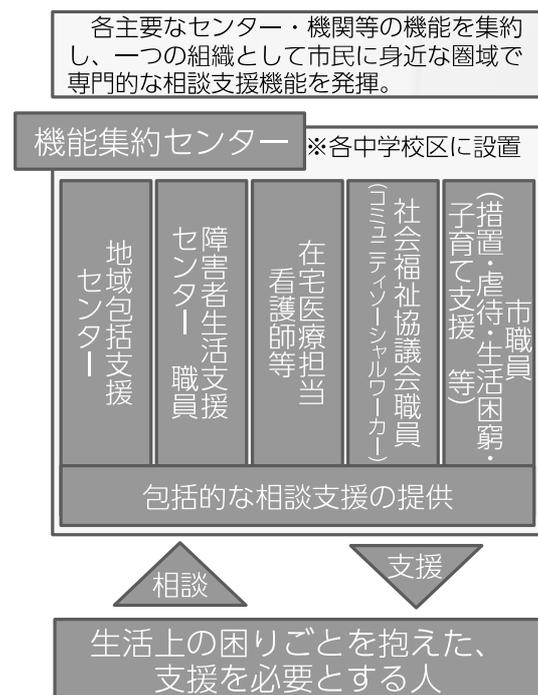


将来イメージ

機能集約センターは、地域包括支援センターや障害者生活支援センター、子育て相談等にかかる各センター、機関等が持つ機能を集約し、一組織として、包括的に相談支援（アセスメントと支援の組み立て）を行います。

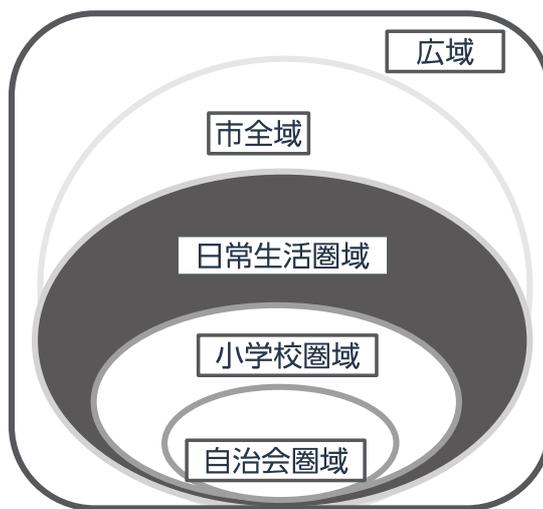
これにより

- ⇒①様々な専門分野の視点から、相談にきた人を含めた世帯全体の横断的なアセスメントに基づく支援を行うことができます。
- ②また、窓口機能も集約されているため、機能集約センターに行けば「とりあえず」困りごとを受けとめる体制となります。
- ③さらに、CSW を配置することで、個別支援と地域支援を一体的に取り組むことができます。



機能集約センターが展開される圏域

機能集約センターは、既存の地域包括支援センターの機能を拡大していく方向で検討していきます。そのため、この取り組みは日常生活圏域（中学校区）で展開されます。なお、本計画期間内では、日常生活圏域の中でモデル地区を選定し、実証事業としてのモデルセンターの設置を進め、次期計画において、その他の地区に拡大展開することを予定しています。



市のその他の主な取り組み

新たな機能を効率的に設置し、また、効果的に運用していくため、市は次の取り組みを重点的に実施します。

重点的取り組み

①新たな機能の設置に係るプロジェクトチーム等の設置

前述の2つの新たな機能の設置にあたり、設置方法・人員配置・分掌事務等の在り方や実施に係る技術的課題について具体的な検討を進めるためのプロジェクトチーム（PT・平成31（2019）年度）、及び組織内調整を行うための準備室（平成32～33（2020～21）年度）を設置します。

②連携のための相談支援マニュアルの作成

個々の職員の資質ではなく、仕組みとして効率的に連携していくためには、連携手法を基準化・標準化する必要があることから、相談支援及び連携に関する統一的な基準としての「相談支援・連携マニュアル（仮）」を作成します。

③相談支援に係る共通的なアセスメントシート・相談記録等様式の作成

支援対象者に対して、迅速に横断的対応を行うため、現在、本市のそれぞれの分野で利用されている独自の相談支援に係るアセスメントシート等の様式を集約し、各分野で共通して利用可能なアセスメントシート等を作成します。

④相談支援専門職の確保

新たな機能の設置にあたっては、相談支援に関わる高度な専門性が市職員等に必要となることから、相談支援の専門性を持つ社会福祉士等を確保します。

⑤市職員・専門多職種の資質向上方策の検討

包括的な相談支援体制を効果的に展開するために、実務を担っていく市職員等の資質や相談援助技術の向上はもちろんの事、相談支援専門職等の支援に携わる人々が、共通認識を持って業務を遂行できるような研修プログラムを構築します。

取り組みのスケジュール

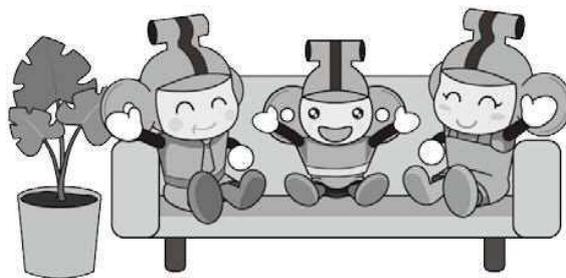
2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①PTの設置	①新たな機能の設置準備室の設置		新たな機能の設置	
②&③調査研究	②&③マニュアル・様式等の作成			
④調査研究	④相談支援専門職採用の検討			
⑤調査研究	⑤研修プログラム等の実施			

関連する市の施策・事業（関連の深い一部施策・事業の掲載となります。）

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①地域福祉の推進体制づくり	① 48 ページ
第 8 次本庄市高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画	①地域包括支援センター機能の充実 ②情報提供・相談体制の充実	① 51 ページ ② 74 ページ
第 3 次本庄市障害者計画・ 第 5 期障害福祉計画・ 第 1 期障害児福祉計画	①相談・情報提供・意思疎通支援の充実	① 49 ページ
本庄市子ども子育て支援事業計画	①家庭児童相談事業	① 64 ページ

地域での主な取り組み

- 地域住民が気軽に利用できる相談窓口をつくります。
- 地域住民は、地域で困りごと等のある方に、気楽な相談窓口があることを知らせます。
- 専門機関等は、必要な方に対して相談窓口を案内し、速やかに相談機関につながります。
- 地域団体等は、誰もが相談窓口を利用しやすいようにつながります。



社会福祉協議会の主な取り組み

地域のあらゆる困りごとに対応して市民の生活に寄り添えるよう、社協は次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
<p>①相談支援機能の強化と相談体制の整備</p> <p>市民の日常生活上の課題への相談対応にあたり、相談支援機能を強化します。具体的には、定期的に担当職員によるケース検討や職員研修を開催し、職員個々の相談対応力向上に努めます。</p> <p>また、日常生活圏域（中学校区域）ごとにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置して、市民の生活課題をアウトリーチするための相談体制を整えます。また、CSWは個別支援とともに地域支援を行い、主に小学校圏域ごとに展開を想定している小地域福祉活動をサポートし、地域資源開発や住民相互の相談機能の構築に取り組みます。</p>	<p>定例検討会・職員研修の実施 CSWの配置</p>
<p>②個別相談窓口の再構築</p> <p>「心配ごと相談」「結婚相談」ほかの社協が開設する個別相談窓口について、市民の利用しやすさ等を考慮して、相談員や関係機関と協議しながら、見直し・再構築に取り組みます。</p>	<p>個別相談窓口の見直し</p>
<p>③ボランティアセンターにおける個別ニーズ対応の拡充</p> <p>社協に併設されるボランティアセンターにおいて、個別ニーズに対してマッチング機能を充実します。ちょっとした困りごとから日常生活上のサポートまで、幅広いボランティアによる支え合いを促進します。</p>	<p>個別ニーズ対応の拡充</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
				①生活相談支援機能の強化（定例検討会・職員研修の実施）
	①調査研究・暫定的なCSWの配置		①CSWの配置	
	②調査研究（相談窓口の検証・関係者との協議）		②相談窓口の見直し	
③調査研究	③個別ニーズ対応の拡充			

② 福祉窓口の多チャンネル化

現状と課題

全ての人が自らに必要な福祉サービスを、必要な時に、必要な分だけ活用していくためには、ただ、情報窓口や相談窓口があればいい、というだけでは十分ではなく、その窓口が全ての人にとって「利用しやすい」窓口である必要があります。「福祉窓口の多チャンネル化」とは、市民が福祉相談を行いやすく、また情報を得やすくするために、市民に多様な形式の窓口（経路：チャンネル）を提供することで、市民の困りごとを「自覚」し、「意思決定」を促すとともに、様々な機会を捉えて迅速な支援や具体的な活動等につなげていくことを目指すものです。

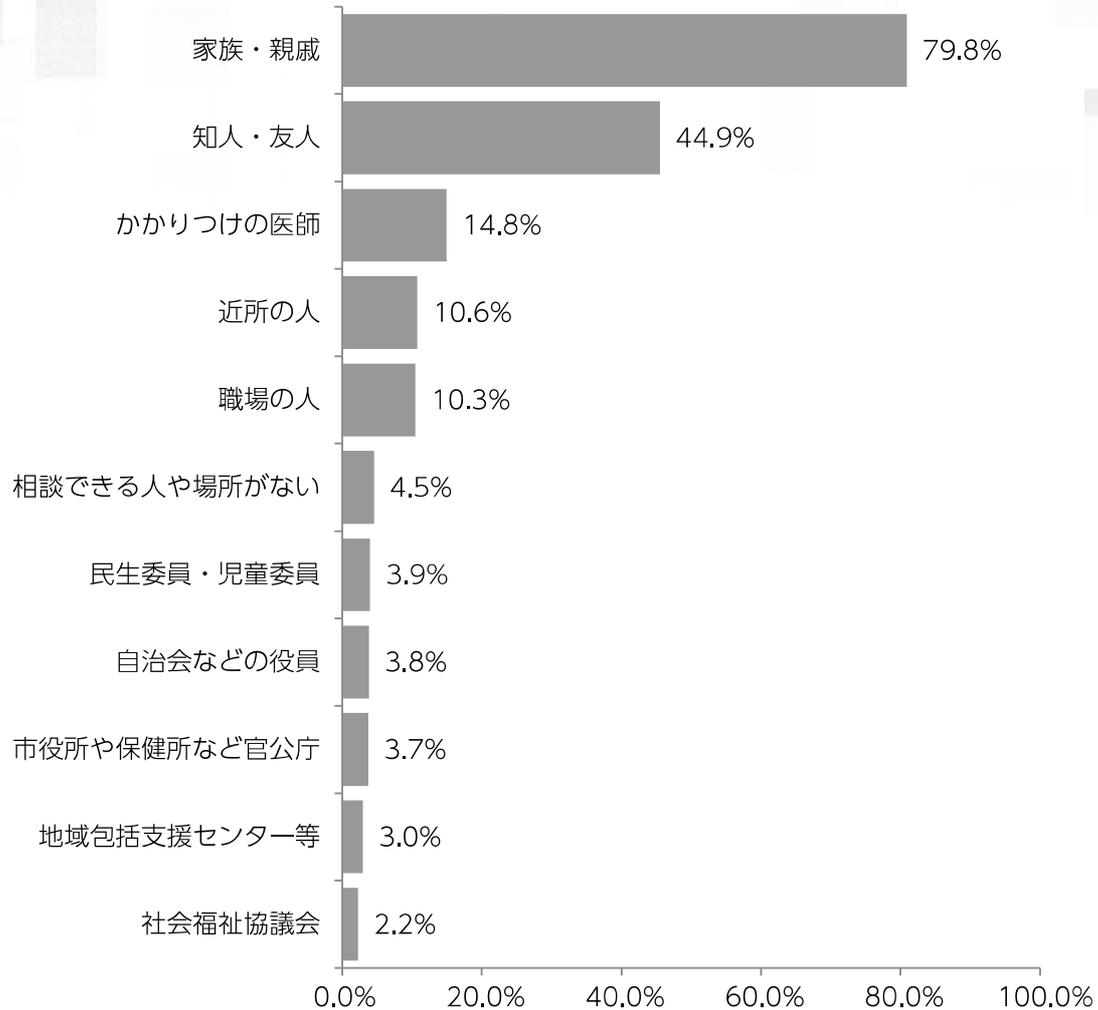
平成 29（2017）年実施のアンケート調査の結果、「悩みや不安を感じる時、なんでも気軽に相談できる人や場所」として、その約 8 割が「家族・親族」と回答する一方で、市を含む専門機関を回答した人はごくわずかでした。また、およそ 2 割の市民が「心配ごとや困りごとを気軽に相談できるところがない」ことが地域の課題と回答しており、気軽に相談ができる専門機関が、市民感覚としては認識されていないことが明らかとなりました。

同時にこのアンケート調査では、何らかの活動を行うにあたり、高齢の世代ほど身体的な負担の有無を重視し、若い世代ほど時間的な負担を重視することが明らかとなり、相談したくとも、身体的に外出が難しい、あるいは、日中は仕事等をしているために困っていても平日は相談できない人々が多数存在することが示されています。また、市民の声としても、「市の窓口は敷居が高いと感じる」、「市は事務的にならず、市民に親切に対応してほしい」といった、相談等をするにあたっての心理的なハードルが存在することも見受けられます。

市の情報窓口としては、市の広報紙である「広報ほんじょう」や社協の発行する「社協だより」等の紙媒体をはじめ、市ホームページや社協ホームページ等の電子媒体による情報提供を行っていますが、さらにこのアンケート調査等の結果、「困った時、どこに相談したら良いのかすぐに分からないことが一番困る」「サービスを利用していると（サービスの事が分かるが）（中略）、利用経験がないと全く分からない」といった声をはじめ、福祉サービスの情報が十分に市民に伝達されていない現状が見て取れます。また、「自分に関係のない、関わることは難しいと思うと興味が持てない」「興味がないため広報を読んでいなかった」という人もおり、積極的な関心を惹起していくための取り組み等、広報紙等の既存の情報伝達の在り方にも改善の余地があると言えます。

アンケート調査の結果（一部）

Q：あなたは、悩みや不安を感じる時、なんでも気軽に相談できる人や場所がありますか？
(複数回答)



Q：地域で今、何が課題だと感じていますか？（3つまで選択）

- 上位5つ：1位 高齢者の生活に関すること（41.9%）
2位 災害等、緊急事態が起きたときの近所の声掛けや助け合い（27.9%）
3位 交通安全や防災・防犯に関すること（20.2%）
4位 心配ごとや困りごとを気軽に相談できるところがない（19.7%）
5位 日常的な近所とのあいさつや交流（16.9%）

市の主な取り組み

あらゆる市民が様々な障害を感じることなく、気軽に相談し、また、福祉や地域活動に関する情報を得ることができるよう、市は次の取り組みを重点的に進めていきます。

重点的取り組み

①市役所窓口開設時間等の拡充の検討

平日就労している市民等、通常の開庁時間で福祉行政手続きができない市民等を対象に、平日 8：30～17：15 以外の福祉窓口の開設を検討します。

②相談事業における電子相談窓口の活用

容易に市役所窓口に来ることができない市民を対象とする、電子メールを利用した相談窓口の開設やホームページ上での相談専用ページ等、直接窓口を訪れる必要のない仕組みを検討します。

③電話相談窓口の充実

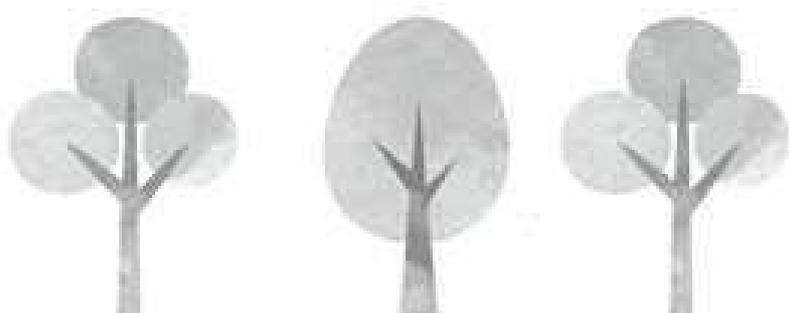
市で行っている電話相談窓口の対象範囲の拡大を検討するとともに、電話相談から直接的な支援につなげるための仕組みを検討していきます。

④市ホームページでの情報提供の充実

特に若い世代が多く利用する傾向にある、市ホームページでの情報提供を充実させることで、利便性の高い情報提供窓口を確保します。

⑤市民への情報提供手段の再検討

講演会や健診等の市の事業において、多様な情報を参加者等に提供することで、情報提供機会を拡大するとともに、市民の日常生活の中で自然に福祉関係情報等を取得できるように情報提供手段及びその機会の確保に努めます。



取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①及び②調査研究		①窓口開設時間等の拡充検討		
		②電子相談の仕組みの検討		
			③電話相談窓口の周知啓発	
			④ホームページでの情報提供の充実	
			⑤調査研究	

関連する市の施策・事業 (関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。)

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①窓口サービスの向上 ②広報広聴活動の充実	① 135 ページ ② 139 ページ
本庄市第8次高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画	①情報提供・相談体制の充実	① 74 ページ
第3次本庄市障害者計画・ 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画	①相談・情報提供・意思疎通支援の充実	① 49 ページ
本庄市子ども子育て支援事業計画	①相談・情報提供の充実	① 61 ページ



社会福祉協議会の主な取り組み

市民の多くに福祉情報を提供し、あらゆる人が手軽に必要な情報を得ることができるよう、社協は次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
<p>①福祉窓口としての周知と利用の促進</p> <p>社協は、地域の福祉相談チャンネルの一つとして市民に利用を呼びかけるとともに、利用しやすい窓口の運営に努めます。住民の悩みや不安を受け止めて、適切な窓口やサービスにつないだり、問題点を整理しながら一緒に解決方法を探ります。また、民生委員・児童委員や地域の福祉実践者の相談窓口としての機能を果たしながら、地域課題の解決に取り組みます。</p>	福祉窓口としての利用の促進 (地域福祉実践者との連携)
<p>②地域の公共施設等と連携した情報提供体制づくり</p> <p>地域における情報提供の拠点として、公民館や福祉施設、病院等に「ふくし PR コーナー」の設置を呼びかけます。また、各自治会の掲示板等に様々な福祉情報の掲示について協力を呼びかけて、地域一丸となった PR 体制の構築を目指します。また、既存の広報媒体(社協だより・ホームページ等)とともに、ケーブルテレビほか各種メディア等、様々な情報提供ツールの活用について検討します。</p>	ふくし PR コーナーの設置 情報提供ツールの有効活用
<p>③サービス利用につながりにくい人への支援の検討</p> <p>サービスの利用を拒む人やサロンがあっても参加しない人が、地域で孤立しているケースも見られます。そうした人ができるだけ地域で孤立しないよう、地域福祉団体やサロン等と連携しながら、サービス利用につながりにくい人への支援を検討します。また、サロン等の場で地域住民の声を聞くため、アウトリーチに努めます。</p>	サービス利用支援の検討 サロンへのアウトリーチ

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①福祉窓口としての利用の促進				
②「ふくし PR コーナー」の設置の呼びかけ				
②各種情報提供ツールの有効活用（社協だより・ホームページ・ケーブルテレビ等）				
③サービス利用支援の検討・サロンへのアウトリーチ				

地域での主な取り組み

- 地域住民は、お互いに福祉情報の共有に努めます。
- 地域住民は、地域で困りごと等のある方を相談窓口の利用につなぎます。
- 地域団体等は、相談窓口の利用促進に努めます。
- 専門機関等は、必要な方に対して相談窓口を案内し、速やかに相談機関につなぎます。
- 福祉専門職は、地域で埋もれているニーズがないかどうか情報把握に努めます。



「本庄市後見ほっとライン」とは？

成年後見制度に関する相談は、制度の分かりづらさや、極めてプライベートな情報を含むことから、相談者にとってハードルが高いものです。

そこで、平成 30（2018）年 6 月より、民間企業との協働により、日常的に起こり得る、金銭トラブルや財産管理における悩み事の相談受付や、後見等の必要性の査定、後見等に係る費用の試算等を行う電話相談窓口である「本庄市後見ほっとライン」（以下「ほっとライン」といいます。）を開設しました。

平成 30（2018）年 10 月時点で、ほっとラインには多くの相談が寄せられています。

高齢者や障害者のお金、不動産、相続、成年後見など…

「後見ほっとライン」を開設します

相談
無料

母が通帳やカードを
なくしてしまうので心配…

不動産を処分したいが本人が
認知症で名義変更できない…

成年後見ってなに？

知的障害をもつ子どもへの
相続ってどうすればいいの？

親戚が悪質商法やお金の
無心にあっているみたい…

後見人をつけると費用は
いくらかかるの？

その心配やお悩み…

ほっとラインにご相談ください!!

☆本庄市後見ほっとライン☆

フリーダイヤル 0120-235-833

◎受付時間：平日 午前9:00から午後5:00まで

備 考

※「本庄市後見ほっとライン」は電話相談のための窓口です。
 ※係争中の案件に関するご相談には対応できません。
 ※ご相談いただいた内容や個人情報とは適正に管理いたしますので、第三者に漏れる心配はございません。



はにぼん

「どこに話していいかわからない!」「こんなこと相談してもいいの?」と思うこともお気軽にご相談ください!!



【後見ほっとラインへのご相談は】

電 話：(0120) 235-833

受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時まで

市民の生活を支える仕組みづくり

(2) 横断的なサービスづくり

- ① 生きづらさを抱えている人への支援 86
- ② 権利擁護の推進 92
- ③ 更生保護の推進 98
- ④ 災害時における支援体制の構築 103

① 生きづらさを抱えている人への支援

現状と課題

「生きづらさ」は、経済的困窮や必要な支援が受けられないこと等による生活のしづらさもあれば、その人の特性や国籍の違い、刑余者であること等を理由とする社会的排除にさらされることで生じる場合もあります。これらの「生きづらさ」は、時として、いわゆる「ひきこもり」等制度の狭間の問題や、場合によっては「自殺」等の人の生命の問題につながることもあります。

また、そのような「生きづらさ」を抱えた人やその世帯は、本人やその世帯の人が健康で文化的、かつ幸福な生活を送ることが困難となる場合があることに加え、血縁・地縁関係等の社会的なつながりもまた希薄になりがちであり、地域に埋没し潜在化してしまうこともあります。

さらに、「生きづらさ」を抱えた人は、それまでの生育歴等から、自己肯定感や自尊感情を失っていることが多いとされています。そのため、「生きづらさ」を抱えた人には、本人の内面に秘められた意欲や想いをくみ取り、また、それに寄り添った伴走型の支援が重要であるほか、そのような人を積極的に包摂していくことができる地域社会を構築していくことが大切です。

市では、平成 27（2015）年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の中で、経済的困窮をはじめ、市民の生活上の困りごとをワンストップで受け止め、対象者の事態が深刻化する前に必要な支援に繋げていくとともに、貧困の連鎖を予防するための学習支援等を行っています。

アンケート調査の結果を見ると、半数以上の市民が生活にゆとりを感じておらず、また、生活にゆとりの無い人ほど、地域で幸せを感じにくいことが明らかとなりました。その一方で、「地域の課題」としては、ひきこもりや自殺など、「生きづらさ」に起因するような課題についてあまり認識されておらず、本市では「生きづらさ」が地域に潜在化している可能性も示唆されています。

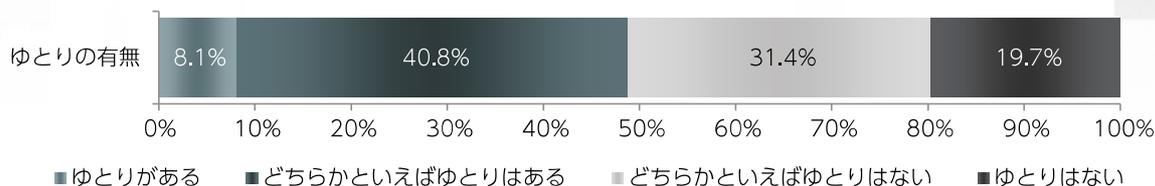
ヒアリング調査の結果を見ると、今後さらに増加していくことが予測されている「8050 問題」を抱える世帯の多くが、ひきこもりやそれに近い状態の家族を抱えており、介護や虐待といった福祉課題を複合的に併せ持った世帯や、18 歳未満の子どもや若者が家事や介護を過度に担っているヤングケアラー等の課題も市内に数多く存在することが明らかとなっています。

また、支援者が支援を行っていくにあたり、アウトリーチによる支援や、傾聴や本人の気持ちに寄り添った支援を継続的に行うことで、本人の不安の軽減や心のゆとりにもつながっていく事例も報告されています。

アンケート調査の結果（一部）

- 生活にゆとりがない、と回答した人が生活にゆとりがあると回答する人を上回っています。

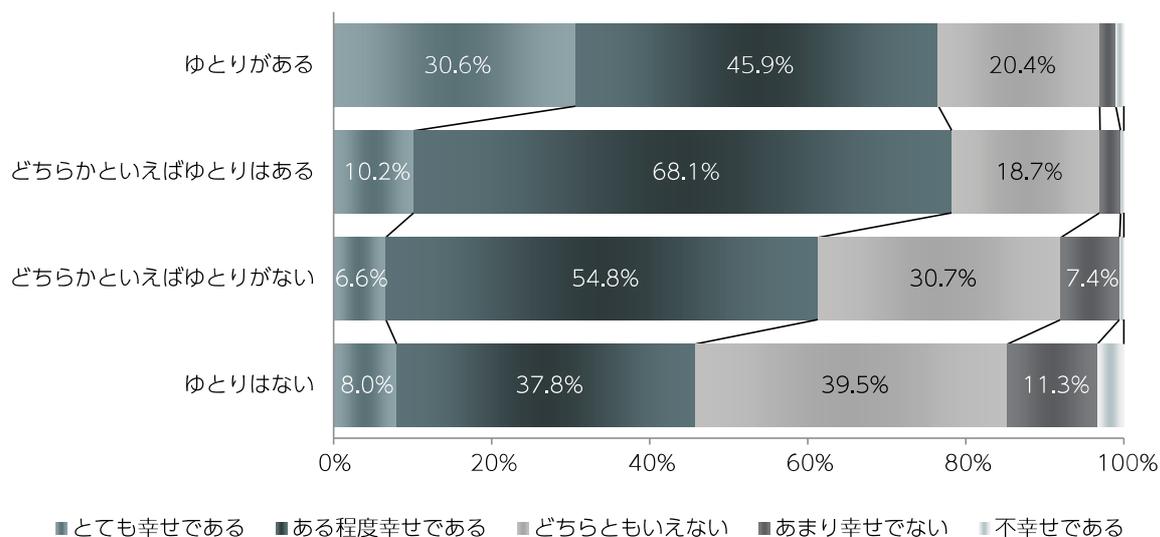
問 あなたの生活にはゆとりがありますか。ご自身の実感を教えてください。



- 「生活のゆとりの有無」と「幸福度」に関する2つの設問を掛け合わせると、「ゆとりがある」と回答する人ほど幸福度が高い傾向が見られます。

問 あなたの生活にはゆとりがありますか。ご自身の実感を教えてください。

問 あなたは、今住んでいる地域で幸せですか。



※ 5%未満の数値の表記は省略しています。

- 「地域の課題」として、生きづらさに起因するような自殺やひきこもりの問題は、課題としてあまり認識されていません。

問 地域で今、何が課題だと感じていますか。

- 下位3つ：1位 自殺してしまう人がいる (0.5%)
 2位 生活に困っている人がいる (2.9%)
 3位 引きこもっている人がいる (4.3%)

市の主な取り組み

「生きづらさ」を抱えている人に対応するため、市は、「(1) 相談支援の仕組みづくり」における施策と連動し、公的な支援と制度外の支援を適切に組み合わせた支援を提供するとともに、誰もが自分らしく生活していくことができる地域社会づくりのために、次の取り組みを行います。

重点的取り組み
<p>①生活困窮者自立支援事業の充実 生活困窮者の経済的自立と共に、その人が暮らす地域との社会関係を維持・強化することで自立生活を維持していくことを目的とした支援を展開します。 また、地域に潜在化している生活困窮者を早期支援につなげていくために、関係機関・団体と連携した事業周知を推進し、アウトリーチによる支援対象者の掘り起しを図ります。</p>
<p>②学習支援体制の強化 貧困の連鎖を予防し、子どもの将来の自立を促すため、民間の社会資源を活用するとともに、学校等教育機関との相互連携を強化し、教育と福祉の協力体制を強化します。</p>
<p>③相談支援専門職の確保（再掲） 複合ニーズ世帯への効果的な支援及び社会資源を有効にコーディネートしていくために、相談支援の専門性を持つ社会福祉士等を確保します。</p>
<p>④行政職員・専門多職種の資質向上方策の検討（再掲） 包括的な相談支援体制を効果的に展開するために、実務を担っていく市職員の資質や相談援助技術の向上はもちろんの事、相談支援専門職等の支援に携わる人々が、共通認識を持って業務を遂行できるような研修プログラムを構築します。</p>
<p>⑤自殺対策の推進 平成 30（2018）年度に策定された本庄市自殺対策計画（仮称）に基づき、自殺対策を推進します。</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①生活困窮者自立支援事業の充実				
②学習支援体制の強化				
③調査研究	③相談支援専門職の確保の検討			
④調査研究	④研修プログラム等の実施			
⑤自殺対策の推進				

関連する市の施策・事業 (関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。)

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①生活困窮者等の支援	① 56 ページ
本庄市第8次高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画	①社会参加の促進	① 57 ページ
第3次本庄市障害者計画・ 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画	①社会的に自立できる社会の構築	① 55 ページ
本庄市健康づくり推進総合計画	①休養・こころの健康	① 78 ページ

コラム

彩の国あんしんセーフティネット事業

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会では、地域の生活困窮者に対する相談支援事業として「彩の国あんしんセーフティネット事業」を行っています。地域の社会福祉法人が、失業・虐待・病気などが原因で生活に困っている人の身近な相談機関となり、訪問・相談を通して相談者の自立を促します。緊急を要する場合には、食材の提供などの経済的援助も行います。

そのほか、相談者の状態や特徴に合わせて就労訓練の場を設ける「就労支援事業」や、必要な世帯に子どもの衣類等を無償で提供する「衣類バンク事業」などがあります。

平成31(2019)年1月現在、本市では5つの社会福祉施設が、社協と協働してこれらの事業に取り組んでいます。

フードバンクの実施

社協では、諸事情により今日・明日の食べ物が
ない人への支援として、市民の皆さんや事業所等
へ食品の提供を呼びかけ、ご寄附をいただいた食
品を活用させていただいています。

賞味期限1か月以上の期間があり、常温で保存
できるものがございましたら、ご協力をお願いい
たします。

詳細については、社協までお問合せください
(☎ 0495-24-2755)。



社会福祉協議会の主な取り組み

「生きづらさ」を抱えている人への支援として、社協は次のことに重点的に取り組みます。

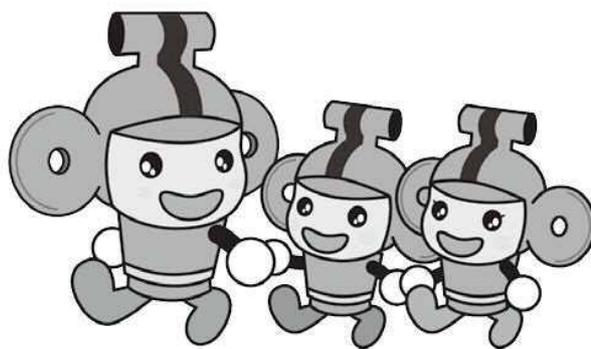
重点的取り組み	指標目標
<p>①生活困窮者等への支援事業の実施</p> <p>埼玉県内の社会福祉法人で構成する「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」へ参画して生活困窮者支援に取り組み、制度の狭間にいる人などを対象に、緊急を要する場合に食材費や光熱水費の支払い等を行う「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施します。また、家庭や企業に食料等の生活支援物資の提供を呼びかけ、提供いただいた食料等を生活困窮者への支援につなぐフードバンクを実施します。</p> <p>そのほか、制度の狭間にいる人への支援について、地域住民・支援関係者・福祉専門職・関係機関・団体等とともに検討します。</p>	<p>彩の国あんしんセーフティネット事業・フードバンクの実施</p> <p>制度の狭間にいる人への支援の検討</p>
<p>②相談支援機能の強化と相談体制の整備（再掲）</p> <p>住民の日常生活上の課題への相談対応にあたり、相談支援機能を強化します。具体的には、定期的に担当職員によるケース検討や職員研修を開催し、職員個々の相談対応力向上に努めます。</p> <p>また、日常生活圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置して、アウトリーチするための相談体制を整えます。CSWは、個別支援とともに、個別支援を通じた地域支援を行い、主に小学校圏域ごとに展開を想定している小地域福祉活動をサポートし、地域資源開発や住民相互の相談機能の構築に取り組みます。</p>	<p>定例検討会・職員研修の実施</p> <p>CSWの配置</p>
<p>③有償家事援助サービス事業の拡充</p> <p>高齢者や障害者など、日常生活の援助を必要とする家庭に対して、市民の協力を得て低額料金で家事を援助する「有償家事援助サービス」について、買い物支援や通院支援等といった利用ニーズや現状の生活課題に沿ったサービス内容等の見直しを行います。また、実費弁償費についても見直しを図り、サービス協力者の育成に努めます。</p>	<p>有償家事援助サービス事業のサービス内容等の見直し</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①彩の国あんしんセーフティネット事業・フードバンクの実施・制度の狭間の支援の検討				
②生活相談支援機能の強化（定例検討会・職員研修の実施）				
②調査研究・暫定的なCSWの配置			②CSWの配置	
③有償家事援助サービス事業のサービス内容等の見直し				

地域での主な取り組み

- 地域住民は、生きづらさを抱えている人の課題に対して理解を深め、地域で共有し、一人ひとりができることを行動に移します。
- 地域住民は、生きづらさを抱えている人への支援として、居場所づくり等の取り組みに努めます。
- 支援関係者・福祉専門職は、支援が必要な人を速やかに専門機関へつなぎます。
- 社会福祉法人は、彩の国あんしんセーフティネット事業への参画を検討します。



② 権利擁護の推進

現状と課題

権利擁護とは、知的障害や精神障害、認知症等により判断能力が不十分であることでその人のもつ権利を侵害されていたり、虐待を受けているなど、人としての尊厳を踏みにじられていたりすること等に対して、その人が本来持っている権利を守り、あるいは自己決定をすることを支援していくことを言います。

厚生労働省の研究報告によれば、65歳以上高齢者のおよそ15%が認知症の症状があるとされており、本市に在住の平成30(2018)年4月1日時点の65歳以上高齢者数から算出すると、3000人を超える認知症の症状を有する人がいることが推計されます。さらに、若年性認知症のある人に加え、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあることから、判断能力が不十分で必要な支援を受けていない人が多数いることが予測されているものの、地域包括支援センター等への相談者数や、市が社協に委託して行っている成年後見相談事業の利用者に顕著な増加は見られません。

一方で、地域包括支援センター等に寄せられる虐待に関する相談件数が増加していることから、家庭児童相談件数の増加も併せて、これまで地域に潜在化しがちであった虐待が顕在化しつつあると言えます。

権利擁護が必要な状態にある人が、地域でその人らしい生活を送っていくためには、家族を含め、本人を取り巻く地域の人々の理解と協力が必要不可欠です。また、介護等に係る介護負担により、深刻な虐待が発生する場合があります。そのため、権利擁護を推進していくためには、本人への支援はもちろんのこと、家族等に対する支援も含め、本人を取り巻く環境や地域への支援も同時に進めていく必要があります。

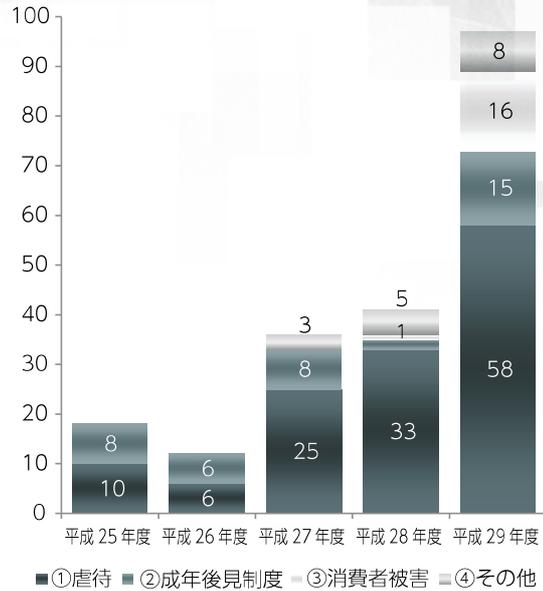
ヒアリング調査においては、各種の手続きが一人ではできない人への支援に関する課題や、事務手続きの煩雑さや経済的問題から成年後見制度を十分に利用できていないことに対する課題認識があげられました。そのほか、親族のいない一人暮らしの人の看取りや、死後の事務手続き等、権利擁護における課題と関連する課題もあげられました。

そのほか、家族等の理解が得られないことから、病院や施設から退院・退所できない事例や、認知症の人が在宅生活を続けていくために、専門職が家族や隣近所の人、友人等、様々な制度外の支援をコーディネートしている事例も報告されています。

地域包括支援センターへの権利擁護相談件数の推移

- 地域包括支援センターへの権利擁護に関する相談件数の推移を見ると、近年増加傾向にあることが分かります。

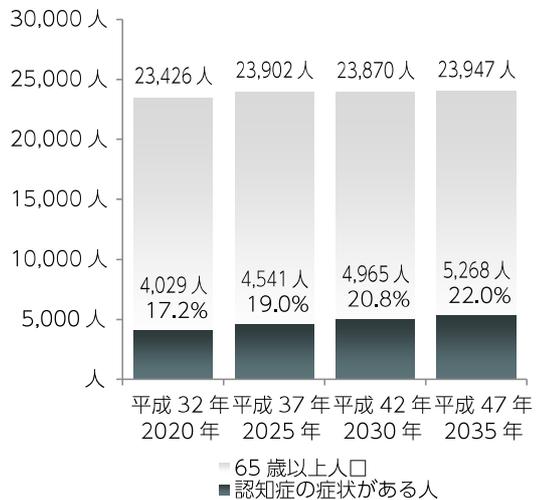
その内訳をみると、ほとんどの年度において、虐待に関する相談が多数されている一方で、成年後見制度に関する相談はわずかとなっています。また、平成 28（2016）年度以前はほとんどされていなかった消費者被害に係る相談が、平成 29（2017）年度には急増しています。



出典：介護保険課提供

認知症有病率の将来推計

- 厚生労働省の調査研究によると、認知症の症状がある人は高齢化の進展とともに増加するだけでなく、高齢者に占める認知症の症状がある人の割合（認知症有病率）も上昇していくことが推計されており、平成 47（2035）年には、高齢者の 5 人に 1 人以上（22.0%）が認知症の症状を有するとされています。



出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（厚生労働省厚生労働科学特別研究事業）」及び本市人口ビジョンより推計

市の主な取り組み

判断能力が不十分であったり、虐待を受けていたりすること等により、権利擁護が必要な人の自己決定を支援し、その人らしい生活を送ることができるような地域社会づくりのために、市は、「(1) 相談支援の仕組みづくり」における施策と連動し、次のような取り組みを重点的に実施します。

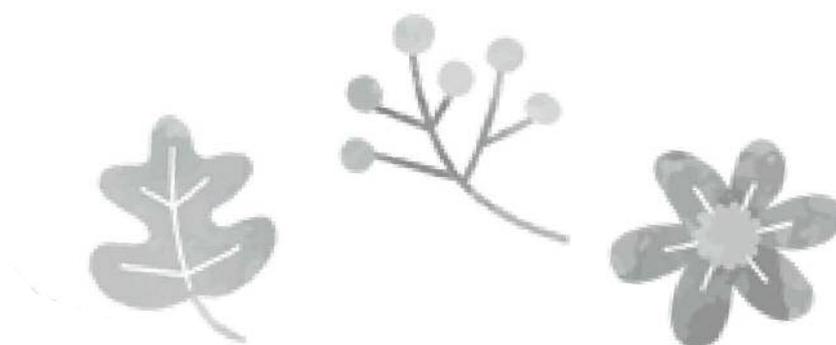
重点的取り組み
<p>①成年後見制度利用促進のための拠点の設置と支援 成年後見制度を推進するための中核的拠点を設置し、成年後見制度の適切な利用を促進するための取り組みや、社協や地域包括支援センター、NPO 法人等の社会資源とのネットワーク形成を推進するとともに、低所得等により制度を利用することが難しい人への支援の充実を図ります。</p>
<p>②権利擁護相談の充実 「本庄市後見ほっとライン」や、市が社協に委託している成年後見相談事業の周知を進めるとともに、権利擁護を伴う相談に適切に対応するための体制整備を推進します。</p>
<p>③市民後見人等権利擁護人材の養成と支援 市民後見人養成講座の実施等、権利擁護人材を引き続き養成していくとともに、講座修了者等が権利擁護に関わる事業に参画し、資質向上していくための継続的な支援を実施します。</p>
<p>④権利擁護事業に関する周知啓発 虐待や成年後見制度について、市民をはじめ、関係する福祉関係事業所、民間事業者等の権利擁護が必要な人を取り巻く人を対象とする講演会・研修会を実施するとともに、パンフレット等を作成し、周知啓発を図ります。</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①中核的拠点の設置	①ネットワークの形成			
②権利擁護相談事業の充実				
③権利擁護人材の活動場所の検討	③権利擁護人材の活動場所の提供			
④パンフレット等の作成	④パンフレット等の周知啓発			
④講演会・研修会等の実施				

関連する市の施策・事業 (関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。)

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①児童虐待防止対策の充実 ②権利擁護の推進 ③ともに生きる豊かな地域社会づくり ④地域生活支援の充実	① 40 ページ ② 48 ページ ③ 52 ページ ④ 54 ページ
本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画	①地域包括支援センターの機能強化 ②認知症関連施策の充実	① 51 ページ ② 59 ページ
第 3 次本庄市障害者計画・ 第 5 期障害福祉計画・ 第 1 期障害児福祉計画	①障害者の権利擁護の推進 ②成年後見制度利用支援事業	① 45 ページ ② 85 ページ
こども子育て支援事業計画	①児童虐待防止対策の充実	① 64 ページ



社会福祉協議会の主な取り組み

判断能力が不十分な高齢者や障害者等の権利を擁護するために、社協は次のことに重点的に取り組みます。

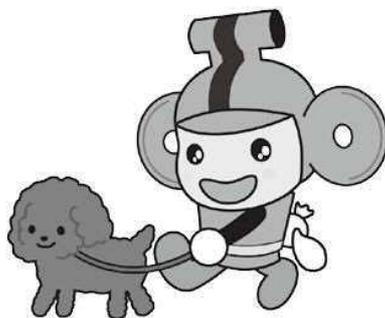
重点的取り組み	指標目標
①福祉サービス利用援助事業の推進 県社協より受託している福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の普及・利用促進に努め、相談件数増を目指します。	福祉サービス利用援助事業の相談件数増
②法人成年後見事業の実施 社協の法人成年後見事業は、成年後見の市長申し立てにも対応しています。司法分野等と連携、協力することにより、被後見人が安心して生活できるように積極的に法人成年後見活動を行います。	成年後見人等受任件数の増
③権利擁護人材の発掘・育成 市と連携して、権利擁護人材の発掘・育成に努めます。地域のNPO団体と協力して、権利擁護人材の活動を支援します。	権利擁護人材の発掘・育成
④成年後見制度の普及啓発 広報、ホームページ等により成年後見制度の普及啓発に取り組みます。地域のNPO法人と協力して、成年後見制度の普及に努めます。	成年後見制度の広報等による啓発
⑤制度の狭間の人への支援 制度の狭間にいる人への支援について、地域住民・支援関係者・福祉専門職・関係機関・団体等と連携して取り組みます。	制度の狭間の人への支援の検討

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①日常生活自立支援事業の推進				
②法人成年後見事業の実施				
③権利擁護人材の発掘・育成				
④成年後見制度の普及啓発				
⑤制度の狭間の人への支援の検討				

地域での主な取り組み

- 地域住民は、認知症サポーター養成講座をはじめ、権利擁護や成年後見に関する研修会等に積極的に参加します。
- 地域住民は、地域の見守り等を通じて、虐待、認知症のがあると思われる人に気づいた場合は、関係機関に連絡、相談します。
- 民生委員等が中心となって地域での普及を広めていきます。



コラム

福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

社会福祉協議会が窓口となって、物忘れのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問して福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れなどのお手伝いをするサービスです。

利用対象者

- 生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害のある人等
- 本事業の契約内容について判断し得る能力を有している人（契約締結能力判定ガイドラインを使用し、ご本人の判断能力を確認します）

費用ほか

- 詳細については、社協までお問合せください（☎ 0495-24-2755）。



③ 更生保護の推進

現状と課題

全国的な刑法犯の件数は、平成 14（2002）年をピークに減少を続けており、平成 28（2016）年には、戦後最少となる約 100 万件となりました。一方で、検挙者に占める再犯者の割合は年々増加を続けており、同年、約半数となる 48.7% となっています。また、法務省によると、刑の執行を終えるなどして刑務所を出所した人（「刑余者」と言います。）のおよそ 2 割が出所後 2 年以内に、さらには、およそ 4 割が出所後 5 年以内に再犯により刑務所に再入所していることから、平成 28（2016）年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されるなど、再犯防止のための取り組みは国を挙げての大きな政策課題となっています。

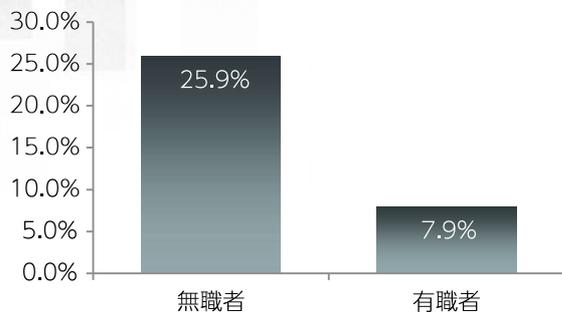
更生保護は、一度は犯罪や非行等を行った人が罪を償い、社会の一員として立ち直ろうとするにあたって、本人の意思を喚起するとともに、地域社会の様々な関係者の理解と協力を得ながら進められていくものです。しかし、刑余者であるために社会的な排除にさらされたり、高齢者であったり、知的・精神的障害があるために福祉的な支援を要する刑余者が数多く存在するものの、支援が途切れてしまうこと等により、「生きづらさ」を抱えることで社会的に孤立し再犯に至る場合もあることが明らかになってきました。法務省の調査によれば、就労の確保や福祉的な支援につながり、「生きづらさ」が解消されることで、刑余者が再犯に至るおそれは大きく減少することが明らかとなっています。

本市には、法務大臣が定める保護司の活動区域である「保護区」として、「本庄地区（合併前の旧本庄市と上里町）」と「児玉地区（合併前の旧児玉町と美里町、神川町）」の 2 地区があり、各地区で「保護司会」が更生保護活動を行っています。平成 28（2016）年末の「本庄地区」と「児玉地区」の保護司一人当たりの保護観察件数は 0.65 件であり、埼玉県平均である 1.06 件を大きく下回っていますが、アンケート調査の結果を見ると、地域の課題として「交通安全や防災・防犯に関すること」が上位に挙げられており、依然として犯罪の予防に関する市民の関心の高さがうかがえます。

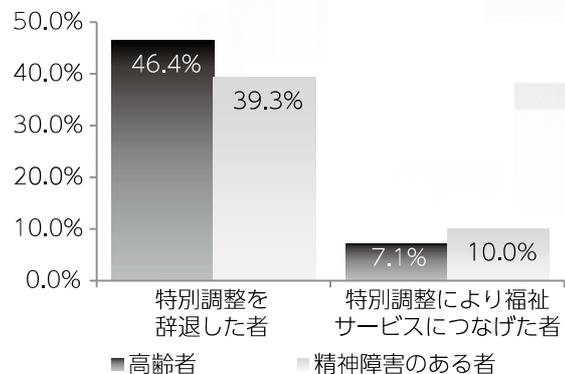
法務省統計より

就労の確保や福祉的な支援につながることで、再犯率が大きく減少しています。

■保護観察対象者における就労状況別再犯率



■特別調整対象者等の再入所率



出典：法務省 保護統計年報（平成 24 年から平成 28 年）より累計
法務省 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究より作成

コラム

保護司とは？

保護司とは、法務大臣が委嘱した更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪予防の活動に取り組み、地域の安全安心に貢献しています。

本市では、平成 30（2018）年 4 月 1 日時点で 29 名が保護司として活動していますが、全国では約 5 万人が活動しています。

保護司は主に次のような活動を行っています。

- ①保護観察になった人への助言や指導、面接等
- ②刑務所や少年院など（矯正施設）の入所者の出所後の生活環境等の調整
- ③地域での犯罪予防の啓発活動



市の主な取り組み

福祉と司法が連携することで、再犯につながる「生きづらさ」を解消するとともに、刑余者の立ち直りを社会的にも支えていく地域づくりのために、市は、次のような取組を行います。

重点的取り組み

①更生保護団体への支援

市内での保護観察活動を円滑に実施できる環境づくりのために、埼玉県下の更生保護事業を統括する「さいたま保護観察所」との連携の下、本庄地区及び児玉地区保護司会への事務支援を行うとともに、他の更生保護団体との連携を強化します。

②更生保護サポートセンターの運営支援

市内の更生保護活動の拠点とするため、本庄地区及び児玉地区保護司会がそれぞれ運営する、更生保護サポートセンターの運営を支援します。

③社会を明るくする運動への支援

罪を犯した人の立ち直りを支える地域社会を構築するため、社会を明るくする運動本庄市推進委員会への事務支援を強化し、地域住民を対象とした啓発活動を強化します。

また、同運動を通じ、更生保護団体と自治会連合会、民生委員・児童委員協議会をはじめ、PTA連合会、学校等地域の関係機関・団体と共に、民間事業者等との協働体制を充実させていきます。

④刑余者への就労支援の充実

保護観察対象者を適切に就労につないでいくために、保護司会等と連携を強化し、支援を要する刑余者を円滑に生活困窮者自立支援事業等につないでいきます。

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①更生保護団体への支援				
②更生保護サポートセンターの運営支援				
③社会を明るくする運動への支援				
④刑余者への就労支援の充実				

関連する市の施策・事業（関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。）

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
更生保護の推進に関する市の計画はありません。	—	—

社会福祉協議会の主な取り組み

犯罪や非行をした人たちが立ち直り、地域社会で安定した生活を送れるように支援するため、社協は次のことに重点的に取り組みます。

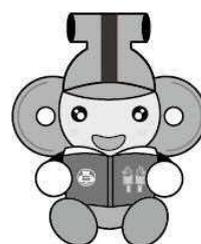
重点的取り組み	指標目標
<p>①相談支援機能の強化と相談体制の整備（再掲） 住民の日常生活上の課題への相談対応にあたり、相談支援機能を強化します。具体的には、定期的に担当職員によるケース検討や職員研修を開催し、職員個々の相談対応力向上に努めます。</p> <p>また、日常生活圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置して、アウトリーチするための相談体制を整えます。CSWは、個別支援とともに、個別支援を通じた地域支援を行い、主に小学校圏域ごとに展開を想定している小地域福祉活動をサポートし、地域資源開発や住民相互の相談機能の構築に取り組みます。</p>	定例検討会・ 職員研修の実施 CSWの配置
<p>②更生保護団体との連携 保護司会、更生保護女性会との連携を強化し、更生保護ボランティア団体と協力することにより、刑余者への支援に努めます。</p>	更生保護団体との連携 刑余者への支援
<p>③更生保護運動への協力 社会を明るくする運動や更生保護関係の講演会、研修会等への参加について、住民に呼びかけ、更生保護運動に協力します。</p>	更生保護運動への協力

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①相談支援体制の強化				
②更生保護団体との連携				
③更生保護運動への協力				

地域での主な取り組み

- 学校などで研修会を実施します。
- 市民の一人ひとりが制度への理解と普及に努めます。



「社会を明るくする運動」と更生保護サポートセンター

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人々の改善更生についての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行の無い地域社会を築こうとする全国的な運動です。市では、市長を推進委員長とし、保護司会をはじめ関係 26 団体により組織される「社会を明るくする運動本庄市推進委員会」が、毎年 7 月と 3 月に街頭での啓発活動や講演会等を実施しています。

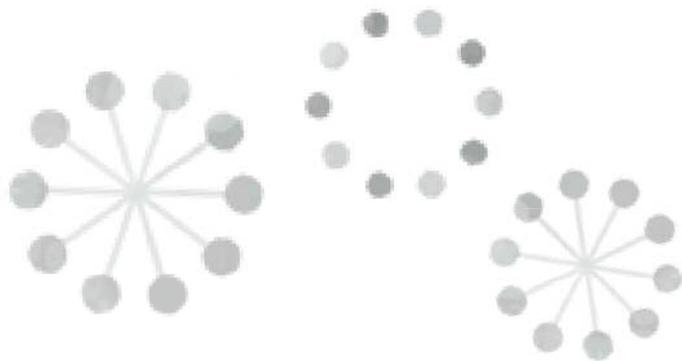


街頭啓発活動の様子



本庄地区更生保護サポートセンター開所式の様子

平成 30 (2018) 年 10 月に、本庄地区保護司会と児玉地区保護司会がそれぞれ運営し、更生保護の中核的な拠点として定期的に保護司が駐在する「更生保護サポートセンター」が開所されました。本庄地区は市民活動交流センター（はにぼんプラザ）に隣接し、児玉地区は本庄市児玉総合支所（アスパアこだま）第 2 庁舎内に設置されています。



④ 災害時における支援体制の構築

現状と課題

本市では、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対策の基本方針とし、市に起こり得る最大規模の災害を想定した計画である「本庄市地域防災計画」を策定し、地震、水害、土砂災害等の発生に備えており、防災訓練や自主防災組織のリーダー向けの研修を実施するなど平常時からの減災体制の構築を進めています。また、社協ボランティアセンターでは、災害時にボランティアとして活動していただく「災害ボランティア」登録制度があり、平成29(1017)年度末には22名の個人と6団体が登録しています。

平成25(2013)年の災害対策基本法の改正により、災害時に一人で避難することが困難な要配慮者を掲載した「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化されました。「避難行動要支援者」は、市が従来、「災害時要援護者」として取り扱っていた人々と同義となりますが、この法改正により、これらの人々が適切に避難支援を受けられるように「避難行動要支援者」の名簿を作成し、本人の同意の下で関係者間で共有することが法的に位置づけられました。

市では現在、上述の名簿を、自治会連合会、民生委員・児童委員協議会、本庄市消防団、児玉郡市広域消防本部と共有するなど、「避難行動要支援者」を地域で支援していくための体制整備を進めていますが、同名簿に登録されている人の数は年々減少傾向にあります。

また、災害時には、避難行動要支援者に限らず、多くの市民がストレスの多い環境下に置かれることとなります。

特に、避難生活が長期化するような場合には、避難所等における生活上の問題や避難者のメンタルヘルスなど、福祉的な支援が必要となる課題が現れることも十分に想定されます。

アンケート調査の結果をみると、多くの人が災害等緊急時の助け合いを「地域の課題」としており、また、「災害等の緊急時の手助け」を隣近所の人へ行うことには、若い世代においても積極的であることが明らかとなりました。これらのことから、災害に対する市民の関心の高さがうかがえる一方で、自主防災組織の存在を「知らない」と回答した人は、第1期本庄市地域福祉計画策定時のアンケート調査結果と比較しても、2倍以上のおよそ6割となり、地域で防災活動を実践している自主防災組織の認知度が低下してきている可能性があります。

また、災害時に住民が支えあう地域づくりに必要なこととしては、半数以上の人々が避難支援に係る「マップの作成」と平常時からの「お互いの見守り活動」をあげていますが、「自主防災組織の整備」や「定期的な避難訓練」の必要性は、相対的に低く見積もられています。

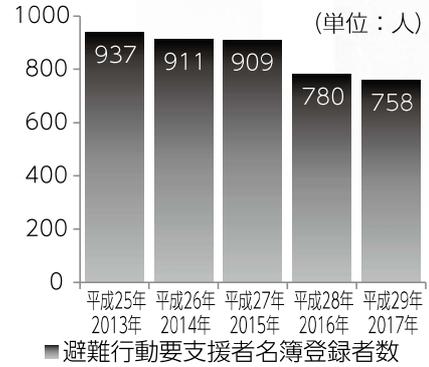
なお、大規模災害発生時には、市と社協とで連携して「災害ボランティアセンター」を立ち上げることが想定されます。平時から、有事に備えて人材の育成に努めるとともに、関係団体等との協議を継続的に積み重ねることが大切です。

避難行動要支援者数の推移

本庄市地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿登録者数は年々減少傾向にあります。

避難行動要支援者名簿に登録される要配慮者は、次のような人を指します。

- ① 65 歳以上の一人暮らし
- ② 70 歳以上のみの世帯
- ③ 要介護度 4 以上の認定を受けている
- ④ 身体障害者手帳（1、2、3 級）の交付を受けている
- ⑤ 療育手帳（A、A、B）の交付を受けている
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳（1、2 級）の交付を受けている
- ⑦ その他避難支援が必要と認められる

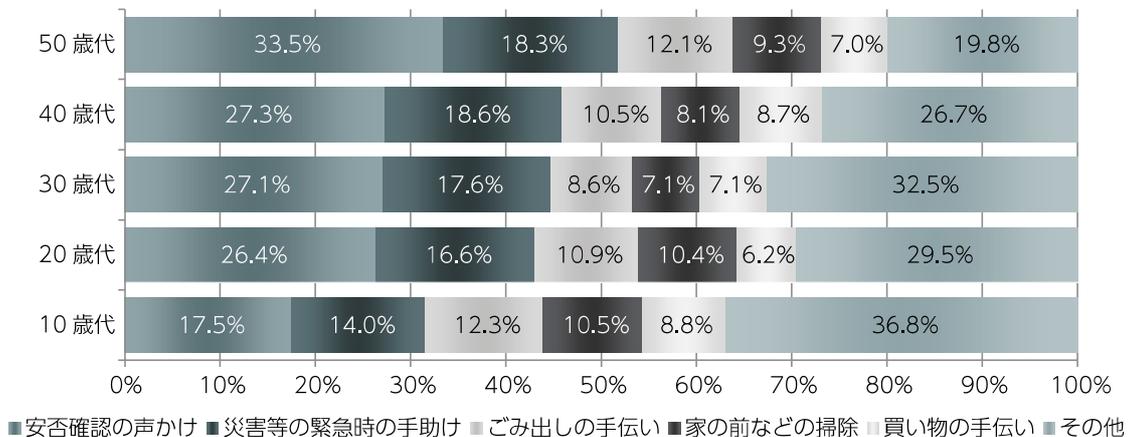


出典：地域福祉課 作成

アンケート調査の結果（一部）

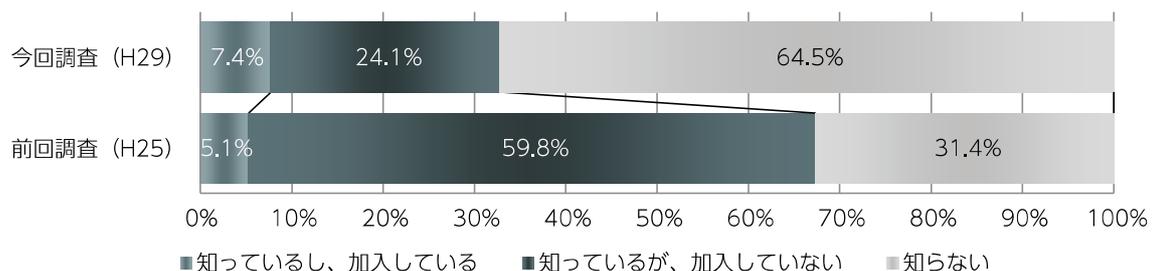
- 災害等の緊急時の手助けは若い世代においても積極的であることが分かります。

問 隣近所で、手助けが必要な家庭があった場合、あなたはどのようなことができると思いますか。



- 自主防災組織を知らない人が、5 年間で 31.4% から 64.5% に倍増しています。

問 あなたは、自主防災組織を知っていますか。



市の主な取り組み

誰もが安心して、安全な地域生活を送っていくために、平常時からの関係機関・団体との情報共有体制や見守り活動による地域の関係性の構築を進めていくとともに、住民を巻き込んだ地域防災活動の活性化に向け、市は、次のような取り組みを進めていきます。

重点的取り組み

①避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定と周知啓発

現行の災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（以下「全体計画」という。）に改正し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するとともに、全体計画の周知啓発を行うことで、避難行動要支援者名簿登録者数の拡大を図ります。

②関係機関・団体との情報共有体制の強化

災害等緊急時における避難支援の迅速性を確保するとともに、災害に伴う支援の有効性・効率性を向上させるために、避難行動要支援者名簿の共有先の拡大を図ります。

③防災活動への避難行動要支援者の参加の促進

避難訓練等の防災活動の実施にあたり、避難行動要支援者が積極的に参加できる体制を整え、災害時に迅速かつ効率的な避難支援等を行う地域づくりを図ります。

④災害時の相談支援体制の確立

社協の災害ボランティアセンター及び関係機関・団体と連携し、災害時に専門的な相談支援を行うための体制づくりを検討していきます。

⑤ハザードマップ等の活用支援

避難行動要支援者等との交流等、平常時からの支えあいの意識を醸成するとともに、支援関係者同士で情報共有を進めていくため、ハザードマップ等の地域情報を地域で共有・活用することを支援します。

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①全体計画の改正	①計画の周知啓発及び避難行動要支援者名簿登録者数の拡大			
	②避難行動要支援者名簿の共有先の拡大			
	③防災活動への避難行動要支援者の参加の促進			
④災害時の相談支援体制の確立				
⑤ハザードマップ等の活用支援				

関連する市の施策・事業 (関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。)

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①危機管理体制の強化	① 127 ページ
本庄市地域防災計画	①防災アセスメント等に関する調査研究 ②市民の自主防災力の向上 ③災害時における要配慮者の安全確保 ④被災者の生活再建等の支援	① 94 ページ ② 126 ページ ③ 131 ページ ④ 376 ページ

地域での主な取り組み

- 地域住民は、災害時に備えて可能な準備に努めます（避難所や避難ルートの確認ほか）。
- 地域住民は、地域の防災訓練等に参加して災害時の近隣同士の助け合いに備えます。
- 地域団体は、災害時における団体構成員の安否確認方法等について確認しておきます。
- 医療・介護・福祉施設等は、発災時の支援体制づくりに取り組みます。
- 有事の際には、住民一丸となって助け合いに取り組みます。



社会福祉協議会の主な取り組み

災害発生時に住民の暮らしを支えるために、社協は平時より次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
<p>①災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備</p> <p>災害発生時に想定される様々な対応について、「災害対応マニュアル」の策定（見直し）を行います。また、災害時に備えるため市及び関係機関・団体と協議する場を設けるとともに、日頃からの交流促進に努めます。</p> <p>災害対応マニュアルに基づき、有事の際に職員がみな役割を認識して必要な行動がとれるよう、定期的に「災害ボランティアセンター運営訓練」等を実施します。センターの運営には社協職員だけでなく市職員・ボランティア等の協力も必要なことから、住民等に広く参加を呼びかけます。また、有事の際に連携が取れるよう、日頃から他市町村社協との交流や情報交換に努めます。</p>	<p>災害対応マニュアルの策定 災害ボランティアセンター運営訓練の実施</p>
<p>②災害ボランティアの養成</p> <p>社協ボランティアセンターの災害ボランティア育成を目的として、定期的に「災害ボランティア養成講座」を開催し、災害ボランティアの養成に努めます。</p>	<p>災害ボランティア養成講座の開催</p>
<p>③被災者支援のための相談支援体制の整備</p> <p>市及び関係機関・団体と連携し、災害時に専門的な相談支援を行うための体制づくりを検討していきます。また、災害ボランティアセンターを開設した場合に、迅速に情報提供が行えるように各種団体との連携を強化します。</p>	<p>災害時相談支援体制の整備</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①災害対応マニュアルの策定		①災害対応マニュアルの点検		
	①災害ボランティアセンター運営訓練の実施			
	②災害ボランティア養成講座の開催			
③準備期間	③関係団体等協議の場をつくる			

市民の生活を支える仕組みづくり

(3) 人にやさしい生活環境の充実

- ① ユニバーサルデザインとバリアフリーの
まちづくり 110
- ② 移動の支援 114
- ③ 住まいの確保 119

① ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくり

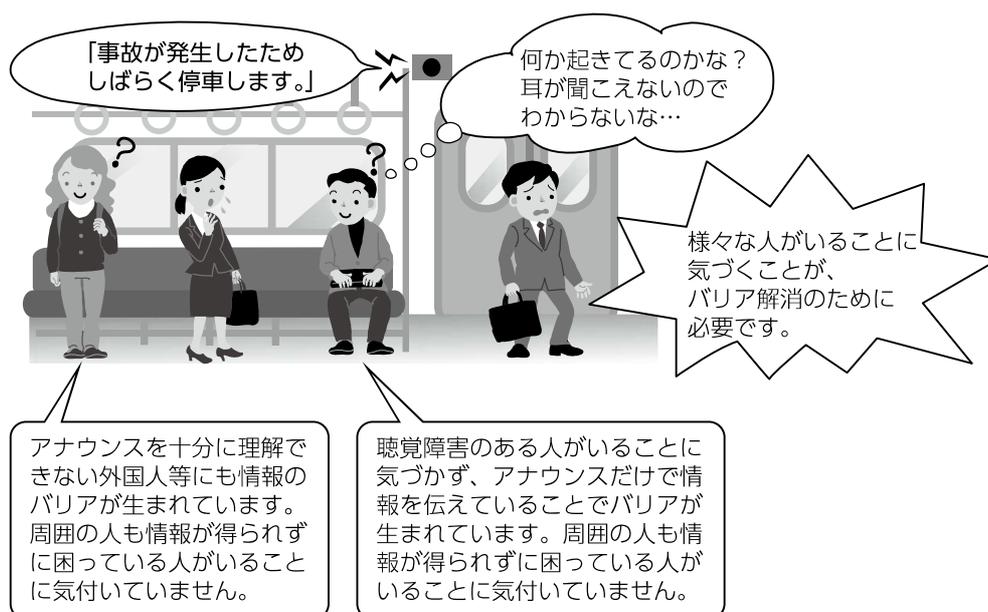
現状と課題

本市でも、新しく設立、改修された公共施設等では、ノーマライゼーションの考えからユニバーサルデザイン・バリアフリーが取り入れられてきています。しかしながら、古い建物等では段差解消や車いす対応トイレの設置促進などの課題を抱えている現状があります。また、ヒアリング調査では、障害のある当事者の声として、多くの人が利用する公共施設では、スペースの関係で利用しにくく配慮して欲しいという報告がありました。地域福祉懇談会においても、「通学路が狭い」「ベビーカーで安心して出かけたがたい」等との意見が出ており、様々なところで、ユニバーサルデザイン・バリアフリーがまだ十分に普及していない現状がうかがえます。

そして地域福祉懇談会では、精神障害や発達障害の問題、認知症への理解等も地域の課題として議論され、病気や障害等への理解の必要性や心理面でのバリアフリーへの取り組みも課題となっています。あわせて、近年増加している外国人住民への情報保障、共生も課題です。

本市でも差別や排除のない社会（ソーシャルインクルージョン）の考えのもとに、学校や地域での福祉教育、人権教育等の実施により、福祉意識が徐々に普及してきてはいますが、地域社会の様々な場面でバリアが生じている現状に対し、「心のバリアフリー」への取り組みを行い、共生社会の実現を目指すことが求められています。

【聴覚障害のある人や外国人等が車内放送のアナウンスが分からない】



コラム

ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いは？

ユニバーサルデザインは、子どもから高齢者まで、誰でも便利に使えるように、製品・建物・空間をデザインしていこうという考え方です。はじめから誰でも使えるように設計することで、特定の人だけではなく、みんなが一緒に使いやすいデザインをユニバーサルデザインといいます。具体例としては、自動ドアや多目的トイレなどがあります。

バリアフリーとは、障害者や高齢者を対象に、障壁を取り除くための施策であり、既存のバリアを取り除くことです。障害のある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべてのバリアの除去という意味でも用いられます。具体例としては、手すりや点字ブロックなどがあります。

●心のバリアフリーとは？

社会で生活する人々の多様性を理解し、お互いを尊重し合い、それぞれの人に合った配慮があることに気づき対応することで、様々な人の社会参加が可能になります。障害のあることがバリアなのではなく、障害のある人を含めたすべての人に配慮していない社会や環境にバリアがあります。私たちがそのことに気づくことが、「心のバリアフリー」の第一歩です。

●共生社会に向けた基本的考え方

(「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より一部抜粋)

過去において、障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会においてはあってはならないものである。また、障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤りである。

障害のある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在である。障害の有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するということは、人々の生活や心において「障害者」という区切りがなくなることを意味する。

そのためには、まず、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底していくことが必須である。

その上で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それらを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。

市の主な取り組み

市は、バリアフリーのまちづくりを推進するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条の「合理的配慮」に基づき、次の取り組みを重点的に実施します。

重点的取り組み
①公共施設のバリアフリー化 手すり・スロープ・エレベーター・専用トイレの設置、専用駐車場の確保等公共施設のバリアフリー化を図ります。
②居住環境の整備 狭あい道路の解消、歩道の整備及びバリアフリー化、案内表示板へのユニバーサルデザインの使用の推進等を図ります。
③福祉施策の継続及び啓発事業 自動車免許返納者等の交通弱者の移動手手段の確保、路線バスのノンステップ化、駅が多機能トイレの設置推進、点字・声の広報等を発行・配布します。市民及び事業者に対し、啓発のための広報及び研修会の開催をし、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの周知に努めます。

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①公共施設のバリアフリー化				
②居住環境の整備				
③福祉政策の継続及び啓発事業				

関連する市の施策・事業（関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。）

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①居住環境の整備 ②バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	① 105 ページ ② 113 ページ
本庄市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	①高齢者にやさしいまちづくりの推進	① 70 ページ
第3次本庄市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	①居住環境の整備 ②安心して暮らすことのできる地域づくり	① 45 ページ ② 52 ページ

社会福祉協議会の主な取り組み

心のバリアフリーを推進するため、社協は次のことに重点的に取り組みます。

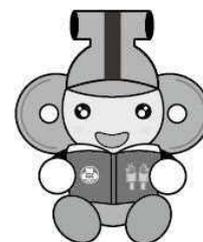
重点的取り組み	指標目標
<p>①障害への理解を深めるための市民向け研修会等の開催</p> <p>障害についての理解、様々な障害の特性への理解を深めることを目的とした市民向けの研修会を設けます。また、広報等でユニバーサルデザインやバリアフリー、障害者差別解消法等の周知を行い、市民の福祉意識の向上へつなげます。また、社協業務においても合理的配慮の提供に努めます。</p>	<p>研修会の実施 広報等での周知</p>
<p>②学校等と連携した福祉教育の充実</p> <p>体験学習だけでなく心のバリアフリーを目指した福祉学習の在り方等について学校、行政、当事者等と連携し、検討実施します。併せて、研修会やプログラム集の作成等といった福祉学習を行う教職員への支援を行います。</p>	<p>福祉教育推進事業の実施 教職員への支援</p>
<p>③地域共生社会の実現に向けた意識の醸成</p> <p>地域のイベントや行事等で出前講座等といった福祉について学ぶ機会の提供を行います。住民同士が互いに助け、支え合いながら、共に生きる地域共生社会の実現に向けた意識の醸成に努めます。</p>	<p>地域における 福祉教育の実施</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①研修会の実施				
①広報等での周知				
②福祉教育プログラム集の作成		②プログラム集に基づいた福祉教育の実施・検証		
③地域における福祉教育の実施				

地域での主な取り組み

- 地域住民は、研修会等を通して障害への理解を深めます。
- 地域住民は、誰も排除、差別されない地域づくりに努めます。
- 地域住民は、子どもから高齢者まで地域の誰もが参加、交流できるイベントの実施を検討します。
- 事業所や関係団体は、関連施設のユニバーサルデザイン・バリアフリーの普及に努めます。
- 教育機関や関係団体等は福祉教育への取り組みを検討、実施します。
- 関係機関や団体は、社協と協働して福祉教育に取り組みます。



② 移動の支援

現状と課題

すべてのひとが安心して安全に外出や移動ができ、社会活動やレクリエーション等に自由に参加できる環境を整備することが必要です。

現在、市では、事業者等と連携した「デマンド交通（はにぼん号・もといずみ号）」を運行しており、また、障害のある人への各種移動支援の実施、手話通訳者や要約筆記等の派遣を実施することで、移動が困難な人等が円滑に社会参加していくための取り組みを実施しています。社協では、車いす利用者等の外出支援のため「車いす仕様車」の貸出しを行っているほか、買い物が困難な方へのサービスとして「有償家事援助サービス」で、生活必需品の買物代行も行っています。

一方、移動困難地域においては、「買い物弱者」や「医療・介護」等の日常生活を送るためのアウトリーチ機能の構築が必要であり、既存の公共移動手段については一層の使い勝手のよさを追求しなければなりません。

さらには、既存の公共手段によっても支援が困難である場合は新たな取組（ドア to ドア等）も必要となります。そのなかには、アンケート結果にもありましたように、積極的に意欲のあるボランティアとの連携・協力・活用も含まれています。

また、高齢化の進行による、高齢者の免許の返納等による交通弱者の増加等、通院、買い物等に対する移動支援の充実が求められています。

今後も、外出のための移動手段が困難な方の社会参加を積極的に支援し、地域との連携を深めきめ細やかな移動支援の充実を図る必要があります。

アンケート調査の結果（一部）

Q24：隣近所で、手助けが必要な家庭があった場合、あなたはどのようなことができると思いますか

A：99名（8.1%）が「外出の手助け」と回答

Q32：今後してみたい地域活動はなにか

A：68名（5.6%）が障害のある人を支援する活動（手話、点字、要約筆記、軽介助、外出付き添いなど）

地域福祉懇談会及び次世代地域づくり会議での意見（一部）

- はにぼん号は停留所が遠い
- 災害時、安全な場所までの移動手段がない
- サロン等外に出たいが遠くて歩いていけない
- 運転免許返納後の移動手段がない

日常生活圏域ニーズ調査の結果（一部）

Q12：今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているがさらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）についてご回答ください。（複数選択可）

- 上位3つ：1位 利用していない
2位 外出同行（通院、買い物など）
3位 移送サービス（介護・福祉タクシー等）

コラム

車いす仕様車貸出サービス

車いすを使用している方や歩行が著しく困難な方等に対して、車いすのまま乗降できる車いす仕様車の貸出しを行っています。移動が困難な方の、社会生活上の利便向上や生活圏の拡大を図り、福祉の増進に資することを目的としています。ご利用については、社協までお問合せください（☎ 0495-24-2755）。

対象者

市内に住所を有し、以下に該当する方。

- 車いすを使用している方、歩行が著しく困難な方など

利用料金

- 無料（ただし、走行距離に応じて燃料費の負担があります）

車種・燃料費

- スマイル号（ダイハツタント）【スローパー付き】
燃料費…走行距離 1～10Km：150円
以後 10km ごとに 150円加算
- 赤い羽根号（日産セレナ）【電動リフト付き】
燃料費…走行距離 1～10Km：200円
以後 10km ごとに 200円加算



市の主な取り組み

市は、移動や外出を支援するため、次の取り組みを重点的に実施します。

重点的取り組み
<p>①各種福祉施策の継続 在宅重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成、身体障害者自動車運転免許取得費補助、身体障害者自動車改造費補助等を引き続き実施します。</p>
<p>②公共交通の充実強化 公共交通は自家用車に代わる移動手段として交通弱者への対応や環境負荷の軽減等の観点から各交通機関との連携強化を図ります。また、人の交流促進を促すため市域を越えた公共交通網のさらなる利便性・快適性の向上を図り、市内を快適に移動できる交通網の充実を図ります。</p>
<p>③移動支援に協力的なボランティアの活用 アンケート結果に、病院や施設の同行支援や買い物の手伝い等を協力したいとの意見が出されました。地域住民や事業者とともにボランティアの活用を図ります。</p>
<p>④移動困難者（買い物弱者や医療・介護関連）に対するアウトリーチの施策検討 外出支援を必要とする人のニーズが多様化し、既存のサービスのみでは対応が困難なケースもあります。今後は様々なノウハウを持つ民間業者等との連携も推進します。（買い物移動販売等）</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①各種福祉政策の継続				
②公共交通の充実強化				
③移動支援に協力的なボランティアの活用				
④移動困難者に対するアウトリーチの施策検討				

関連する市の施策・事業（関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。）

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①鉄道輸送サービスの充実	①ページ 112
	②市内公共交通網の充実	②ページ 112
	③地域公共交通網の形成	③ページ 112
第8次本庄市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	①高齢者にやさしいまちづくりの推進	①ページ 70
第3次本庄市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	①移動支援事業	①ページ 90
本庄市総合交通計画	②計画目標の位置づけと目標達成に向けた公共交通再構築の進め方	①ページ 29

社会福祉協議会の主な取り組み

移動困難を抱える人への支援として、社協は次のことに重点的に取り組みます。

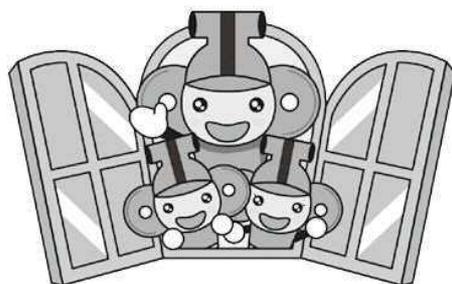
重点的取り組み	指標目標
<p>①有償家事援助サービス事業の拡充（再掲）</p> <p>高齢者や障害者など、日常生活の援助を必要とする家庭に対して、市民の協力を得て低額料金で家事を援助する「有償家事援助サービス」について、買い物支援や通院支援等といった利用ニーズや現状の生活課題に沿ったサービス内容等の見直しを行います。また、実費弁償費についても見直しを図り、サービス協力者の育成に努めます。</p>	有償家事援助サービス事業のサービス内容等の見直し
<p>②移動支援を行う団体への育成・支援の検討</p> <p>高齢者や障害者等の生活課題である移動困難を抱える人への支援をインフォーマルな社会資源として行うボランティア・NPO法人、地域活動団体等の育成や活動への支援を検討します。</p>	移動支援を行う団体への育成・支援の検討

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
				①有償家事援助サービス事業のサービス内容等の見直し
				②移動支援を行う団体への育成・支援の検討

地域での主な取り組み

- 地域住民は、サービスを必要としている人に、サービスの周知・案内をします。
- ボランティア・NPO法人、地域団体等は移動支援の実施について検討し、取り組みます。
- 社会福祉法人や企業等は、移動支援への社用車の活用について検討、実施できるように努力します。



有償家事援助サービス

高齢者や障害のある人など、日常生活の援助を必要とする家庭に対して、市民のみなさんの参加と協力のもと、社協が事務局となって低額で家事を援助するサービスです。なお、現在、この事業に協力していただける協力員も募集しています。この事業に関心のある方はお気軽に社協までお問合せください。

サービスの内容

- 食事の世話
- 衣類の洗濯、補修
- 日常的な住居等の掃除、整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 外出の介助
- その他必要なサービス

費用ほか

- 詳細については、社協までお問合せください (☎ 0495-24-2755)。



サービス提供の様子

③ 住まいの確保

現状と課題

単身の高齢者について今後10年間で100万世帯の増加が見込まれ、若年層の収入減少、ひとり親世帯の貧困等も大きな問題となっています。それに対して住宅のストックの状況としては、民間賃貸住宅は空き室が増加傾向にあり、かつ高齢者等の入居に対する貸主の不安感は強いものがあります。また、公共住宅については、増加が見込めないほか、市営住宅の老朽化や、市民の生活水準の向上に対応した設備の不足等の課題も表面化しつつあります。このような状況のなかで、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が重要な課題となってきました。

一方、空き家問題は社会問題化し、今後も引き続き増加が見込まれるため、空き家の状況を把握するとともに、その有効活用が課題となっています。このため、空き家等を活用して住宅セーフティネット機能を高めることが必要です。

この状況を受けて国は、平成29(2017)年に住宅セーフティネット法(正式名称:住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)を制定し施行しました。内容としては民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設があります。他に居住支援協議会の設置、居住支援法人の指定等も制度化されました。

地域福祉懇談会及び次世代地域づくり会議での意見(一部)

- 空き家が多いのでボランティア団体の持ち物の保管場所として固定資産税を免除する制度があると良い。
- 空き家を利用して若者の定住者を呼ぶ。
- 場所の確保として余裕教室や自治会館を開放する。
- 空き家だけでなく、畑の管理ができていない。
- 空き家は男性の趣味の家として活用する。
- 単身高齢者が増え、空き家が多くなっている。
- 空き地の管理に手が出せない。空き地に対する強制執行の緩和。

市の主な取り組み

市は、住まいの確保を推進するため、次の取り組みを重点的に実施します。

重点的取り組み

①住宅セーフティネット法による「居住支援協議会」の設置

法の主な内容としては、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低所得者、子育て世帯等の「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、「居住支援協議会」の設置、居住支援法人の指定等が制度化されました。「居住支援協議会」は住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように推進する組織であるため、設置検討を推進していきます。

②高齢者・障害者等の住居の確保

サービス付高齢者住宅・有料老人ホーム（特定の地域に偏らないよう適切に配置します）
ケアハウス（一人暮らし高齢者の増加を踏まえ、維持継続します）
グループホーム（共同生活の場として、維持継続します）

③市営住宅の整備

高齢者や障害者等の社会的弱者や子育て世帯の人々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市営住宅の整備を進めるとともに家賃を低廉に抑え、効率的で効果的な管理、運営に努めます。

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
				①住民セーフティネット法による「居住支援協議会」の設置
				②高齢者・障害者等の住居の確保
				③市営住宅の整備

関連する市の施策・事業（関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。）

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①空き家・空き地等の対策 ②市営住宅の管理	① 107 ページ ② 107 ページ
本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画	①安心して暮らせる環境の整備〈住まい〉	① 68 ページ
第 3 次本庄市障害者計画・ 第 5 期障害福祉計画・ 第 1 期障害児福祉計画	①居住環境の整備	① 45 ページ
本庄市公共施設維持保全計画	①市民サービスの向上	① 66 ページ

社会福祉協議会の主な取り組み

住居を確保することが困難な人への支援や空き家の利用等に関して、社協は次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
①住居に関する相談への対応 生活困窮により住居の確保が困難な方に対して、関係する機関や不動産事業者等と連携し住まいの確保と安定した生活が送れるように支援を行います。	自立相談支援機関等との連携
②空き家の福祉的利用の促進 空き家になっている住宅の福祉的利用の推進を検討します。具体的には、サロンや福祉目的利用の際の公的援助等について周知・調整を図り、利用の促進に努めます。	空き家の活用

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①自立相談支援機関との連携				
②空き家の福祉的利用の促進				

地域での主な取り組み

- 地域住民は、管理の行き届いていない空き家に気がついたときには、市へ連絡します。
- 地域住民は、住まいで困っている人がいたら必要な機関へつなげます。
- 空き家になっている住宅をシェアハウスやコミュニティの場所として活用できるように努力します。

人と人とのつながりづくり

基本戦略1の、住民の生活を支える「しくみ」を効果的に機能させるためには、地域で生活する人の個々の諸課題に対して、個人としてだけではなく組織やネットワークをもって対処していくことが必要です。地域で様々な生活課題が顕在化しつつある中で、これまで「小地域」で取り組まれてきたあらゆる「福祉活動」を丁寧に掘り起こし、整理・連携しながら新たな取り組みを創出して、「人のつながり」や「各団体相互のつながり」を再構築することが求められています。

基本戦略2「人と人とのつながりづくり」では、次の2つの項目を基本的な柱として、施策を進めます。

-
- (1) 小地域における福祉活動の推進 124
 - (2) 関係機関・団体等との連携強化 129
-

(1) 小地域における福祉活動の推進

現状と課題

アンケート調査の結果、近所付き合いに関して「近所の人と親しく会話」している人は5割ほどですが、「あいさつ程度」を含めると9割以上の人が普段から近所付き合いをしていることとなります。また、毎日の暮らしの中で困りごとが起きたときの解決方法として「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が上位にあげられました。さらに、身近な地域で住民が中心となって福祉活動を行うための組織については、64%が「必要」と回答し「必要だとは思わない(22.4%)」を大きく上回っています。

小学校区ごとに開催した住民懇談会や、学生を対象に開催した次世代地域づくり会議では、地域における様々な課題への関心は高まっているものの「情報がないためにどう手助けをしたら良いかわからない」といった声があがりました。一方で、懇談会では「自分たちでもお互いに身近な場所で相談し合うことが必要」といった意見もあり、これから先、住民同士でどのように支え合うか考える必要があります。

市内の約60か所で取り組まれている『サロン活動』では「メンバーの固定化」や「内容の行き詰まり」等の運営上の課題の声も聞かれています。また、平成26(2014)年度より取り組まれている「自治会ごとの見守り活動」では、自治会個々の努力によるところが大きく、それが自治会活動において徐々に負担となっている状況も見取れます。「小地域における『住民主体』の福祉活動をどのように展開するか？」が、今後の大きなテーマの一つと言えます。

今後、持続可能な地域活動を行っていくための「活動財源」の確保とともに、住民主体の活動の発展・連携を支える専門職としてコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置するなど、小地域福祉活動を支える「支援体制」について検討していくとともに、小学校区等の一定の地域内で住民相互の相談支援体制を整備することで、将来的には地域の課題を地域の中で解決できる仕組みづくりを進めていきます。

コラム

「ふれあいいいききサロン」とは？

「ふれあいいいききサロン」は、地域を拠点にして地域の高齢の方や、障害のある方、子育て中の方などが、ボランティアや地域の人たちと一緒に楽しく過ごす住民主体の活動です。

サロン活動を通じて、仲間づくりやご近所とのつながりづくり、情報共有などができます。また、サロンに参加することで孤立や閉じこもり防止、介護予防にも役立ちます。参加者同士で見守りや支え合いのきっかけづくりにもなります。



サロンの特徴

気軽に

地域に住む人たちが出会い、交流し、仲間づくりができ、気軽に立ち寄れる場所です。

楽しく

参加者が楽しく集うことが第一ですが、担い手自身が「楽しい」と感じることが、さらに大切です。

無理なく

地域で生活する人が主役です。地域のみなさんが居心地よく、無理せず活動します。

自由に

サロンに「こうでないといけない」という決まりはありません。参加者の状況や希望によって自由に活動を展開します。



鍛冶町ふれあいサロン



諏訪町いきいきサロン



ポレスター活き活きふれあいサロン

**サロンには
こんな効果が !!**

参加者にとって
生きがいづくり、仲間づくり、閉じこもり防止、介護予防…
地域にとって
住民の主体性の育成、地域福祉の活性化、世代間のふれあい、地域の困りごと発見、みんなが住みよい地域づくり…



社会福祉協議会は、サロン活動を支援しています。
ふれあいいいききサロンに参加してみたい方、自分の地域でサロンを始めたい方など、サロン活動についてのご相談は、お気軽に社協までお問い合わせください。
(☎ 0495-24-2755)

市の主な取り組み

市は、小地域における福祉活動を活発化させていくために次のような取組を実施します。

重点的取り組み
①社会福祉協議会の運営と活動への支援 社協の運営費や、市の計画に合致する事業活動を優先的に補助することで、小地域における住民主体活動のコーディネート機能を強化するとともに、社協の活動を支援します。
②小地域における住民主体の福祉活動の組織化の支援 社協を通じて、小学校区等の小地域ごとに住民主体の福祉活動を行うための組織づくりを支援するための体制を整備します。
③地域福祉懇談会等の定期的実施 市民の地域福祉への関心を惹起するとともに、地域情報を共有していくために、「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を継続的に実施していきます。
④地域福祉講演会等の実施 地域福祉に関する市民の理解を促進し、支え合いの地域社会を構築していくため、市民や関係機関・団体構成員を対象とする、地域福祉に関する講演会を毎年実施します。
⑤福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討 認知症サポーター養成講座や市民後見人養成講座等、市が実施する講座受講者が講座内容を地域において実践していくための仕組みを検討します。

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①社会福祉協議会への運営費補助及び活動支援				
②調査研究	②モデル地区の募集・選定		②モデル地区への支援	
③地域福祉懇談会等の開催	③地域福祉懇談会等の開催	③地域福祉懇談会等の開催	③地域福祉懇談会等の開催	③地域福祉懇談会等の開催
④講演会の開催	④講演会の開催	④講演会の開催	④講演会の開催	④講演会の開催
⑤福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討				

社会福祉協議会の主な取り組み

小地域における福祉活動の推進のため、社協は次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
<p>① CSW の配置による相談支援体制の整備</p> <p>個別支援と地域支援を行う人材の確保に努め、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置します。CSW は地域の人材と協働して、地域ごとの相談支援体制を整備します。また、CSW の配置については、量的な確保と併せ、質的な確保にも努めます。</p>	CSW の配置
<p>②小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備</p> <p>小学校区等の小地域ごとに、住民主体の相談支援活動のための組織づくりについて、地域住民に働きかけを行います。取り組みが可能な地域から「モデル地区」として順次住民組織の体制づくりを開始して、社協の CSW が取り組みをサポートします。</p>	住民主体の相談支援体制の整備
<p>③当事者組織の支援</p> <p>共通の課題を抱えた対等なメンバー同士による相互援助活動を支援し、当事者組織づくりを支援し、住民相互の悩みごと解消や支え合い体制の整備に努めます。</p>	当事者組織活動の支援
<p>④福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討</p> <p>市と連携して、認知症サポーター養成講座や市民後見人養成講座等の講座受講者が、講座内容を地域において実践していくための仕組みを検討します。</p>	講座受講者の実践活動支援
<p>⑤サロン活動の推進</p> <p>地域におけるサロン活動の立ち上げ支援・運営支援等を通じて、サロン活動の活性化とともに、サロン数の一層の増加を目指します。</p>	サロン数の増加

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
			①CSW の配置	
			②小地域福祉モデル事業開始	

地域での主な取り組み

- 地域住民は、近隣住民とのお付き合いを広げるように努めます。
- 地域住民は、地域で困っている人がいたら社会福祉協議会等につなぎます。
- 地域住民は、無理のない範囲で地域福祉活動に参加します。
- 地域団体・専門機関、福祉専門職等は、住民主体の小地域福祉活動を支援します。
- ボランティア等地域福祉実践者は、住民主体の小地域福祉活動を支えます。



アンケート調査の結果（一部）

Q：あなたは、毎日の暮らしの中で困りごとが起きたとき、どのような方法で解決するのが良いと思いますか？（1つだけ○）

上位3つ：1位 難しい問題なので、保健福祉専門職やサービス提供事業者任せたい（26.9%）

2位 自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい（24.3%）

3位 困っている本人または身内で解決して欲しい（20.4%）

Q：あなたは、身近な地域で住民が中心となって福祉活動を行うための組織が必要だと思いますか？（1つだけ○）

上位3つ：1位 必要だと思う（64.0%）

2位 必要だとは思わない（22.4%）

3位 その他（8.4%）

関連する市の施策・事業（関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。）

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①地域福祉の推進体制づくり	① 48 ページ
	②地域福祉意識の醸成と活動の促進	② 48 ページ
	③社会参加・生きがいづくりの促進	③ 51 ページ
本庄市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	①健康寿命の延伸と生きがいづくりの推進	① 53 ページ
	②生活支援サービスの体制整備	① 62 ページ

(2) 関係機関・団体等との連携強化

現状と課題

適切な支援を適切な方法で迅速に提供していくためには、連携の手段や方法があらかじめ定められていることが望めます。また、制度外の支援も含めて、その人の生活全体を支援していくためには、公的な機関や福祉事業者だけでなく、民生委員・児童委員や、自治会等の地縁組織、また、民間企業等いわゆる福祉に限定されない支援関係者も視野に連携していく必要があります。そして、それらの多様な分野の支援関係者との連携を図るとともに、それぞれの機関・団体が地域のネットワークを構築し、関係性を深め、その活用を図ることができる環境づくりが大切です。

アンケート調査の結果、地域で孤立した生活にならないための取り組みとして「市と福祉サービス事業者等が連携した情報共有と安否確認」が上位に挙げられたほか、地域における助け合い・支え合い活動を活発するためにも「困っている人」の情報を得やすくすることが上位に挙げられています。さらに、ヒアリング調査の結果、他の専門職や行政機関等との連携を妨げる要因として、「多忙のためなかなか時間が取れない（人員不足）」「情報の共有が難しい（個人情報の問題）」「互いの分野への理解不足」などの課題が挙げられており、市民と専門職が共に情報共有に関する課題認識を持っていることが分かります。

そのほかにも、ゴミ出しや簡易な家事支援等の制度では対応できない生活支援が必要な、いわゆる「制度の狭間」にいる人への支援の構築に悩む声も多く、そういった場合には、介護支援専門員等の事業所の専門職が対応している事例も報告されています。

アンケート調査の結果（一部）

Q：地域から孤立した生活にならないために、あなたが有効だと思う方法はなんですか？（3つまで○）

- 上位3つ：1位 近所などでのお互いの声掛けや見守り、助け合いの活動（61.1%）
- 2位 市と福祉サービス事業者、民間企業が連携した情報共有と安否確認（31.5%）
- 3位 福祉の専門スタッフがすぐに家庭訪問できる体制づくり（31.0%）

Q：地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか？（3つまで○）

- 上位5つ：1位 域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする（32.4%）
- 2位 困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする（24.9%）
- 3位 地域活動の拠点となる場の整備（23.5%）
- 4位 ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人の育成（23.1%）
- 5位 多世代が気軽に集える居場所づくり（21.6%）

自治会活動

自治会は、町内等の同一地域に住む人たちが、住民相互の親睦を図るとともに、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、協力して地域の問題の解決に取り組んでいる自主的に組織された団体です。地域に住む人たちの総意でつくられ、活動し発展させていくもので、一部の人たちのものではありません。積極的に自治会活動に参加することにより、地域社会のための有意義な自治会がつくられます。

市内には、85の自治会が組織されており、環境美化や防犯・防災・交通安全等の安全・安心のための活動から、祭り等の文化的な活動など、まちづくりに寄与するさまざまな地域活動を市と協働しながら行っています。



入浅見自治会での生活排水路の清掃活動の様子



第三金屋自治会での子供神輿の様子

民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員は法律により厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員です。簡単に言うと、「福祉のことを知っている近所の人」です。

本庄市民生委員・児童委員協議会では、「広げよう地域に根ざした思いやり」の精神のもとに、地域の皆で支え合う、安全で安心なまちづくりをより一層進めていくための様々な活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じ、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」となっています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障害者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員も活動しています。



活動強化週間（毎年5/12～18）での一枚



相談対応の様子

市の重点事項 地域福祉ネットワーク会議（仮）の設置

関係機関・団体等の支援関係者の相互理解を深め、連携を進めていくためには、支援対象者の情報はもとより、それぞれの関係者が活動している圏域において、支援に関係する社会資源がどのように機能しているのか、どのような形で連携することができるのか、あるいは、どのような資源を新たに開発する必要があるのか、といったことを把握していくことが大切です。

そこで、機能集約センター（74頁参照）に集約された専門的・制度的支援と、制度によらない支援を適切に連結させていくための仕組みとして、当該センターの職員が運営する組織として、地域福祉ネットワーク会議（仮）の設置を検討します。

地域福祉ネットワーク会議（仮）の概要

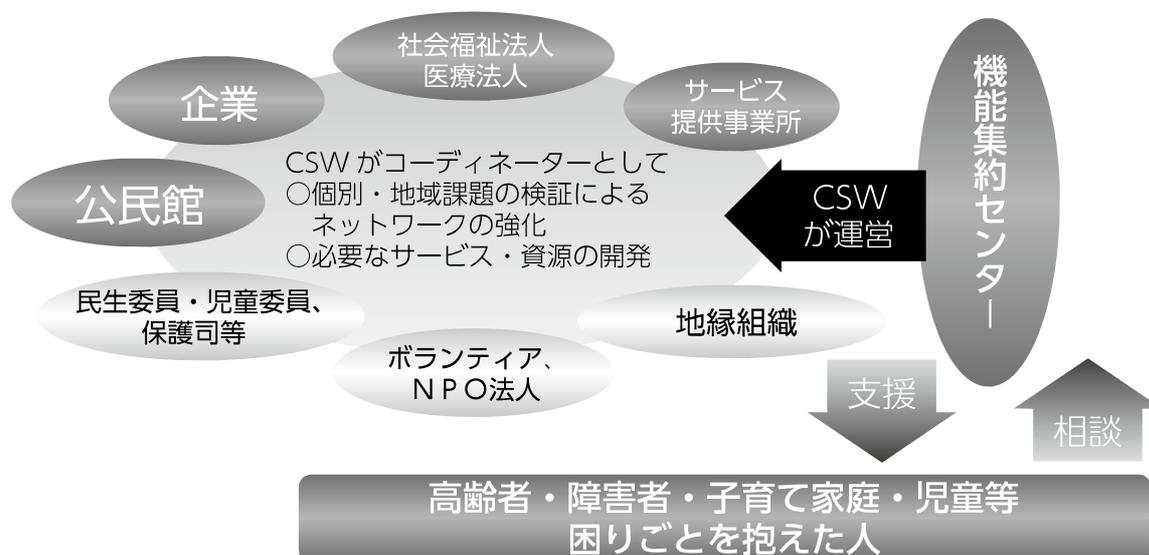
①個別課題・地域課題の検証を通じたネットワークの形成

機能集約センターが対応した日常生活圏域内の個人や世帯が抱える生活課題を検証することで、地域ニーズの把握や共有を行うとともに、地域のそれぞれの社会資源同士のネットワークを強化・補完していく機能を有します。

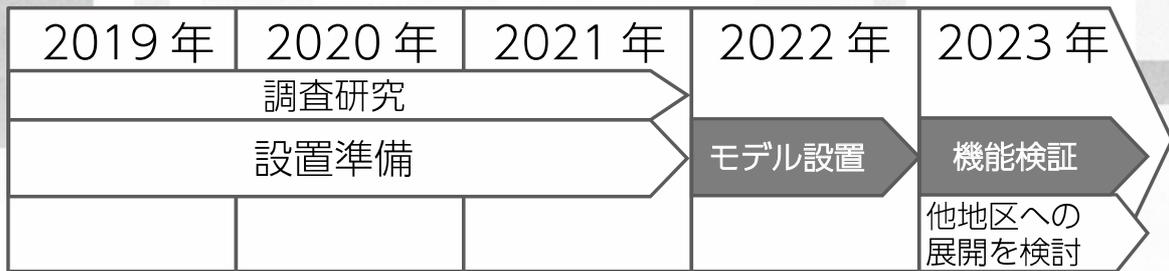
②サービス・資源開発

日常生活圏域内での個別課題と地域課題に対応した生活支援サービスの開発や人材の発掘・育成を検討し、機能集約センターに提案していく機能を有します。これは、介護保険法に基づく生活支援体制整備事業における協議体と一部重複する機能（高齢者を対象とする生活支援サービスの開発）であり、必要に応じて当該協議体の機能拡大としての設置を検討します。

地域福祉ネットワーク会議（仮）のイメージ



取り組みのスケジュール



地域福祉ネットワーク会議（仮）が展開される圏域

地域福祉ネットワーク会議（仮）は、機能集約センターのネットワーク形成機能として設置していく方向で検討していきます。そのため、本会議は日常生活圏域（中学校区）で展開されます。

次期計画以降にその他の地区に展開させていきます。



コラム

生活支援体制整備事業とは？

平成 27（2015）年度の介護保険法改正により、市町村が、地域の実情に合わせて介護予防や生活支援の取り組みを行うことができるようになりました。市では、住民主体による生活支援サービス等を提供するための体制を整備するため、各地域の多様な関係者で構成される「協議体」を「市全域」と「日常生活圏域」にそれぞれ設置しています。

市では、社協職員がコーディネーターとなり、平成 28（2016）年度に「市全域」での協議体の設置を行い、市全体での生活支援体制について協議を進めてきました。さらに、平成 30（2018）年度からは、4つの「日常生活圏域」において、各地区の地域包括支援センター職員をコーディネーターとする協議体が設置され、地域に密着した生活支援の体制整備が進められています。



市全域での協議体の様子



南地域の協議体「南（なん）でもサポートチーム」の様子

市のその他の主な取り組み

あらゆる市民が様々な障害を感じることなく、気軽に相談し、また、福祉や地域活動に関する情報を得ることができるよう、市は次の取り組みを重点的に進めていきます。

重点的取り組み

①新たな機能の設置に係るプロジェクトチーム等での検討

新たな機能の設置にあたってのプロジェクトチーム（PT・平成31（2019）年度）、及び組織内調整を行うための準備室（平成32～33（2020～21）年度）において、地域福祉ネットワーク会議（仮）の設置・運用にあたっての協議・調整を行っていきます。

②個人情報の取り扱いに関する指針の作成

連携を具体的に行っていくためには、個人情報の共有が必要不可欠ですが、本庄市内で、サービス提供事業者をはじめ、民生委員・児童委員、自治会等支援関係者が支援を行うにあたり、適切に個人情報を活用していくための指針の作成を検討します。

③連携のための相談支援マニュアルの作成（再掲）

個人の資質ではなく、仕組みとして効率的に連携していくためには、連携手法を基準化する必要があることから、相談支援及び連携に関する統一的な基準としての「相談支援・連携マニュアル（仮）」を作成します。

④多職種連携事例集の作成検討

市内の多様な支援関係者が多職種連携の必要性とその手法を学ぶための機会を充実させるため、解決事例を「事例集」として周知することで、市民の自覚を促し、かつ、事例集を作成することで支援関係者の事例対応力の向上を図ります。

取り組みのスケジュール

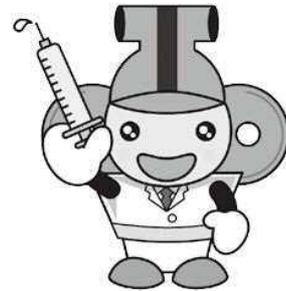
2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①PTの設置	①新たな機能の設置準備室の設置		新たな機能の設置	
②及び③ 調査研究	②ルールの作成		②ルールの運用・検証	
	③マニュアル等の作成		③マニュアル等の運用・検証	
④調査研究			④事例集の作成	

関連する市の施策・事業 (関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。)

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①地域福祉の推進体制づくり ②介護・福祉のサービスの連携と充実 ③支援への理解を深める取組と支援ネットワークづくり	① 48 ページ ② 51 ページ ③ 57 ページ
本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画	①在宅医療・介護連携の推進 ②生活支援サービスの体制整備	① 58 ページ ② 62 ページ
第 3 次本庄市障害者計画・ 第 5 期障害福祉計画・ 第 1 期障害児福祉計画	①保健・医療サービスの充実 ②保育・療育・教育の充実	① 46 ページ ② 55 ページ
本庄市子ども子育て支援事業計画	①地域の子育て支援のネットワークづくり ②児童虐待防止対策の充実	① 63 ページ ② 64 ページ

地域での主な取り組み

- 地域団体・専門機関等は、他の機関・団体等との連携・協力による支援ネットワークづくりに努めます。
- 地域団体・専門機関等は、多職種連携を推進するための各種研修等に積極的に参加します。
- 福祉専門職は、地域の課題解決のために関係機関とのネットワークづくりに努めます。
- ボランティア等地域福祉実践者は、他団体との横のつながりづくりに努めます。



社会福祉協議会の主な取り組み

地域課題の早期発見・早期対応や「制度の狭間の問題」に対応するため、社協は次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
<p>①多職種連携の推進</p> <p>複合ニーズ世帯の早期発見・早期解決や「制度の狭間の問題」に適切に対応するため、地域における多職種のネットワーク化を推進し、日々の相談援助活動をより円滑に行うための環境整備に努めます。</p> <p>また、多職種連携セミナーを開催し、講演や事例報告、グループワーク等を通じて、多職種が互いの業務を理解しながら連携を促進できるための機会提供に努めます。</p>	<p>多職種連携の推進</p> <p>多職種連携セミナーの開催</p>
<p>②社会福祉法人相互の連携体制づくり</p> <p>彩の国あんしんセーフティネット事業を推進して、生活困窮者支援の充実を図ります。また、これまで構築してきたネットワークを活かし、市内の社会福祉法人相互の連携体制づくりに努めます。さらに、市内社会福祉法人の地域貢献活動をサポートします。</p>	<p>彩の国あんしんセーフティネット事業の推進</p> <p>社会福祉法人の連携体制づくり</p>
<p>③職能団体等の組織化支援の検討</p> <p>地域の福祉専門職等の活動支援・連携強化を目的として、市内職能団体・業種団体等の組織化支援を検討していきます。</p>	<p>職能団体等の組織化支援</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①多職種連携の推進・セミナー開催				
②彩の国あんしんセーフティネット事業の推進				
②社会福祉法人の連携体制づくり				
③職能団体等の組織化支援の検討				

地域で共に生きるための人づくり

住民の生活を支える仕組みを構築し、仕組みを機能させるためのネットワークを強化するにあたり、人材の育成が欠かせません。そのためには、これまでのいわゆる「支え手」「受け手」といった概念を超えて、子どもから高齢者まで地域で生活するすべての住民を対象とした「福祉意識の醸成」や「地域活動人材の確保」のほか、従来は個々に活動しながら、支援やサービスの提供を担ってきた「専門職・支援関係者への支援」などが必要となります。

基本戦略3「地域で共に生きるための人づくり」では、次の3つの項目を基本的な柱として、施策を進めます。

-
- (1) 福祉学習の充実 138
 - (2) 地域人材の確保・育成 144
 - (3) 専門職・支援関係者の育成と支援 147
-

(1) 福祉学習の充実

現状と課題

地域福祉を進めていくためには、地域で生活する子どもから高齢者まで、あらゆる世代のすべての住民を対象にした、生涯を通じた福祉学習が大切です。社協では、市内小・中学校で、福祉について学び、障害・高齢者体験等の疑似体験を行う出前授業を福祉教育ボランティアの協力を得て実施しています。平成 29（2017）年度は、21 名の方が福祉教育ボランティアとして登録され、市内の小・中学校 13 校で、延べ 26 回の出前授業を行いました。ただ、最近「疑似体験」については、身体障害者や高齢者に起こりうる特性を体験できる反面、子どもたちの意識に「大変だ」「年はとりたくない」などの『負のイメージ』につながる一面も指摘されていることから、教育内容のより一層の深化と充実が求められています。

また、必要な時に周りの支援を上手に受けながら、地域で自立した生活を送れるよう、援助を受け入れる力「受援力」の形成が幼少期より必要とされています。自己肯定感を高め、多様な他者との関係を結べるような力を育むことで、ノーマライゼーションの理念に基づく心のバリアフリーを推進するとともに、適切な受援力を高めるためのプログラム等の実施に向け、学校等の教育機関とのより一層連携していく必要があります。

アンケート調査の結果、より地域から孤立した生活にならないために、有効だと思う方法は何かという問いに対し、「差別や偏見などをなくすための福祉教育」という回答が下位となっており、市民の福祉学習の効果に対する認識が低いことが分かりました。福祉学習は、一人ひとりが地域の生活課題や福祉問題に気付くことで、社会的孤立が自己責任ではなく、今日の地域社会の「構造的な問題」であることの理解につながり、社会的包摂の地域づくりの根本となります。したがって、学校だけの福祉学習で完結せずに、地域ぐるみで福祉学習に取り組むことが重要です。

中・高生を対象に行った次世代地域づくり会議では「今後の地域活動への参加者を増やす方法」として、「小学生の頃から本庄市の歴史とともに地域活動や自治会活動の大切さを教え、それを子どもから家族に伝え、子どもの意識とともに家族の意識を変えていく取り組みがあれば、大人の地域活動への参加が期待できるのではないか」という意見も出ており、福祉学習においては、学校教育や社会教育等の教育分野との連携も求められている状況にあります。

コラム

地域を元気にする福祉教育・福祉学習の展開

これからの福祉教育・福祉学習は、高齢者や障害のある人等のできないことを伝えたり、できないことを体験することではなく、そのような人の得意なことを知ったり、共に活動すること等を通じた共感を促していくことが大切です。

福祉教育・福祉学習は次のようなステップ・アプローチを踏んで進められていきます。

① 「無関心」から「好意的関心」へ

福祉に「無関心」だった人たちが、何らかの「関心」を持つようになることが福祉教育・福祉学習の第一歩です。この「関心」が好意的なものであれば、共感や行動につながりますが、「関わりたくない」等の拒否的な関心が芽生え、排除につながっていく可能性もあります。

② 「同情」から「共感」へ

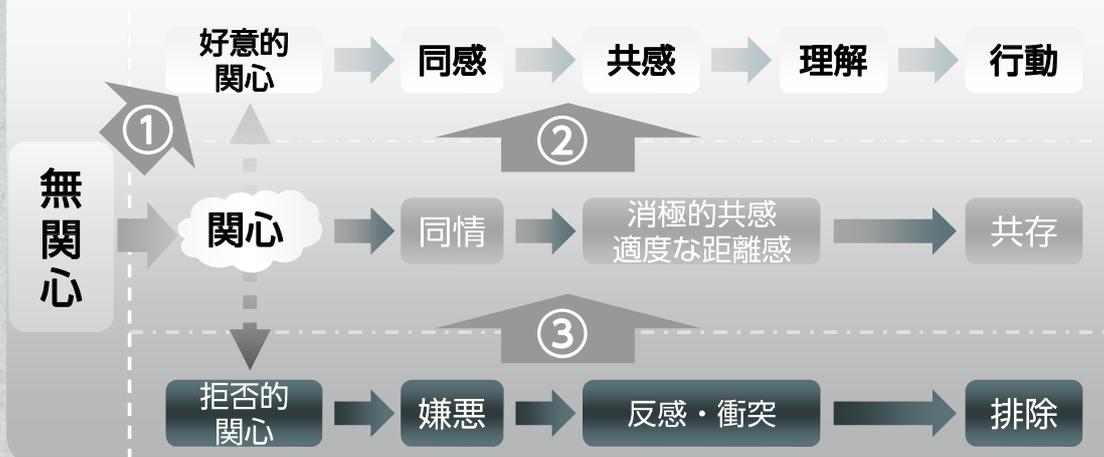
福祉当事者は「かわいそうだ」等の「同情」は心のバリアとなりかねません。当事者との対話や具体的な事例を通じた福祉教育・福祉学習により、住民がリアリティを持ちながら、その人を通して社会問題を学び、その解決にむけて主体的に動き出す「共感」を育むことが大切です。

③ 「反感・嫌悪」から「共存」へ

適度な距離感を保つことで当事者がそこにいることは認められる「共存」の関係を構築していくことも、福祉教育・福祉学習の大きな目的の一つです。「共存」の関係を維持し、いろいろな人々がいることが「当たり前」となることで、「共存」から「共感」「共生」に変わっていく可能性もあります。

このような福祉教育・福祉学習に学生や地域住民と共に、当事者が積極的に関わることで、それぞれの立場の理解が進み、また、関係性が構築されることで「地域力」が向上していきます。

福祉教育・福祉学習のイメージ



出典：全国社会福祉協議会「社会的包摂に向けた福祉教育～福祉教育プログラム7つの実践～」より作成

市の主な取り組み

市は福祉学習の充実のため、次の取り組みを重点的に進めていきます。

重点的取り組み
<p>①モデルプログラム集等の作成 教育課程において、効果的かつ効率的に福祉教育・福祉学習を行うことができるよう、ガイドライン及びモデルプログラム集を作成します。</p>
<p>②地域福祉懇談会等の定期的実施（再掲） 市民の地域福祉への関心を惹起するとともに、地域情報を共有していくために、「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を継続的に実施していきます。</p>
<p>③地域福祉講演会等の実施（再掲） 地域福祉に関する市民の理解を促進し、支え合いの地域社会を構築していくため、市民や関係機関・団体構成員を対象とする、地域福祉に関する講演会を毎年実施します。</p>
<p>④福祉関係講座の充実 社会福祉に関する生涯学習講座の実施を検討します。また、認知症サポーター養成講座や市民後見人養成講座等、市が実施する福祉関係講座等を体系的に実施します。</p>
<p>⑤生涯学習機会の拡大の検討 生涯学習・社会教育の機会を市民に等しく提供するため、生涯学習講座や認知症サポーター養成講座等の実施にあたり、情報通信技術（ICT）を活用した手法を検討します。</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①モデルプログラム集の作成		①モデルプログラムの実施・検証		
②地域福祉懇談会等の開催	②地域福祉懇談会等の開催	②地域福祉懇談会等の開催	②地域福祉懇談会等の開催	②地域福祉懇談会等の開催
③講演会の開催	③講演会の開催	③講演会の開催	③講演会の開催	③講演会の開催
④及び⑤調査研究		④福祉関係講座の充実検討		
		⑤生涯学習機会の拡大検討		

社会福祉協議会の主な取り組み

差別や排除のない地域共生社会を実現していくための福祉意識の醸成に向けて、社協は次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
①学校等と連携した福祉教育の充実（再掲） 体験学習だけでなく心のバリアフリーを目指した福祉学習の在り方等について学校、行政、当事者等と連携し、検討実施します。併せて、研修会やプログラム集の作成等といった福祉学習を行う教職員への支援を行います。	福祉教育推進事業の実施 教職員への支援
②学生の福祉意識の醸成に向けた取り組み 学生のボランティア活動への参加機会を設け、周知等に努めます。福祉についての学びや地域課題への気づきに導くボランティアメニューの実施を行います。	ボランティア体験プログラムの実施
③福祉教育ボランティアの育成 学校や地域で福祉教育を推進する「福祉教育ボランティア」の養成研修やフォローアップ研修等を開催し、福祉教育ボランティアの増員を目指します。	福祉教育ボランティアの育成

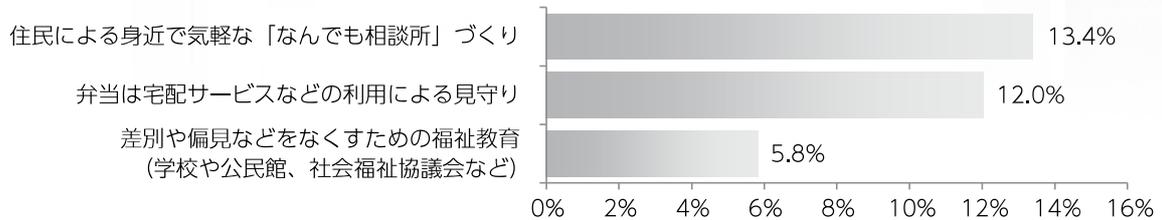
取り組みのスケジュール



アンケート調査の結果（一部）

社会的な孤立を防ぐための手段としては、福祉教育はほとんど認識されていませんでした。

Q：地域から孤立した生活にならないために、あなたが有効だと思う方法は何ですか？
（下位3つ）



関連する市の施策・事業（関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。）

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①地域福祉意識の醸成と活動の促進 ②生命の尊さを自覚し、他者の痛みが分かる児童生徒の育成 ③人権教育の推進 ④生涯学習の推進	① 48 ページ ② 64 ページ ③ 65 ページ ④ 70 ページ
本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画	①介護予防の推進 ②生きがいつくりの推進	① 54 ページ ② 56 ページ
第 3 次本庄市障害者計画・ 第 5 期障害福祉計画・ 第 1 期障害児福祉計画	①障害者の権利擁護の推進 ②福祉教育・意識啓発の充実 ③生きがいの創出	① 44 ページ ② 51 ページ ③ 59 ページ
本庄市子ども子育て支援事業計画	①豊かな心の育成	① 71 ページ

地域での主な取り組み

- 地域住民は、地域活動に関心を持ちます。
- 地域住民は、地域のイベントや行事に誰でも気軽に参加できるよう配慮に努めます。
- 地域団体は、若い世代の参画の機会を設けます。
- 事業所は、福祉情報の提供に努め、実習生の受け入れ、講習会の開催等といった福祉学習の場を設けます。
- 事業所は、学校等へ専門職の職員を派遣し、福祉学習への指導支援を行います。
- 当事者団体、ボランティア団体は、福祉教育に協力します。
- 教育機関は、学校でのボランティア活動への取り組みについて検討します。

コラム

保育園児向け認知症サポーター養成講座の実施

平成30(2018)年11月に、市が従来成人を対象に行っていた「認知症サポーター養成講座」を保育園や市内の介護サービス事業者の協力を得て、園児を対象に試験的に実施しました。

絵本の読み聞かせや、寸劇を交えた講座となっており、参加した園児からは「難しかったけど楽しかった」「(認知症になった祖父母に)怒らず優しくしようと思った」等の声があがっています。



絵本の読み聞かせの様子



園の先生方による寸劇の様子

コラム

DET (障害平等研修) の実施

DET (障害平等研修) は、障害当事者がファシリテーター (進行役) を務め、“教える”ではなくグループワークにより参加者と一緒に対話しながら「心のバリアフリー」について学ぶ発見型学習の研修です。差別や排除、参加の制約などの障害という課題を見抜く視点を獲得することで、障害を理解し、行動を変えることを目指します。

市社協では地域共生社会づくりを目指し、平成29(2017)年度よりDET研修を開催しています。



DETの様子

(2) 地域人材の確保・育成

現状と課題

近年、サロン活動などの地域における支え合い活動が活発になっていますが、同時に、地域では担い手不足に悩まされている団体なども見受けられます。

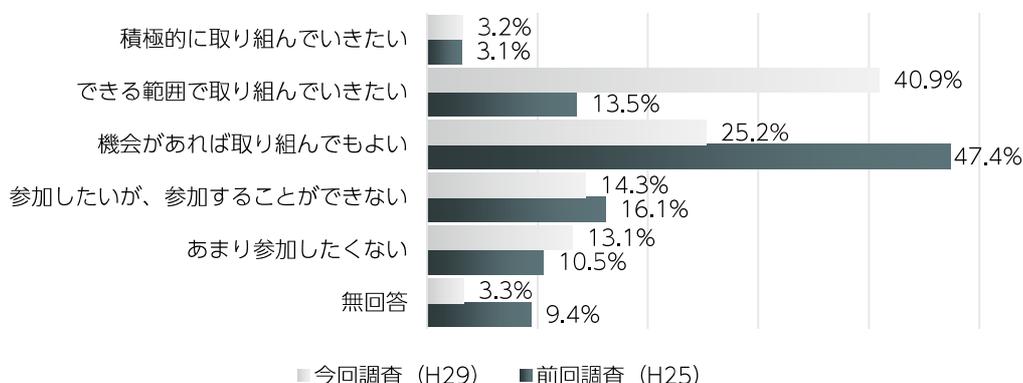
アンケート調査の結果を、5年前の調査結果と比較すると、地域活動への参加意向について、「できる範囲で取り組んでいきたい」と、積極的な回答を行う人が、およそ3倍に増加していることと併せ、してみたい地域活動の傾向を見ると、それぞれの項目への全体的な回答割合が減少している中で、「特技や趣味を活かした交流活動」のみ増加しており、地域住民が持っている技能や趣味等を地域に還元していく機会が求められていることが分析できます。

地域活動への参加意欲が高まっている一方で、地域福祉懇談会では、地域の課題として、地域活動への地域住民の関心の低さや、高齢化などによる担い手不足の問題が浮き彫りとなっており、また、次世代地域づくり会議においても、お祭り等の地域行事への参加者の減少等が指摘されていることから、地域活動への市民の「指向」が変化しつつある可能性があります。

また、「ゴミ出し等、日常のちょっとしたお手伝いを、近隣の学校へ通学している学生にしてもらえたらよい」といった意見もあり、学生等の若い世代の地域活動への参加が求められています。次世代地域づくり会議の結果からは、学生自身も決して地域に無関心なのではなく、若い世代が地域活動へ参加するきっかけや仕組みづくりが、これからの地域を担う人材確保につながる可能性も示唆されています。さらに、個別の課題に対するマッチング機能の強化が求められるところです。

アンケート調査の結果（一部）

Q：今後、地域活動にどの程度参加したいと思いますか？（1つだけ○）



市の主な取り組み

市は地域人材の確保・育成のため、次の取り組みを重点的に進めていきます。

重点的取り組み
<p>①生涯学習講座受講者等の受け皿の確保 生涯学習の成果を適切に地域社会に還元するため、学習者と地域ニーズのマッチング機能をつくりだすことを検討します。</p>
<p>②人財バンクの周知啓発 優れた知識又は技能を持ち、社会参加に意欲のある人材を指導者として登録している、本庄市生涯学習人財バンク（以下「人財バンク」という。）の周知啓発を行い、地域での生涯学習講座等における人財バンクの活用を図ります。また、各種講座等を修了し、知識や技能を習得した人材が小地域における指導者として活動できるよう、人財バンクへの登録につなげます。</p>
<p>③地域福祉懇談会等の定期的実施（再掲） 市民の地域福祉への関心を喚起するとともに、地域情報を共有していくために、「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を継続的に実施していきます。</p>
<p>④福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討（再掲） 認知症サポーター養成講座や市民後見人養成講座等、市が実施する講座受講者が講座内容を地域において実践していくための仕組みを検討します。</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①生涯学習講座受講者等の受け皿の確保				
②人財バンクの周知啓発				
③地域福祉懇談会等の開催	③地域福祉懇談会等の開催	③地域福祉懇談会等の開催	③地域福祉懇談会等の開催	③地域福祉懇談会等の開催
④福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討				

関連する市の施策・事業（関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。）

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①地域福祉意識の醸成と活動の促進	① 48 ページ
第8次本庄市高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画	①介護予防の推進 ②生きがいづくりの推進	① 54 ページ ② 56 ページ
第3次本庄市障害者計画・ 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画	①生きがいの創出	① 59 ページ

社会福祉協議会の主な取り組み

地域で活動する人材の確保・育成について、社協は次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
<p>①生活・障害等の多様なニーズに対応したボランティアの育成</p> <p>地域の生活課題やニーズを把握し、ボランティアを必要とする人のために、各種ボランティアの養成を行っていきます。地域で主体となり活動できるボランティアの育成を目的とした各種講座を開催し、講座参加者が具体的なボランティア活動につながるよう支援します。</p>	各種ボランティア講座の開催
<p>②ボランティアコーディネート機能の充実</p> <p>市や地域団体等と連携し、地域での生活課題や埋もれているボランティアニーズの把握に努め、個別的なニーズへの対応を充実させていきます。また、様々な媒体を活用し、ボランティア情報の発信を積極的に行い、ボランティアニーズとボランティア活動のマッチング件数を増やします。</p>	ボランティアコーディネートにおけるマッチング件数の増加
<p>③地域における福祉人材の発掘・育成</p> <p>地域の支え合い体制の構築に向けて、地域団体や関係機関等と連携し、小地域で活動する福祉人材を発掘・育成します。また、市と連携して、生活支援体制整備事業における生活支援サポーターの養成に努めます。</p>	地域福祉人材の発掘 生活支援サポーターの養成

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
				①各種ボランティア講座の開催
				②個別ボランティアニーズの把握
				②ボランティアコーディネートにおけるマッチング件数の増加
				③地域福祉人材の発掘・生活支援サポーター養成

地域での主な取り組み

- 地域住民は、福祉を学ぶための機会に主体的に参加します。
- 地域団体は、福祉について学びを深め、住民に広く伝えます。
- 事業所は、必要な専門知識、技術を地域に提供し、地域福祉活動の担い手育成を支援します。
- ボランティア・NPO 団体等は活動内容や募集等を積極的に発信します。
- ボランティア・NPO 団体等は後継者確保のため、誰でも参加しやすい機会を提供します。
- ボランティア・NPO 団体、地域団体は市民に参加を呼びかけ、積極的な受け入れを行います。

(3) 専門職・支援関係者の育成と支援

現状と課題

本市における民生委員・児童委員の充足率は、都市部等他地域と比べて高い状況が長く続いており、また、アンケート調査の結果、回答者の47.0%が「自分が住んでいる地区の民生委員・児童委員を知っている」と回答しており、「名前だけは知っている」人を併せると、民生委員・児童委員の認知度は80%以上と高い水準にあります。その一方で、業務の増加や地域人材の不足等に伴い、民生委員候補者の人材確保が難しいといった声も大きな課題となっていることから、民生委員・児童委員協議会への、市や社協による支援の拡充が期待されています。

また、長く介護人材の不足が叫ばれていますが、人口減少による労働力不足に加え、厚生労働省によれば、2025（平成37）年には、介護人材の需要と供給のギャップは、全国で37.7万人にも上ることが推計されており、本庄市においても今後益々専門人材が不足することが予測されています。さらに、包括的な相談支援体制の中で、効果的なサービスや支援を提供していくにあたっては、特定の分野の知識や技能だけでなく、幅広い分野の知識や技能が求められる可能性もあることから、専門職や支援関係者の資質を向上していくための体制整備も必要です。

ヒアリング調査の結果、多くの事業所で、業務量が膨大であることによる、慢性的な人員不足が課題として認識されていました。これらの事業所の中には、できる限りサービスを提供しようと、利用相談等を断ることなく受け入れていった結果として、受け入れ体制が限界を迎えてしまった事業所もあり、既にサービスの供給体制が間に合っていない現状が浮き彫りとなりました。

また、専門職種でも誤解や偏見がある、といった意見の他、お互いの分野に関する知識や、地域に関する情報が不足していることで円滑な連携が図れない、といった意見もあげられており、個々人の業務等を効率化・円滑化していくための、研修会の実施や情報支援等の在り方が課題となっています。

市の主な取り組み

市は専門職や支援関係者が円滑、かつ適切な支援を行っていくための資質向上を目指し、次の取り組みを重点的に進めていきます。

重点的取り組み
<p>①民生委員・児童委員協議会への支援 民生委員・児童委員協議会への事務支援を引き続き実施するとともに、地域住民に身近な相談役である民生委員・児童委員個人の資質の向上のため、事例検討会等の研修の実施を検討します。また、地域での活動の円滑化のため、自治会連合会等の地域の関係団体との意見交換会等、連携・交流のための場を企画します。</p>
<p>②多職種連携のための研修会等の実施 専門職及び支援関係者が一堂に会し、連携のための関係性を構築するとともに、コミュニティソーシャルワーク等の多職種連携に関する技能の向上を図るための研修会等の実施を検討します。</p>
<p>③行政情報の活用支援 市が保有している情報のうち、個人情報に該当しない専門職の活動地域に関する統計情報等を専門職や支援関係者等が活用し、支援対象者等の地域を適切に評価していくために、市が保有する情報等を積極的に公開し、その活用方法の周知等を行います。</p>
<p>④個人情報の取り扱いに関するルールの作成（再掲） 連携を具体的に行っていくためには、個人情報の共有が必要不可欠です。市内で、サービス提供事業者をはじめ、民生委員・児童委員、自治会等支援関係者が支援を行うにあたり、適切に個人情報を活用していくための手順及びルールの作成を検討します。</p>

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①民生委員・児童委員協議会への支援				
②調査研究	②多職種連携のための研修会等の実施			
③行政情報の活用支援				
④調査研究	④ルールの作成		④ルールの運用・検証	

関連する市の施策・事業（関連する計画の施策・事業を一部掲載しています。）

関係する事業の名称	施策・事業名称	該当ページ
本庄市総合振興計画	①地域福祉の推進体制づくり ②介護・福祉のサービスの連携と充実 ③関係機関等との連携	① 48 ページ ② 51 ページ ③ 55 ページ
本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画	①介護保険サービス基盤の整備 ②サービスの質の向上	① 73 ページ ② 74 ページ
第 3 次本庄市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画	①サービス等の見込み量とその確保方策 ②地域生活支援事業	① 70 ページ ② 80 ページ
本庄市子ども子育て支援事業計画	①地域子ども・子育て支援事業	① 44 ページ

社会福祉協議会の主な取り組み

専門職・支援関係者の育成と支援を推進するため、社協は次のことに重点的に取り組みます。

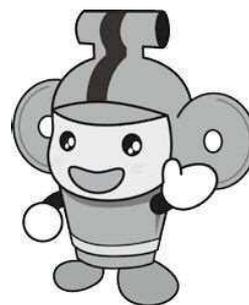
重点的取り組み	指標目標
<p>①民生委員・児童委員等支援関係者の支援</p> <p>民生委員・児童委員と連携して、地域の見守り体制づくりに努めます。また、地域で活動する支援関係者を支援し、必要な機関等につなぎながら、地域の福祉人材の活動をサポートします。</p>	支援関係者の支援
<p>②多職種連携の推進（再掲）</p> <p>複合ニーズ世帯の早期発見・早期解決や「制度の狭間の問題」に適切に対応するため、地域における多職種のネットワーク化を推進し、日々の相談援助活動をより円滑に行うための環境整備に努めます。</p> <p>また、多職種連携セミナーを開催し、講演や事例報告、グループワーク等を通じて、多職種が互いの業務を理解しながら連携を促進できるための機会提供に努めます。</p>	多職種連携の推進 多職種連携セミナーの開催

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
				①支援関係者の支援
				②多職種連携の推進・セミナー開催

地域での主な取り組み

- 地域団体・専門機関等は、他の機関・団体等との連携・協力による支援ネットワークづくりに努めます。
- 地域団体・専門機関等は、多職種連携を推進するための各種研修等に積極的に参加します。
- 福祉専門職は、地域の課題解決のために関係機関とのネットワークづくりに努めます。
- ボランティア等地域福祉実践者は、他団体との横のつながりづくりに努めます。



計画推進体制の発展・強化

市民の生活を支える仕組みを構築し、仕組みを有機的に機能させていくためのつながり・ネットワークを強化するとともに、地域福祉活動や相談支援活動を実践する人々を育成・支援していく体制を包括的に発展させていくためには、定期的に計画の進捗状況等を点検・管理し、必要に応じて軌道修正等を行っていくための仕組みが必要不可欠です。また、計画推進の中核として機能する市と社会福祉協議会の体制・機能と併せて、財政的基盤を確保・強化していくことで、持続可能で、かつきめ細やかな地域福祉活動を展開することが可能となります。

基本戦略4「計画推進体制の発展・強化」では、次の3つの項目を基本的な柱として、施策を進めていきます。

-
- (1) 市の計画推進体制の強化 152
 - (2) 社会福祉協議会の機能強化 154
 - (3) 地域福祉財源の確保 156
-

(1) 市の計画推進体制の強化

現状と課題

計画は、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、その結果を評価（Check）した上で、計画の改善（Act）を行っていく「PDCA サイクル」を着実に進めることで、効率的かつ効果的に運用されますが、着実に「PDCA サイクル」を実行していくためには、計画の進行管理体制を確立することが不可欠です。平成 30（2018）年に改正された社会福祉法においては、市町村地域福祉計画は定期的に調査・分析・評価を行い、必要がある時には変更する努力義務が条文上明記され、また、計画を変更する場合には、あらかじめ地域住民や社会福祉を目的とする活動を行う人々等の意見を反映させていくことが求められています。

また、計画を推進していくためには、市民をはじめ、関係機関・団体が計画の趣旨を理解し、主体的に地域福祉活動等に参画していくことが不可欠です。アンケート調査の結果をみると、「福祉に関心のある人」は全体として増加していることから、様々な機会を捉えて計画を周知・啓発するとともに、地域福祉について考えていくための場を提供していくことで、市民主体の地域づくりを進めていくことも大切です。

さらに、ヒアリング調査の結果、18 歳未満の子どもや若者が家事や介護を過度に担っているヤングケアラー等の新たな地域課題の存在も明らかとなってきました。そのような新たな課題の実態を調査・研究し、迅速に対応策を検討していくための仕掛けづくりも必要です。

重点的取組：本庄市地域福祉審議会（仮称）の設置

計画を推進し、地域福祉を発展させていくためには、市、社協、市民、関係機関・団体が一堂に会し施策の検討を行うほか、計画の進捗状況を共有するとともに、定期的に必要な点検評価と改善点の協議を行う等、「PDCA サイクル」に基づく進行管理を組織的に行っていくことが必要です。

そこで、市は、計画の進行管理と点検評価を行うとともに、計画の変更等を組織的に行っていくための体制を整備します。

計画進行管理組織のイメージ

地域福祉審議会（仮称）

機能：①本庄市地域福祉計画の進行管理・点検評価に関すること
②本庄市地域福祉計画の変更及び策定に関すること
③地域福祉関連調査研究に関すること

構成員：①有識者 ②地域福祉関係機関・団体構成員 ③公募市民

専門部会（未定）

①個別施策に関すること

市のその他の取り組み

重点的取り組み

①計画進行管理組織による点検評価の実施

地域福祉審議会（仮称）を毎年度複数回開催し、計画の定期的な点検評価を実施します。
 なお、平成31（2019）年度は評価方法を検討し、次年度より、前年度評価を行っていきます。

②計画の周知啓発

計画概要版を全戸配布するとともに、計画の進行管理状況を HP や広報等で周知するなど、機会を捉えて計画の周知啓発を行います。

③地域福祉講演会等の実施（再掲）

地域福祉に関する市民の理解を促進し、支え合いの地域社会を構築していくため、市民や関係機関・団体構成員を対象とする、地域福祉に関する講演会を毎年実施します。

④地域福祉懇談会等の定期的実施（再掲）

市民の地域福祉への関心を惹起するとともに、地域情報を共有していくために、「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を継続的に実施していきます。

⑤新たな課題への実態調査の実施

ヤングケアラー等の新たな地域課題を把握し、必要な施策につなげていくための調査研究を実施します。なお、調査研究の結果明らかとなった課題に対しては、計画の変更等により対応していきます。

取り組みのスケジュール

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
①検討	①設置	①必要に応じて専門部会の設置		
①評価方法の検討	①前年度評価	①前年度評価 中間評価	①前年度評価	①前年度評価 最終評価
②概要版の全戸配布	②前年度評価の周知	②前年度・中間評価の周知	②前年度評価の周知	②前年度・最終評価の周知
③講演会の開催	③講演会の開催	③講演会の開催	③講演会の開催	③講演会の開催
④地域福祉懇談会等の開催	④地域福祉懇談会等の開催	④地域福祉懇談会等の開催	④地域福祉懇談会等の開催	④地域福祉懇談会等の開催
⑤調査研究課題の検討	⑤ヤングケアラーの実態調査	⑤調査研究課題の検討	⑤研究調査の実施	⑤研究調査の実施
⑤その他、必要に応じて調査研究の実施				

(2) 社会福祉協議会の機能強化

現状と課題

地域住民から寄せられる様々な生活相談等に適切に対応していくためには、社協においても包括的な相談支援体制を整備することが必要です。そのためには、業務分析や財務分析を行い、業務全般の見直しや事務局体制の整備により、事業の適正な運営が求められます。さらに、近年では市などからの受託事業等が増加しているものの、人事や経理等を扱う管理（総務）部門の体制整備は進んでおらず、事務局全体の職員体制の整備等について検討していく必要があります。

アンケート調査の結果によれば、4人に3人が社協の「名前を知っている」と回答したものの、活動内容まで知っている人は、そのうちの約4分の1、全体の約2割でした。5年前と比べると認知度は若干向上していますが、PR活動において組織的な展開などの工夫が必要です。また、同じアンケート調査で、社協に「総合的な相談体制」に関して期待が寄せられる一方「気軽に相談できる場所」としての認識は低く、抜本的な業務の見直しが必要です。

平成30年（2018年）3月に、全国社会福祉協議会より「社協・生活支援活動強化方針（一部改訂）」において、強化方針の2つの柱として『あらゆる生活課題への対応』と『地域のつながりの再構築』が掲げられました。「あらゆる生活課題への対応」は社協の責務です。一方で、多様で複雑な福祉課題・生活課題は、社協だけで解決できるものではありません。だからこそ「地域のつながりの再構築」が重要になります。今後、各種団体とより一層連携の強化を図るとともに、あらゆる地域資源の開拓・連携等「新たな時代の地域ネットワークづくり」に取り組みながら、地域福祉を推進する中核的な団体としての存在意義を示すことが求められます。

アンケート調査の結果（一部）

Q：社会福祉法人本庄市社会福祉協議会をご存じですか？



Q：あなたが、社会福祉協議会に期待することはどんなことですか？（3つまで○）

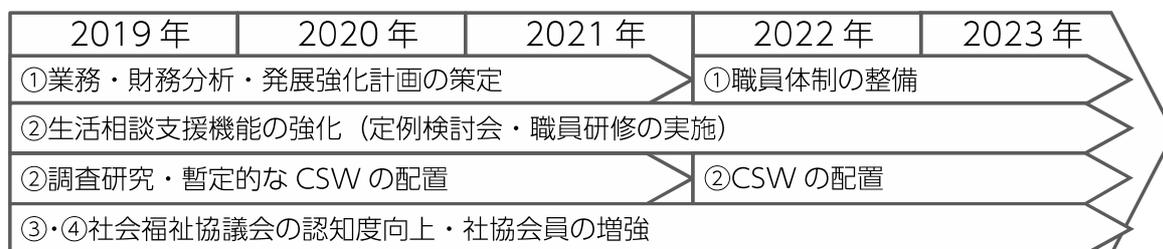
- 上位5つ：1位 気軽に何でも相談できる総合的な相談体制の構築（38.7%）
- 2位 住民への福祉情報の提供（34.9%）
- 3位 近隣同士の見守り活動などの推進（29.4%）
- 4位 ボランティア活動や市民活動への支援（21.2%）
- 5位 ホームヘルプサービスなどの介護サービスの充実（17.9%）

社会福祉協議会の主な取り組み

地域福祉を推進する中核的な団体としての機能強化を目指し、社協は次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
<p>①業務・財務分析や事務局の体制強化</p> <p>業務・財務分析を行い、社協事業の点検・整理・見直しに取り組み、事務局職員体制の整備を行います。また、社協の発展強化計画を策定して、業務の推進を計画化します。</p>	発展強化計画の策定
<p>②相談支援機能の強化と相談体制の整備（再掲）</p> <p>市民の日常生活上の課題への相談対応にあたり、相談支援機能を強化します。具体的には、定期的に担当職員によるケース検討や職員研修を開催し、職員個々の相談対応力向上に努めます。</p> <p>また、日常生活圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置して、アウトリーチするための相談体制を整えます。CSWは、個別支援とともに、個別支援を通じた地域支援を行い、主に小学校圏域ごとに展開を想定している小地域福祉活動をサポートし、地域資源開発や住民相互の相談機能の構築に取り組みます。</p>	定例検討会・職員研修の実施 CSWの配置
<p>③社会福祉協議会の認知度の向上</p> <p>あらゆる媒体を使って、社協の周知に努めます。また、住民向けの講演会や啓発活動に取り組むほか、地域のイベント等に積極的に参加して、社協の認知度向上に努めます。</p>	社協認知度向上
<p>④社協会員の増強</p> <p>社協の認知度向上に取り組むとともに、地域のイベントや様々な機会を活用し、社協の「会員制度」周知とともに会員加入を呼びかけ、会員の増強に取り組みます。事業の周知とともに、安定的な会費（財源）の確保を目指します。</p>	社協会員の増強

取り組みのスケジュール



(3) 地域福祉財源の確保

現状と課題

地域福祉活動を推進するためには、そのための財源確保が必要です。市では、地域福祉推進や地域活動活性化のための補助金交付等を行っています。社協の運営費や補助金交付もその一つで、地域福祉を着実に推進していくため、国や県からの交付金等を有効に活用するなど、安定的な財源の確保が今後ますます重要になります。

社協の活動財源は、市からの交付金や補助金、委託料のほか、県社協からの補助金、委託料等があります。事業内容や資金使途の透明化をさらに推進し、事業運営の持続性を確保することが重要です。ほかに、住民から寄せられる寄附金や社協会費があります。寄附金はその年によって実績額が異なりますが、社協会費は、毎年500万円を超える会費が大勢の市民や団体等から寄せられています。ただ、会員募集にあたっては、毎年新規会員を獲得しながらも若干の退会者がおり、個人・法人会員の新規獲得が課題となります。また、旧本庄市・旧児玉町地域間で社協会費の募集方法が異なるため、今後検討が必要です。

民間の地域福祉財源としては「赤い羽根共同募金」があります。これも地域のために活用される貴重な財源として、より多くの市民や団体、企業等に協力を呼びかけることが大切です。

これらの財源確保にあたっては、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会をはじめ、地域で活動する様々な団体や個人の協力によるところが大きく、今後ますます関係団体等との連携が重要になります。また、「地域福祉に関心はあっても参加する時間がない」といった人も、こうした募金等に協力することで地域福祉を支える担い手となって、間接的に「地域福祉」に参画することができます。そうした『寄附文化の醸成』や『市民の意識の啓発』も重要な取り組みです。

また、民間財団等が地域における先進的な福祉活動等に対して助成する制度などもあり、地域で活動する福祉団体等においては、そうした財源の活用を推進することも必要です。さらに、クラウドファンディングなどのテーマ型募金活動や、企業の社会貢献の促進など、地域における新たな財源の確保に積極的に取り組むことが求められます。

市の主な取り組み

市は、地域福祉財源の確保のため、次のような取り組みを推進します。

重点的取り組み
<p>①地域福祉基金の周知と寄附文化の醸成 市が在宅福祉の推進など、地域における保健福祉活動の振興を図るために設置している「本庄市地域福祉基金」の周知等の寄附文化の醸成を図り、地域福祉財源の充実に努めます。</p>
<p>②市の事業における補助金等の活用 市が地域福祉を推進していくための取組に係る費用として、市の一般財源だけでなく、国や県の補助金・交付金等を積極的に活用するとともに、国内の財団法人等の助成金等の活用を検討します。</p>
<p>③関係機関・団体の財源確保への支援 地域住民をはじめ、市内の関係機関・団体が地域福祉に関わる諸活動を行うにあたり、その財源確保を支援するための助言等を行います。また、地域福祉活動に利用可能な補助金・交付金・助成金等の周知に努めます。</p>
<p>④官民連携の強化 地域課題の解決や人材開発等市民の福祉の向上に資する取り組みについて、関係機関・団体、社会福祉法人、民間企業等と協働することで効率的な事業展開に努めます。</p>

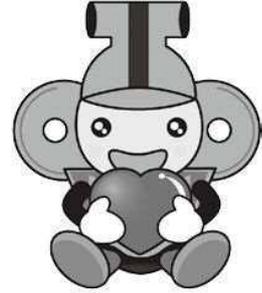
社会福祉協議会の主な取り組み

地域福祉財源の確保のため、社協は次のことに重点的に取り組みます。

重点的取り組み	指標目標
<p>①会費、寄附金の確保 社協の会費や寄附金等への協力を個人、団体、企業等に積極的に働きかけ、理解と協力を得ながら持続的な地域福祉財源の確保に努めます。</p>	寄附、会費への協力
<p>②事業の透明化 社協の事業の透明性を高めて、理解と信用を得ることで社協会費の収入増を目指します。</p>	事業内容の公開
<p>③寄附意識の醸成 社協だよりやホームページ等を通じて、寄付意識の向上や支え合い意識の増進に努めます。</p>	寄附に関する広報活動
<p>④基金の適正活用 基金を適正に活用し、ボランティア支援や社会福祉事業を推進します。</p>	基金の活用
<p>⑤共同募金運動の推進 埼玉県共同募金会本庄市支会事務局として、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会、地域の各種団体、企業等の理解と協力を得ながら「赤い羽根共同募金運動」「歳末たすけあい運動」の推進に取り組みます。これら募金活動を通じて、住民の寄附意識の普及と寄附文化の醸成に努めます。</p>	共同募金運動の推進

地域での主な取り組み

- 団体で寄附を募集する場合、内容を明確にして理解を得るように努めます。
- 地域住民は、寄附についての理解を深め、募金活動に参加します。



コラム

「赤い羽根共同募金」って？

赤い羽根共同募金運動は、10月1日から翌年3月31日まで、全国一斉に各都道府県を単位にして行われます。お寄せいただく募金は、同じ都道府県内で様々な福祉活動や災害時支援に役立てられます。地域の福祉団体等からの申請を基に助成計画を立案し、その計画に基づき、助成事業に必要とされる目標額を毎年定めています。

寄せられた募金の約7割が募金いただいた市区町村で使われ、高齢・障害・児童等のさまざまな民間の地域福祉活動に役立てられています。残りの3割は市区町村を越えた広域での活動や災害時の備えのためなどに使われています。





第5章

計画推進体制及び 点検評価

- 1 計画推進体制と行動指針 161
- 2 計画の点検評価 162



1

計画の推進体制と行動指針

計画を適切に推進していくため、市は、社協と協力し、「基本戦略 4」に掲げた本庄市地域福祉審議会（仮称）（152 頁参照）を運営し、計画推進体制を整備していきます。

また、計画は、市や社協はもとより、市民をはじめ、地域の関係機関・団体や福祉関係事業者等、社会福祉を取り巻くすべての人々が一定の方向性の下に協働することで推進されることから、それぞれの人々の行動指針を次の通り定めます。

○市

公的なサービス基盤を確保するとともに、市民参加を促進し、市民との協働により、市民の福祉意識の醸成に努めます。

○社会福祉協議会

市民の参加を促進するとともに、地域資源の掘り起こしや開発を行い、地域課題の解決に取り組みます。

○福祉関係相談機関

支援を必要とするすべての方々の相談に乗り、地域のネットワークづくりに努めます。

○教育機関

地域の中で互いに助け合う心を育てます。

○市民

身近に出来ることから地域活動に参加します。

○地域活動団体（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 等）

活動内容を一層充実させ地域福祉の推進を図ります。

○社会福祉法人等（福祉サービスに係る事業者等）

利用者の立場に立った自立支援サービスに取り組み、かつ、社会貢献事業にも取り組みます。

○医療機関等（医療機関、薬局）

専門性を発揮して地域生活を支えます。

○事業者（ライフライン関連、商店街、コンビニ、宅配事業者、金融機関等）

地域の一員として、日常の仕事を通して地域の福祉課題解決につながるサービスを提供します。

2

計画の点検評価

計画は、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、その結果を評価（Check）した上で、計画の改善（Act）を行っていく「PDCA サイクル」を着実に進めることで、効率的かつ効果的に運用されます。

市と社協は、着実に「PDCA サイクル」を実行していくために、計画進行管理組織の下、中心となる庁内横断的な報告や協議の場を必要に応じて設定することで、進行管理や進捗状況の把握等、市・社協内の共通認識を図るとともに、進捗管理状況等について市民をはじめ地域の関係機関・団体等に周知を図りながら計画を実施していきます。なお、点検評価方法については、計画初年度に決定し、公表します。

また、計画の下位計画である、個別の福祉行政計画については、個々の計画内においてそれぞれ進捗管理を行っていきます。

PDCA サイクルのイメージ



進行管理スケジュール

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
市・社協	計画進行管理組織の運営				
	評価方法の検討	前年度評価	前年度評価 中間評価	前年度評価	前年度評価 最終評価
	計画概要版の全戸配布	前年度評価の周知	前年度・中間評価の周知	前年度評価の周知	前年度・最終評価の周知
市民参加のプロセス	計画進行管理組織への参画・傍聴等				
	計画の実行				
	地域福祉懇談会等への参加				

第2期本庄市地域福祉計画 第2期本庄市地域福祉活動計画

ふくしの杜ほんじょうプラン 21

(パブリックコメント版)

平成31(2019)年1月

本 庄 市
本庄市社会福祉協議会